自己点検 · 評価報告書

令和5年6月 岡山学院大学

岡山学院大学評価項目

基準 I ミッションと教育の効果

ミッション

ミッションを確立している。

高等教育機関として地域・社会に貢献している。

教育の効果

教育目的・目標を確立している。

学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。

内部質保証

自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

教育課程

授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確 に示している。

授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。

教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよ う編成している。

授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に 示している。

授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

学生支援

学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

進路支援を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

人的資源

教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。

労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

物的資源

教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

施設設備の維持管理を適切に行っている。

技術的資源をはじめとするその他の教育資源

大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

財的資源

財的資源を適切に管理している。

財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

大学の設置者の長のリーダーシップ

法令等に基づいて大学の設置者の管理運営体制が確立している。

学長のリーダーシップ

学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。

ガバナンス

監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。

評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関等として適切に運営している。

大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明 責任を果たしている。

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は令和4年4月から令和5年3月までの岡山学院大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和5年6月

理事長

原田 博史

学長

原田 博史

基準 I ミッションと教育の効果

基準 I-A ミッション

基準 I-A-1 ミッションを確立している。

- (1) ミッションは大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) ミッションは教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) ミッションを学内外に表明している。
- (4) ミッションを学内において共有している。
- (5) ミッションを定期的に確認している。

岡山学院大学は私立大学であるので「ミッション」を「建学の精神」と表現する。本学の建学の精神は、本学の創立者である原田林市初代理事長・学長が大正 13 年に岡山県浅口郡鴨方町六条院に設立した「岡山県生石高等女学校」の建学の精神、教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を継承し、本学公式ウェブサイトにおいて次のように示し、学内外に表明している。

教育三綱領(1924年制定)

創立者がその私学で養成する人物像を示したものが「建学の精神」です。

岡山学院大学・岡山短期大学の建学の精神は、「教育三綱領」です。

教育三綱領を基に、岡山学院大学では管理栄養士、そして岡山短期大学では保育者を育成します。 「自律創生」

道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。

「信念貫徹」

目標を達成する継続的な学びと努力を実践する。

「共存共栄」

社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

この教育三綱領の意味は「人間は信念をもって生きるものであり、信念のない人間は舵のない船のようなものである。信念とは人間の生きる道であり、道は道路と同じで、必ず踏み行わなければならず、道を行かなければけがをし、あやまちをする。信念をもって如何なることがあろうとも道をはずさず生きるとの信念を徹底しなければならない。そして、この道は人間により拓かれ、道徳的理想に向かって人間の本務を体得するもので、価値としての自我の創造につとめるとともに校風の発展に努力し、更にはその道によって世界の人間と交流し、日本国民としての自覚をもって世界の平和に貢献せよ。」ということです。

また、本学は「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」を定め、建学の精神は教育理念、教育目標、学生の学習成果、三つの方針と関連し、令和4年度学生便覧に明確に示している。

第1章 教育理念および学科の教育目標

第1条 教育理念

岡山学院大学の建学の精神「教育三綱領」は、

自律創生:道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。

信念貫徹:目標を達成する継続的な学びと努力を実践する。

共存共栄:社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

であり、教育理念は、21世紀の我が国の少子高齢化の時代において、15歳から65歳までの生産年齢人口の縮小を抑止するために、国民一人一人の健康維持及び増進をはかり、我が国の労働生産力の向上に寄与するSociety 5.0 時代の人材を本学の「人間教育」と免許・資格を取得する「技術・技能教育」をもって育成することである。そしてそのために、本学はアセスメント・ポリシーに基づく高等教育の質保証を図り、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士養成の教育目標を達成することを使命とする。

人間生活学部食物栄養学科の教育目標

人間生活学部食物栄養学科では、高度な専門知識や技能を修得し、健康寿命延伸・QOL 向上のための 栄養の指導を行う専門家を育成する。

4年間じっくり学ぶことで、栄養士免許を取得するとともに、管理栄養士の国家試験受験資格を得る。管理栄養士とは、「人」の健康の維持増進をはかるための栄養の指導に携わる専門家である。高齢化が進むこれからの社会にあってはチーム医療のスタッフとして大いに期待され、また、食品技術系の企業においても、管理栄養士に人材ニーズが高まっている。食物栄養学科では将来、こうした栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士を育てるために次の教育目標を掲げている。

- ① 生活習慣病の予防と改善に貢献する管理栄養士の養成
- ② 疾病の予防や治療において栄養評価・判定に基づく高度な専門知識・技能による栄養指導及び栄養管理等に携わることのできる管理栄養士の養成
- ③ 豊かな人間性に富み、カウンセリングや福祉・介護分野の知識を修得した管理栄養士の養成
- ④ 人材ニーズが高まっている食品技術系の企業で活躍する管理栄養士の育成
- ⑤ 学校における食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、各教科等や給食における食に関する指導方法を修得し、管理栄養士として学んだことを学校教育の現場で生かすことができる栄養教諭の育成

※ Society 5.0 とは(内閣府 https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/)

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)である。

狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画(平成 28~令和2年度)において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

Society 5.0 で実現する社会は

IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服する。

また、人工知能(AI)により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服される。

社会の変革 (イノベーション) を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超 えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会となる。

Society 5.0 時代に必要な3つの力(岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科 基礎教育科目の教育課程編成・実施の方針)

クリエイティブカ

基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など栄養学分野の基本的な能力と知識を現代の諸問題と関連づけて展開できる力

マネジメントカ

Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげる技術に必要な数量的スキルや ICT リテラシー、チームワーク、リーダーシップ、コミュニケーションの能力などの力

ホスピタリティカ

心身のサポートや精神的にケアする力、健康づくりをサポートするために社会人としての態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理力などの力

学生の学習成果

本学で学ぶ学生の卒業時の学習成果は、建学の精神「教育三綱領」の基、自律した信念のある社会人となることである。

Society 5.0 時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献できる管理栄養士になるために、学科の教育課程(基礎教育科目および専門教育科目)の学習をとおして、次の学習成果を獲得する。

I. 専門的学習成果

学科の専門学習では、Society 5.0 時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に 貢献できる管理栄養士になるため、学科の教育課程の学習をとおして、専門知識と専門的能力を獲得 する。

- ①多様な専門領域に関する基本となる専門的知識を獲得する。
- ②チーム医療の重要性を理解し、他職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を獲得する。
- ③公衆衛生を理解し、栄養・給食関連サービスのマネジメントを行う能力を獲得する。
- ④健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行う能力を獲得する。
- ⑤子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、食に関する指導(学校における食育)をする 能力を獲得する。

Ⅱ. 汎用的学習成果

基礎教育科目の学習をとおして、

- ①基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など 栄養学分野の基本的な能力と知識を現代の諸問題と関連づけて展開できるクリエイティブ力を獲得す ス
- ②数量的スキルや ICT リテラシーで Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、円滑なチームワーク、リーダーシップ、対人コミュニケーションで、Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげるマネジメント力を獲得する。
- ③心身のサポートや精神的にケアする力、健康づくりをサポートするために信頼される社人としての 態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理力などのホスピタリティ力を獲 得する。

卒業認定・学位授与の方針

学位:学士(栄養学)

Society 5.0 時代の現場に即応できる管理栄養士になるため、基礎教育科目および管理栄養士課程の専門教育科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。卒業を認める卒業生の学習成果は次のとおりである。

- 1. 学位授与に必要な単位を修得している。
- 2. 卒業後社会人として求められるコミュニケーション能力、態度(心構え)や職業に対する知識、理解、価値、意見を獲得している。
- 尚、単位認定は科目の成績評価を基礎として単位認定の教授会において、学習成果を基準に判定する。

教育課程編成・実施の方針

管理栄養士課程として、栄養士の免許および管理栄養士の国家試験受験資格を得るための専門教育科目を編成し、実施する。

また、同時に「食品衛生資格履修コース」を専門教育科目の中に科目指定し、実施する。

栄養教諭一種免許状を得るための教職課程を編成し、実施する。

Society 5.0 時代に求める 3 つの力を汎用的学習成果として獲得させる基礎教育科目にクリエイティブ力基礎科目群、マネジメント力基礎科目群及びホスピタリティ力基礎科目群を編成し、実施する。希望者に対して、フードスペシャリスト資格認定証、専門フードスペシャリスト資格認定証、図書館司書などが取得できるサブカリキュラムも編成し、実施する。

入学者受入れの方針

本学に入学する人物には、次のような資質・能力を求める。

- ・栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士の仕事を理解している。
- ・卒業後、管理栄養士として働く意思が強い。
- ・Society 5.0 時代に必要なスキルの修得意識が強い。
- ・本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。
- ・生物、化学を基礎とする学習に努力できる。

本学の建学の精神「教育三綱領」は、本学の自主性を備えつつ教育基本法及び私立学 校法に合致したものであり、法に基づいた公共性を有している。

教育基本法第六条において、「法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、 国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる」と ある。これは、学校の事業の性質が公のものであり、それが国家公共の福利のためにつ くすことを目的とすべきものであって、私のために仕えてはならないという考えであ る。

同法第一条に、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とある。この目的を実現するために、同法第二条に五項目の目標が示されている。すなわち、「一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」、「二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び

生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」、「三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」、「四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」、「五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」である。

また、私立学校法第一条には、「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」とある。私立学校の特性を認めつつ教育基本法に示された教育の目的及び目標と矛盾しないことを求めているのである。

建学の精神「教育三綱領」は入学式当日に配付する「学生便覧」の内表紙に教育三綱領と岡山学院大学校歌を示し、さらに学則施行細則第 1 章においても教育三綱領とその説明を示している。学長は入学式の式辞において教育三綱領について説明している。このようにして入学と同時に新入生、教職員一同で建学の精神を共有し、保護者にも周知している。1年生基礎教育「栄養士基礎理解」において、学長が1コマの授業担当で教育三綱領に関する学びがある。また、学外に対しては本学公式ウェブサイト、入学案内等において教育三綱領を示し、オープンキャンパス等の場でも説明している。

日常の学生生活においては教室などに教育三綱領とその解説を掲示して啓発にも努めている。このようにして学生は教育課程内、学生生活の様々な場面で建学の精神「教育三綱領」について学び、学内において共有している。

本学は、平成 20 年度から 24 年度まで、及び 25 年度から 29 年度までの 5 ヵ年の経営改善計画を実施してきた。現在は平成 30 年度から令和 4 年度までの経営改善計画を実施しているところである。経営改善計画は、高等教育の現況および将来展望に即した計数管理をするために、学生の学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクルにより高等教育の使命の検証を含めた 5 ヵ年計画を策定し、年度予算への落とし込みをすることで Plan-Do-Check & Action の体制を確立させるとともに、経営基盤の安定化を図ることを目標として策定した。査定サイクルは学生の学習成果を焦点とするものであるが、その前提として建学の精神、教育理念、教育目標、学生の学習成果及び三つの方針の関連性の点検が基本となる。そのため、本学は建学の精神をこの査定サイクルの中で定期的に点検し確認している。

基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

- (1)地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地方公共団体、企業(等)、教育機関、研究機関、文化団体及び海外の諸機関等と協定を締結するなど連携している。
 - (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

本学は地域・社会への貢献の取り組みとして以下に示す公開講座・生涯学習事業に長年継続的に取り組んでいる。

本学は、地域住民のために教員の持つ専門的知識・技術を社会に積極的に提供するよ

うに対応し、「食と健康」テーマにした「大学公開講座」を提供している。受講後のアンケートによれば講座の継続や益々の拡大を求める声が多い。

下表は併設の岡山短期大学との共催の公開講座「プロジェクト未来 生涯学習編」 (令和4年度)の本学担当分である。

令和4年度公開講座(プロジェクト未来 生涯学習編)

テーマ	教員名	受講者人数
健康寿命延伸のための腸活に役立つ基礎知識について	狩山 玲子 教授	5
講座シリーズ:健康生活ニュース	畑 伸秀 教授	1
~医学博士は語る~①身近な寄生虫(1)胃痛、アニサキス?		
講座シリーズ:健康生活ニュース	畑 伸秀 教授	7
~医学博士は語る~②胸部中央の骨髄の老化と免疫		
講座シリーズ:健康生活ニュース	畑 伸秀 教授	2
~医学博士は語る~③貧血気味かな、貧血の仕組みとは		
講座シリーズ:健康生活ニュース	畑 伸秀 教授	5
~医学博士は語る~④注意、食品の糖質量と血糖値		
めざせ!アクティブシニアライフ	内田 雅子 講師	4
~脳の健康も食事から~ ちょこっと運動もね!編		
講座シリーズ:健康生活ニュース	畑 伸秀 教授	6
~医学博士は語る~⑤自身の遺伝子。DNA 鑑定とは		
講座シリーズ:健康生活ニュース	畑 伸秀 教授	5
~医学博士は語る~⑥本当?ダメな食べ物の組み合わせ		

本学が地域・社会の地方公共団体と連携しているものに「食育栄養まつり」がある。 令和4年度倉敷市倉敷地区食育栄養まつりの実施状況は下記のとおりである。

第42回倉敷市倉敷地区食育栄養まつり

テーマ:健康づくりと食生活 ~糖尿病を予防しよう~

開催日:令和4年12月11日(日)9:30~12:30

会 場:くらしき健康福祉プラザ

2年生が岡山学院大学コーナーでミニミニ栄養教室(骨密度測定体験)を実施

下表は「大学コンソーシアム岡山」の事業で、山陽新聞社が共催する生涯学習事業の「吉備創生カレッジ」(令和4年度)である。4月から9月までを前期、10月から3月までを後期として開講し、地域に根ざした生涯学習拠点を目指している。本学は大学コンソーシアム岡山の加盟校である。

令和4年度 吉備創生カレッジ 本学担当分

テーマ	教員名	主催	受講者
管理栄養士による「食」講座	平野聡 講師	吉備創生カレッジ (岡山県)	•
アニサキスとマダニの予防策	畑伸秀 教授	吉備創生カレッジ (岡山県)	•

生活

管理栄養士による『食』講座

こころと身体の元気が続く!食事のひけつ

6/25 介護が必要となるきっかけとして、さ

まざまな疾患があります。 ±

15:30~ どのような疾患が原因になるかととも 17:00 に予防するためには、どのような栄養 管理が必要かをレシビを含めて紹介す

_{定員}35名 る講座です。



専門分野/臨床栄養学



管理栄養士。 浅口郡里庄町生まれ、 岡山学院大学人間生活学部卒 業後、薬局や病院に勤務。 笠岡市の個別ケア会議にて介 護の重症化予防を目的にアド バイザーとして参加。



アニサキスとマダニの予防策 ^{岡山学院大学}

身近な寄生虫について 10/28 コロナ橋で日常生活の外食が減り、野外活

動が増加傾向です。過去から現在の岡山県 内の生食によるアニサキス症、山菜取りや 15:30 ~ 野生動物からのマダニ感染症など、身近な 17:00 寄生虫病学を解説します。受講生の皆様と 定員35名 予防対策を考え、議論する講座です。



畑 伸秀 専門分野/ 寄生虫病学



富山県出身。東京医科歯科大学 大学院医歯総合研究科博士課 程:博士(医学)。比較統合医療 学会理事・事務局長、富山県警 刑事部長感謝状、全国国保地域 医療学会最優秀賞受賞。2021 年4月から現職、教授着任。

本学は、全年齢を対象に、「健康寿命延伸教室」を実施し、健康教育に取り組んでい る。学生の学習成果は「Society5.0 社会の現場に即応する管理栄養士」になることで ある。この目的を達成するためには、栄養診断・栄養指導・健康に配慮した食事の提供 などを実践する機会を増やす必要がある。そのため、本学では平成19年度より倉敷市 老人クラブ連合会と連携して、学内で「栄養指導」(栄養マネジメント)と「健康に配 慮した食事の提供□(給食経営管理)を学生主動で運営している。令和4年度健康寿命 延伸教室は前期2回、後期2回である。

令和 4 年度 「健康寿命延伸教室」(栄養マネジメント)

	令和 4 年度前	期	令和 4 年度後期	
	5月28日	7月9日	10月22日	11月26日
名 称	第 51 回	第19回地域	第 52 回	第 20 回地域
対象者	高齢者 (14)	食栄 4 年生 (15)	高齢者(9)	短大生(7)

ミッションの課題

特になし。

ミッションの特記事項

特になし。

基準 I-B 教育の効果

基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。

(1) 学部・研究科等の教育目的・目標をミッションに基づき確立している。

本学は、「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」に基づき、本学の学 則施行細則に「教育理念および学科の教育目標」を明確に示し、食物栄養学科が管理栄 養士の養成のための学科であることを建学の精神に基づき十分に反映させている。

(2) 学部・研究科等の教育目的・目標を学内外に表明している。

学科の教育目的・目標は、様々な機会や場面において学内外に明確に表明している。 学内に対しては、学長は入学式及び卒業式の式辞において、建学の精神である教育三綱 領と併せて、教育目的・目標について述べている。また、入学式当日に配付する「学生 便覧」には、学則施行細則第 1 章「教育理念および学科の教育目標」第 1 条「教育理 念」において、教育目的・目標を明記している。これにより、学生および保護者は、入 学と同時に教育目的・目標を知り、意識することが出来る。学外に対しては、学長はオープンキャンパスにおいて、建学の精神である教育三綱領と併せて、教育目的・目標に ついて述べている。また、本学公式ウェブサイトにおいて、「食物栄養学科の学生の学 習成果と三つの方針(卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れ)」 を公開し、学科教員は入試懇談会等で高等学校教員に対して説明するとともに、進学ガ イダンス等の場で本学への進学を検討する高校生に対して説明している。

(3)学部・研究科等の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

本学は、教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかどうかについて、毎月の学科 FD 会議の中で教育目的・目標を確認するとともに、その妥当性、適切性について専任教員を中心として話し合い、繰り返し点検している。さらに、前後期の授業実施後にその評価を行う中で、教育目的・目標に照らして妥当性、適切性を再確認している。また、学外における定期的な点検は、毎年卒業生の就職先訪問を実施し、施設長等から、本学の教育目的・目標に基づいた人材養成が管理栄養士の現場の要請に応えているかどうかについて率直な意見を聴取している。その際に就職先アンケートも持参し、量的、質的な調査も実施している。この結果は、12月に開催する全学 FD・SD ワークショップの場で報告し、点検結果を確認している。

基準I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。

(1)大学としての学習成果をミッションに基づき定めている。

本学は学生の学習成果を「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」及び「食物栄養学科の学生の学習成果と三つの方針」として規程整備してある。したがって学習成果は、「学生便覧」の「学則施行細則」第1章 教育理念および学科の教育目標の第1条において、建学の精神「教育三綱領」、教育理念、食物栄養学科の教育目標、学生の学習成果、三つの方針(学位授与の方針&卒業認定、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針)を建学の精神に基づいて一体的に定めている。

(2)学部・研究科等の学習成果を学部・研究科等の教育目的・目標に基づき定めている。

「学則施行細則」第1章第1条において、食物栄養学科の教育目標①②③④および学生の学習成果であるI.専門的学習成果、II.汎用的学習成果が示されている。教育目標①②③④⑤は主に専門的学習成果に対応している。Society5.0時代に必要な3つの力を編成し汎用的学習成果に対応している。

(3) 学習成果を学内外に表明している。

本学は学生の学習成果を様々な場面において示すようにしている。まず学内に対しては、学長は入学式の式辞において、学習成果について述べている。また、入学式当日に配付する「学生便覧」には、前掲の通り学生の学習成果が明記してある。これにより、学生および保護者は、入学と同時に学習成果を意識することが出来る。さらにシラバスでは、科目レベルの各科目の学習成果が明記されており、その内容は授業担当者が第1回の授業時に学生に対して説明している。シラバスには根拠となる専門的学習成果や汎用的学習成果の評価をどのように行うのか、その評価方法も明記している。次に、本学公式ウェブサイトにおいて、「食物栄養学科の学生の学習成果と三つの方針」を表明している。学科教員は、入試懇談会や高校訪問等の場で高等学校教員に対して説明するとともに、進学ガイダンス等の場で本学のブースを来訪する高校生に対して説明している。

(4)学習成果を学校教育法の大学の規定に照らして、定期的に点検している。

学校教育法第八十三条において、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」とある。本学では学科 FD 会議の中で学生の学習成果を確認するとともに、その妥当性、適切性について学科長を中心として話し合い、繰り返し点検している。さらに、前後期の授業実施後の成績評価の中で、学習成果の妥当性、適切性を再確認している。また、12月に開催される全学 FD・SD ワークショップで、学習成果の点検の過程 (PDCA サイクル) について評価に基づいて学習成果を検討している。

基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。

(1)三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

本学は三つの方針を「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」及び「食物栄養学科の学生の学習成果と三つの方針」として規程整備してある。規程により建学の精神「教育三綱領」、教育理念、食物栄養学科の教育目標、学生の学習成果、三つの方針を関連付けて一体的に定めた三つの方針は「学生便覧」「学則施行細則」第1章第1条に規定してある。

次表に示すように三つの方針は建学の精神を基盤として、教育目的、教育目標、学生の学習成果と一体となっている。

食物栄養学科の学生の学習成果と三つの方針 (令和4年度)

岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科

建学の精神「教育三綱領」

自律創生:道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。

広 報

「人は道によって生きるものであり、道は、人が目標を持って作っていくものです。学生は、自分で道を切り拓いていきます」

信念貫徹:目標を達成する継続的な学びと努力を実践する。

広報

「道は道路と同じで、道を通って行かなければ怪我をします。あやまちをおかします。学生は、どんなことがあっても目標 を持って生きるとの信念を貫きます。」

共存共栄:社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

広報

「学生は、道によって社会に対する責任を自覚し、すすんで世界の人と交流し、世界の平和に貢献します。」

教育理念

2 1世紀の我が国の少子高齢化の時代において、1 5歳から6 5歳までの生産年齢人口の縮小を抑止するために、国民一人一人の健康維持及び増進をはかり、我が国の労働生産力の向上に寄与する Society 5.0 時代の人材を本学の「人間教育」と免許・資格を取得する「技術・技能教育」をもって育成することである。そしてそのために、本学はアセスメント・ポリシーに基づく高等教育の質保証を図り、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士養成の教育目標を達成することを使命とする。

		三	つの方針 (3ポリシー)				
	学生の学習成果	広報 本学は、学生が本学での学習を通して、知り、理解し、行い、実演できるようになることを、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーという三つの方針により、学生が入					
教育目標	Student Learning	学から卒業までに獲得する学習成果を保証しています。					
	Outcomes	卒業認定・学位授与の 方針ディプロマ・ポリ シー	教育課程編成・実施 の方針 カリキュラム・ポリ シー	入学者受入れの方針 アドミッション・ポ リシー			
広報	広報	広報	広報	広報			
岡山学院大学が目標と	学生の学習成果とは、学	学生の学習成果に対応	学生の学習成果に対	学生の学習成果に対			
<u>する力</u>	生が本学での学習を通	して、卒業時にどのよう	応して、どのような	応して、高等学校での			
<u>1. Society 5.0 時代の</u>	して、知り、理解し、行	な学位を得て、どのよう	カリキュラムで授業	学びの評価を含んで			
現場に即応でき、栄養・	い、実演できるようにな	な免許・資格を修得で	科目を学んで目標と	どのような入学者を			
食を通して、人々の健康	ることを、専門的なもの	き、卒業後の進路につい	する学習成果を獲得	受け入れるかを示し			
と幸福に貢献できる管	と汎用的なものに分け	ての方向を示します。	するのかを示しま	<u>ます。</u>			

理栄養士になる力を育 て、卒業時に獲得する学 学位:学士(栄養学) 本学に入学する人物 成する。 習成果として入学前に Society 5.0 時代の現場 管理栄養士課程とし には、次のような資 2. 生活習慣病を予防 表明するものです。 質・能力を求める。 に即応できる管理栄養 て、栄養士の免許お し、改善できる力を育成 専門的な学生の学習成 士になるため、基礎教育 よび管理栄養士の国 家試験受験資格を得・栄養・食を通して、 果は、学生が目標とする する。 科目および管理栄養士 3.疾病の予防や治療に 力を獲得するための専 課程の専門教育科目の るための専門教育科 人々の健康と幸福に おいて栄養評価・判定を 門教育科目の学習を通 単位を修得し、学則に規 目を編成し、実施す 貢献する管理栄養士 基にした栄養指導がで の仕事を理解してい して身に付ける知識、技 定する卒業に必要な単 きる力を育成する。 能、能力です。 位を修得した者に学位 また、同時に「食品衛 4.食教育のあり方と課 汎用的な学生の学習成 生資格履修コース」 を授与する。 題を考え、管理栄養士と 果は、基礎教育科目の学 を専門教育科目の中・卒業後、管理栄養士 卒業を認める卒業生の に科目指定し、実施として働く意志が強 しての学びを学校教育 習を通して Society 5.0 学習成果は次のとおり の現場に生かすことが 時代の社会人として求 である。 する。 できる栄養教諭になる められる態度、信念、意 1. 学位授与に必要な単 栄養教諭一種免許状 見、価値、コミュニケー 力を育成する。 位を修得している。 を得るための教職課 · Society 5.0 時代に 人間生活学部食物栄養 <u>ション能力で</u>す。 2. 卒業後社会人として 程を編成し、実施す 必要なスキルの修得 学科では、高度な専門知 求められるコミュニケ 意識が強い。 識や技能を修得し、健康 本学で学ぶ学生の卒業 Society 5.0 時代に ーション能力、態度(心 寿命延伸・QOL 向上のた 時の学習成果は、建学の 構え)や職業に対する知 求める 3 つの力を汎 ・本学での学習に必要 めの栄養の指導を行う 精神「教育三綱領」の基、 用的学習成果として な一定水準の学力を 識、理解、価値、意見を 専門家を育成する。 自律した信念のある社 獲得している。 獲得させる基礎教育 身に付けている。 4年間じっくり学ぶこ 会人となることである。 科目にクリエイティ とで、栄養士免許を取得 Society 5.0 時代の現場 尚、単位認定は科目の成 ブカ基礎科目群、マー・生物、化学を基礎と するとともに、管理栄養 に即応でき、栄養・食を 績評価を基礎として単 ネジメント力基礎科 する学習に努力でき 位認定の教授会におい 士の国家試験受験資格 通して、人々の健康と幸 目群及びホスピタリ を得る。管理栄養士と 福に貢献できる管理栄 て、学習成果を基準に判 ティ力基礎科目群を 編成し、実施する。 は、「人」の健康の維持 養士になるために、学科 定する。 増進をはかるための栄 の教育課程(基礎教育科 養の指導に携わる専門 目および専門教育科目) 希望者に対して、フ 家である。高齢化が進む の学習をとおして、次の ードスペシャリスト これからの社会にあっ 学習成果を獲得する。 資格認定証、専門フ ードスペシャリスト てはチーム医療のスタ I. 専門的学習成果 ッフとして大いに期待 学科の専門学習では、 資格認定証、図書館 され、また、食品技術系 Society 5.0 時代の現場 司書などが取得でき の企業においても、管理 るカリキュラムも編 に即応でき、栄養・食を 栄養士に人材ニーズが 通して、人々の健康と幸 成し、実施する。 高まっている。 福に貢献できる管理栄 食物栄養学科では将来、養士になるため、学科の こうした栄養・食を通し 教育課程の学習をとお

て、人々の健康と幸福に	して、専門知識と専門的		
貢献する管理栄養士を	能力を獲得する。		
育てるために次の教育	①多様な専門領域に関		
目標を掲げている。	する基本となる専門的		
①生活習慣病の予防と	知識を獲得する。		
改善に貢献する管理栄	②チーム医療の重要性		
養士の養成	を理解し、他職種や患者		
②疾病の予防や治療に	とのコミュニケーショ		
おいて栄養評価・判定に	ンを円滑に進める能力		
基づく高度な専門知識・	を獲得する。		
技能による栄養指導及	③公衆衛生を理解し、栄		
び栄養管理等に携わる	養・給食関連サービスの		
ことのできる管理栄養	マネジメントを行う能		
士の養成	力を獲得する。		
③豊かな人間性に富み、	④健康の保持増進、疾病		
カウンセリングや福祉・	の一次、二次、三次予防		
介護分野の知識を修得	のための栄養指導を行		
した管理栄養士の養成	う能力を獲得する。		
④人材ニーズが高まっ	⑤子どもが将来にわた		
ている食品技術系の企	って健康に生活してい		
業で活躍する管理栄養	けるよう、食に関する指		
士の育成	導(学校における食育)		
⑤学校における食に関	をする能力を獲得する。		
する指導の目標、食に関			
する指導の全体計画、各	Ⅱ. 汎用的学習成果		
教科等や給食における	基礎教育科目の学習		
食に関する指導方法を	をとおして、		
修得し、管理栄養士とし	①基礎的な知識から新		
て学んだことを学校教	しい知識・健康関連デー		
育の現場で生かすこと	タを創造する力や新食		
ができる栄養教諭の育	品開発企画力や研究開		
成	発力など栄養学分野の		
*	基本的な能力と知識を		
Society 5.0 とは(内閣	現代の諸問題と関連づ		
府)	けて展開できるクリエ		
サイバー空間(仮想空	イティブカを獲得する。		
間)とフィジカル空間	②数量的スキルや ICT リ		
(現実空間)を高度に融	テラシーで Society 5.0		
合させたシステムによ	時代のビッグデータを		

T		
り、経済発展と社会的課	管理・活用し、円滑なチ	
題の解決を両立する、人	ームワーク、リーダーシ	
間中心の社会(Society)	ップ、対人コミュニケー	
である。	ションで、Society 5.0	
	時代のビッグデータを	
狩 猟 社 会 (Society	管理・活用し、個人のへ	
1.0)、農耕社会(Society	ルスプランを創案し、健	
2.0)、工業社会(Society	康改善につなげるマネ	
3.0)、情報社会(Society	ジメント力を獲得する。	
4.0) に続く、新たな社	③心身のサポートや精	
会を指すもので、第5期	神的にケアする力、健康	
科学技術基本計画(平成	づくりをサポートする	
28~令和 2 年度) におい	ために信頼される社会	
て我が国が目指すべき	人としての態度、信念、	
未来社会の姿として初	意見および責任を果た	
めて提唱された。	すために必要な倫理観、	
	自己管理力などのホス	
Society 5.0で実現する	ピタリティカを獲得す	
社会は	る。	
IoT (Internet of		
Things)で全ての人とモ		
ノがつながり、様々な知		
識や情報が共有され、今		
までにない新たな価値		
を生み出すことで、これ		
らの課題や困難を克服		
する。		
また、人工知能(AI)に		
より、必要な情報が必要		
な時に提供されるよう		
になり、ロボットや自動		
走行車などの技術で、少		
子高齢化、地方の過疎		
化、貧富の格差などの課		
題が克服される。		
社会の変革(イノベーシ		
ョン) を通じて、これま		
での閉塞感を打破し、希		
望の持てる社会、世代を		
	I	

超えて互いに尊重し合		
あえる社会、一人一人が		
快適で活躍できる社会		
となる。		
Society 5.0時代に必要		
な3つの力(岡山学院大		
学人間生活学部食物栄		
養学科 基礎教育科目		
の教育課程編成・実施の		
方針)		
クリエイティブカ		
基礎的な知識から新し		
い知識・健康関連データ		
を創造する力や新食品		
開発企画力や研究開発		
力など栄養学分野の基		
本的な能力と知識を現		
代の諸問題と関連づけ		
て展開できる力		
マネジメントカ		
数量的スキルや ICT リ		
テラシーで Society 5.0		
時代のビッグデータを		
管理・活用し、円滑なチ		
ームワーク、リーダーシ		
ップ、対人コミュニケー		
ションで、個人のヘルス		
プランを創案し、健康改		
善につなげる力		
ホスピタリティカ		
心身のサポートや精神		
的にケアする力、健康づ		
くりをサポートするた		
めに信頼される社会人		
としての態度、信念、意		
見および責任を果たす		
ために必要な倫理観、自		
己管理力などの力		

(2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

食物栄養学科の学生の学習成果と三つの方針は、理事会、教授会で審議を経て策定してある。第5期科学技術基本計画(平成28年度から令和2年度)において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されたSociety 5.0 が急速に実現されようとしていることから、食物栄養学科の教育目標を「よき社会人として時代の進運に応じ、Society 5.0 で実現する地域社会の指導者たるの人材の育成するをもって目的とする。」ことに特化するよう検討を進め、令和3年度から先述した学生の学習成果と3つの方針のとおりSociety5.0時代の現場で活躍する管理栄養士を養成するようにしている。また、令和4年度から専門的学習成果⑤を追加した関係で三つの方針を変更した。

(3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

三つの方針のうち「卒業認定・学位授与の方針」は、学生が学習成果を獲得したことを認めるものとなっており大学設置基準を遵守している。「卒業認定・学位授与の方針」は、社会的(国際的)な通用性を確保するため本学が定めた「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「卒業認定・学位授与の方針の PDCA サイクル」によって教育の質保証を図り、点検を定期的に実施している。「入学者受け入れの方針」は学生の履修指導、学習支援の場において生かされると共に学生の学習成果の獲得ができており、卒業時の高い専門職就職率の維持に反映されている。

「教育課程編成・実施の方針」は、本学で学生が卒業までに獲得する専門的学習成果と汎用的学習成果に対応している。学習成果については「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「学習成果のPDCAサイクル」によって教育の質保証を図っている。教員は「卒業認定・学位授与の方針」が達成できるよう「教育課程編成・実施の方針」に即した担当科目の教育を行っている。また、「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「授業改善のPDCAサイクル」を稼働させるために、担当科目に「卒業認定・学位授与の方針」に即した成績評価基準を設定しシラバスにも記載してある。教員は、日々の授業における学習成果の測定と記録により、学生の学習成果の獲得状況を把握し、一層の向上・充実を図っている。本学科の教育課程は、教員の資格・業績を基にした教員配置となっており、また定期的に見直しをしている。以上により、本学における三つの方針は組織的議論を重ねて策定し、策定後も点検を受け続けている。また、本学における教育活動は三つの方針をよく踏まえたものになっている。

(4)三つの方針を学内外に表明している。

「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」については入学直後の「栄養士基礎理解」の授業においても学生に対してその内容を説明している。また入学案内、学生募集要項などにより学外に対しても表明している。「入学者受け入れの方針」は、本学公式ウェブサイト、入学案内、学生募集要項などにより内外に明確に示しており、入学者選抜にあたっては方針に即した方法を用いている。「入学者受け入れの方針」は、学生の学習成果、「教育課程編成・実施の方針」、「卒業認定・学位授与の方針」を明確に示してどのような学生に入学して欲しいかを示すものであり、学校案内および

本学公式ウェブサイトにおいても分かりやすく明示しており、外部に対しても適切に表明している。受験希望者、保護者に対しては、入試事務室が適切に対応している。入学手続者に対しては、「入学前学習」などによって入学までに授業や学生生活についての情報を提供する場を設けている。以上により、本学は三つの方針を学内外に対し明確に表明している。

教育の効果の課題

特になし。

教育の効果の特記事項

特になし。

基準 I-C 内部質保証

基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

本学の通常の自己点検・評価は、学校法人原田学園岡山学院大学教育研究活動推進委員会規程により、理事会に教育研究活動推進委員会を組織し、教育研究活動の充実改善に資する点検評価を行う。また点検評価の項目は、岡山学院大学評価項目を定めている。

また、その他の構成員は以下のとおり教職員である。

自己点検評価組織 AL0=原田俊孝、AL0 補佐(AL0 不在の 時など大学・短期大学基準協会および 評価チームの窓口を代理する)=黒明						
教 原畑・松藤野峰 が が が が が が が が が が が の の の の の の の の の の の の の	事務職員団 果明市、 事務職員団 東明市、 本本 本本 本本 本本 本本 本 本 、 本 、 、 、 、 、 、 、					

(2) 定期的に自己点検・評価を行っている。

学科 FD 会議及び SD 委員会が自己点検・評価活動を日常的に行っている。毎年 12 月の岡山学院大学・岡山短期大学 FD・SD ワークショップでその結果を報告し併設の短期大学教員の質疑応答を経るとともに評価を受ける。

(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

令和3年度自己点検・評価報告書を公式サイトで公表している。

(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

自己点検・評価活動は学科 FD 会議、SD 委員会で全教職員が関わる。

(5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

高大接続連携校及び進学実績の高い高等学校の10校に対してアンケートによる学外(地域)外部評価を行いその結果を令和4年12月の岡山学院大学・岡山短期大学FD・SDワークショップで報告した。平成30年度より高校訪問の際に本学の教育活動に関する意見聴取を実施している。

(6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

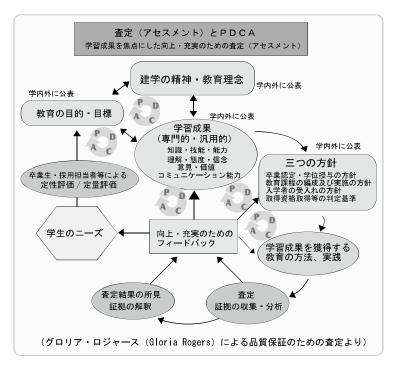
自己点検・評価結果は理事会の教育研究活動推進委員会の点検・評価および経営改善計画(平成30年度~令和4年度(5カ年))を実施しているプロジェクトチーム(PT)の実施計画に活かされている。

基準 I-C-2 教育の質を保証している。

(1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。

本学は次のような「学生の学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」を有し、それを用いて教育の質保証を図っている。

学習成果を査定する PDCA サイクルの概念図は下図のとおりであり、授業の改善・充実を図るため各教員が日常的に実施し、学科 FD 会議で定期的に点検している。



- ①「建学の精神・教育理念」と「教育の目的・目標」そして「学生の学習成果」の相互 関係を明確にし、「学生の学習成果」を獲得するための「卒業認定・学位授与の方針」、 「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」の三つの方針を明確に示して いるかを点検する。
- ②学習成果を獲得させるために、三つの方針の下に「教育の方法・実践」を行い、その結果について事実に基づく量的・質的データを収集し、分析を行う。
- ③量的・質的データの分析結果を解釈し、フィードバックの情報として活用する。
- ④「向上・充実のためのフィードバック」では、「学生の学習成果」の点検、「三つの方針の点検、教育の方法・実践」の点検および「学生のニーズ」の点検などにおいて PDCAサイクルを回すことにより、充実・向上を図る。
- ⑤「学生のニーズ」は学生自身の要求ではなく、卒業生が社会の求める人材であるか否かである。量的・質的データを基にして点検し、否の場合には「教育の目的・目標」を 点検する。

この学習成果を焦点とする査定 (アセスメント) の手法は、教学マネジメントの強化から、平成30年度理事会において「岡山学院大学岡山短期大学アセスメント・ポリシー (学習成果を焦点にした向上・充実のための査定の方針)」として平成31年4月1日付で制定した。

(2) 査定の手法を定期的に点検している。

本学では以上のような「査定(アセスメント)の手法」をもとに「向上・充実のためのフィードバック」によって、適否に関係する行為や動作を継続的に修正・調整している。

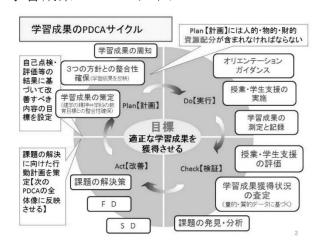
また、経営改善計画(平成30年度~令和4年度(5カ年))を実施しているプロジェクトチーム(PT)において実施結果を定期的に点検している。

(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

PDCA サイクルの概念は次の図に示す通りである。

「学習成果を焦点にした向上・充実のための査定(アセスメント)」の『学習成果を獲得する教育の方法、実践』の部分である。『学習成果を基にした教育の方法、実践』の表現は、学習成果を獲得させるようにした教育の方法で実践するという意味である。具体的には、教育研究活動そのものであり、主として授業を行うことである。評価は学生の成績や授業評価を量的・質的なデータを収集して、分析し、向上充実のためにフィードバックして以下の PDCA サイクルにより改善を図る。

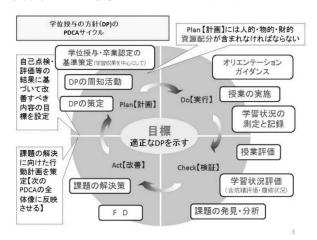
学習成果の PDCA サイクル



Plan の学習成果の策定では建学の精神と学科の教育目標との整合性を確保するとともに三つの方針との整合性も確保させるので、建学の精神、教育の目標、学習成果の相互関係と合わせて教育課程の卒業・取得資格・学習成果の判定基準との連携を図る。また、学習成果は、Do の前にどのような学習成果を身につけさせるか、汎用的なものと専門的なもの、態度や多様な動作など、学生が獲得する学習成果を学内外に周知しておく。また周知した学習成果が獲得できたかどうかということの Check の指標等も Planの中で組み立てておく。続いて Do に入ると、学生に対してオリエンテーションやガイダンスでどのような授業の方法を行うかなどシラバスにおいても示すようになるが、さらに、ガイダンスではシラバスの学習成果を詳しく説明しそして授業を行い学習のための学生の支援を実施し授業終了後の学習成果を測定し記録する。担当する授業科目のシラバスには学科の学習成果のどの部分の学習成果を獲得するかということを示すことになる。Check では、授業内容と学生支援に対する学生による評価や、学生の成績評価や履修状況などから学習成果の獲得状況を査定し、その結果から課題を発見し分析をする。そして、Act では授業で獲得する専門的な学習成果にかかわるものは教員の FD で、汎用的な学習成果は事務職員の支援も重要であるので SD も取り入れる。し

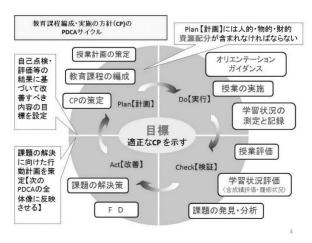
たがって FD・SD を経て課題の解決策を見つけて、次の新しい Plan に入っていくことになる。このサイクルがスパイラルアップで進行する PDCA を作って行く。

卒業認定・学位授与の方針(DP)の PDCA サイクル



卒業認定・学位授与の方針のPDCAも学習成果を獲得させることを目的とするPDCAになるので学習成果と関連したDP(ディプロマポリシー)を策定し学内外に周知を図る。Planの学位授与・卒業認定の基準策定(学習成果を中心にして)では、DPは単に学位授与ということだけではなく、卒業のための判定基準も取り入れる。学習成果の獲得は、必要単位を修得すれば卒業ではなく、社会人としての人間形成の判定の方法もPlanの中に入れる。Doではこのことをオリエンテーションやガイダンスで学生に対して周知し、授業を実施し、学生の学習状況の測定と記録を行う。そしてCheckにおいて、学生の授業評価、学習状況の評価による課題の発見・分析を行い、ActではFDまたは教授会等で、この課題の解決策を見つけ、次のPlanへと進めていく。

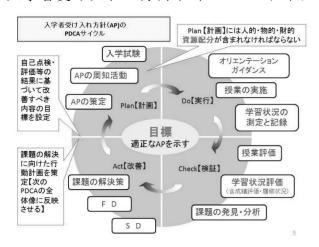
教育課程編成・実施の方針(CP)の PDCA サイクル



教育課程編成・実施の方針の PDCA も学習成果を獲得させることを目的とする PDCA になるので、Plan において CP (カリキュラムポリシー) の策定と教育課程を編成し授業計画を策定するが、同時に CP が実際に成功したかどうかという Check の際の課題の発見、分析などの検証の方法を定める。Do ではこのことをオリエンテーションやガイダンスで学生に対して周知し、授業を実施し、学生の学習状況の測定と記録を行う。そし

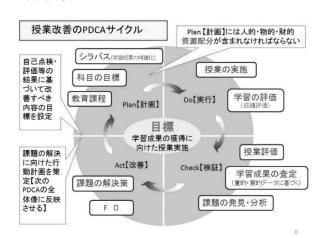
て Check において、学生の授業評価、学習状況の評価による課題の発見・分析を行い、 Act では FD または教授会等で、この課題の解決策を見つけ、次の Plan へと進めていく。

入学者受け入れの方針(AP)の PDCA サイクル



入学者受け入れの方針は、学生の学習成果、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針を明確に示してどのような学生に入学して欲しいかという方針である。したがって、Planでは AP(アドミッションポリシー)の策定を行い、その周知活動が重要になってくる。入学生は AP を理解して入ってこなければならないので AP の説明においては学生の学習成果を十分に示す。そして求める学生を判定するための入学試験を計画する。そして受験生には AP をしっかり示して本学を受験してもらうということになる。入学後は、Do の部分でオリエンテーションやガイダンス、それから授業の実施へと DP、CP の PDCA サイクルと同じ流れになるが、AP については、事務職員の関与も重要になってくるので SD も取り入れる。

授業改善の PDCA サイクル



教員は、授業改善の PDCA サイクルで自らの授業の改善を図る。Plan では、教育課程の授業科目の目標からシラバスの作成を行うが、学生の学習成果は、大学全体の建学の精神・教育理念と合わせて学科の教育目的・目標から定まっており、そしてその学習成果を獲得させるよう学科の教育課程を編成しているので、教育課程の中の単体の授業

科目にも、学科の学生の学習成果を反映させなければならい。Do における授業の実施、学習の評価の中には単体の授業科目としての専門的学習成果と併せて学科が定めた汎用的学習成果も含まれる。そして Check において、学生の授業評価、学習状況の評価による課題の発見・分析を行い、Act では FD または教授会等で、この課題の解決策を見つけ、次の Plan へと進めていく。

これらについて、学科教員会議の場において教員に対して周知している。

(4) 学校教育法、大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

本学は法令、省令の変更などを適宜確認し、対応に遺漏のないよう努めている。

内部質保証の課題

大学・短期大学基準協会の内部質保証のルーブリックの Level IV の各項目について自己判定した結果を次の表に示す。

		0
	項目	Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善
	久 日	
		Level IV
		■ 建学の精神を公表している。
		■ ステークホルダーが認識できるよう努めてい
		る。
	建学の精神を確立している。	■ ステークホルダーから理解を得るための取り組
1		みを確立している。
	教育目的・目標を確立している。	■ 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できる
		よう努めている。
		□ 人材養成の目的の中に含めて学生に認識させて
		<u>いる。</u>
		■ 学習成果を定めている。
		■ 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めてい
	学習 4 用 (C) 1 	る。
2	学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。	■ 学習成果の獲得を評価する仕組みを定めてい
	を足めている。	る。
		■ 学習成果の獲得について評価・判定した結果を
		フィードバックする仕組みを定めている。
		■ 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体
		的に策定され、公表されている。
	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編	■ 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映さ
	成・実施の方針、入学者受入れの方針(三	れている。
3	つの方針)を一体的に策定し、公表して	■ 教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあ
	いる。	るか精査する仕組みがある。
		■ 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されて
		いる。
	自己点検・評価活動等の実施体制を確立	■ 理事長のリーダーシップの下、全専任教職員で、
١.,	し、内部質保証に取り組んでいる。	教育の質保証を図る査定の仕組みが機能してい
4		る。
	教育の質を保証している。	□ 上記の項目 1~3 全てにチェックがある。

「人材養成の目的の中に含めて学生に認識させている。」にチェックしていないことは、令和3年度と同様、令和4年度も教員が担当する授業の中で学習成果との関係について建学の精神が学生の中でどの程度認識できているかを判定する仕組みが出来ていないためである。令和5年度は「教学マネジメント」の授業が開設され、人材養成の

目的の中に含めて学生に認識させていく。教学マネジメントの教育目標は、「専門職として予測困難な時代を生き抜くためには、学生が自律的に学習し行動する力が必要である。本学が表明する学生の学習成果は、いわゆる三つの方針のうち教育課程編成・実施の方針に即して獲得するものであり、大学及び学科レベルで定める汎用的学習成果を、専門的学習成果を獲得する授業科目でも授業科目レベルの汎用的学習成果として定めている。大学での学習を修了した学生に対して卒業証書・学位記を授与することになるが、その際、三つの方針のうち卒業認定・学位授与の方針に即して判定することになる。授与される卒業証書・学位記は卒業と学位の取得を証する書類であるので、教学マネジメント指針では学生の学習成果の測定と可視化が求められその内容をディプロマ・サプリメント(学位証書補足資料)として学生自身の卒業時の能力を提示することとしている。本授業では、1~2年次までの自身の学習成果を分析・把握し、また担当教員の成績評価と比較するなど学生と教員の協働により卒業時のディプロマ・サプリメントの初期データを作成する。」としている。

内部質保証の特記事項

特になし。

ミッションと教育の効果の課題についての改善計画

令和 5 年度の FD 委員会で「教学マネジメント」PDCA サイクルを取り上げ点検する。 ディプロマ・サプリメントの作成した結果を令和 5 年度 FD・SD ワークショップで報告 し改善する。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

基準Ⅱ-A 教育課程

基準Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。

(1)授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

食物栄養学科の卒業認定・学位授与の方針は、学則施行細則第 1 条に次のとおり示している。

学位:学士(栄養学)

Society 5.0 時代の現場に即応できる管理栄養士になるため、基礎教育科目および管理栄養士課程の専門教育科目の単位を修得し、学則に規定する卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。

卒業を認める卒業生の学習成果は次のとおりである。

- 1. 学位授与に必要な単位を修得している。
- 2. 卒業後社会人として求められるコミュニケーション能力、態度(心構え)や職業に対する知識、理解、価値、意見を獲得している。

尚、単位認定は科目の成績評価を基礎として単位認定の教授会において、学習成果を基準に判定する。

また、学生の学習成果は同じく、学則施行細則第1条に次のとおり示している。

学生の学習成果

本学で学ぶ学生の卒業時の学習成果は、建学の精神「教育三綱領」の基、自律した信念のある社会人となることである。

Society 5.0 時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献できる管理栄養士になるために、学科の教育課程(基礎教育科目および専門教育科目)の学習をとおして、次の学習成果を獲得する。

I. 専門的学習成果

学科の専門学習では、Society 5.0 時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献できる管理栄養士になるため、学科の教育課程の学習をとおして、専門知識と専門的能力を獲得する。

- ①多様な専門領域に関する基本となる専門的知識を獲得する。
- ②チーム医療の重要性を理解し、他職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力 を獲得する。
- ③公衆衛生を理解し、栄養・給食関連サービスのマネジメントを行う能力を獲得する。
- ④健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行う能力を獲得する。
- ⑤子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、食に関する指導(学校における食育) をする能力を獲得する。

Ⅱ. 汎用的学習成果

基礎教育科目の学習をとおして、

- ①基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など栄養学分野の基本的な能力と知識を現代の諸問題と関連づけて展開できるクリエイティブ力を獲得する。
- ②数量的スキルや ICT リテラシーで Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、円滑なチームワーク、リーダーシップ、対人コミュニケーションで、Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげるマネジメント力を獲得する。
- ③心身のサポートや精神的にケアする力、健康づくりをサポートするために信頼される社人 としての態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理力などのホス ピタリティ力を獲得する。

これは、「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」に定められており、本学の建学の精神、教育理念、教育目標、学生の学習成果、三つの方針と関連して定めてあるので、食物栄養学科の卒業認定・学位授与の方針は、学生の学習成果に対応している。

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、岡山学院大学学則に則り、 学生便覧に記載されている内容に基づいて実施している。

学習評価は、各期 15 回の授業終了後に実施する定期試験あるいは提出物または日常的なレポート (主として実験実習) によって評価している。定期試験等の不合格者には再試験を実施する。評価方法などは、学生便覧の中(岡山学院大学学則第 4 章 単位・授業及び卒業の要件、学則施行細則第 5 章 単位修得の認定及び評価について)に明記して周知している。授業への出席は、全授業時間数の 3 分の 2 以上の出席者に受験資格を与えている。授業科目の学習評価は、100 点法をもって採点し、80 点以上を優、70 点以上 80 点未満を良、60 点以上 70 点未満を可、60 点未満を不可としている。本学では、学則施行細則第 7 条(5)項に示す通り、成績評価に GP(グレードポイント)を用いて学生の学習成果を目視できる形にしている。 GP は授業評価に対して優を 4、良を 3、可を 2、不可を 1 とし、出席時間数が足りず受験資格なしとなったものを 0 としている。この GP を学期ごとに単位当たり平均 GPA(グレードポイントアベレージ)を算出し総合的な成績評価の判定等に使用している。また、各学年クラスメンターは全学生の GPA を学年ごとに一覧にし、学生の成績の分布状況を把握している。各科目の成績は、大学設置基準第 25 条の 2 及び第 27 条を遵守している。

なお、定期試験等の成績結果は、日程を定めて発表すると同時に、各学生に対して既 取得単位の確認を徹底して指導している。定期試験等の単位取得については学生及び 保護者に学期ごとに通知している。

進級要件については、学則施行細則第7条(9)項に規定しており、GPAが2.5未満の者は2年生から3年に進級できないとしている。各学年クラスメンターは進級できない学生が出ないように履修科目の履修指導の面から、学習に取り組む熱意を図り学力の向上などを目指すようにしている。履修指導面からクラスメンターを中心に学生一人一人のGPAについて学科FD会議で検討する。学長は単位認定の会議を開き教授会の意見を聴いて単位認定および進級を決定している。

卒業要件は、岡山学院大学学則第 12 条に明示している。卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)に基づき、卒業は学科が定める基礎教養科目及び専門科目、 計 124 単位を充足した者を教授会で認定している。また、栄養士・管理栄養士国家試験 受験資格、食品衛生管理者及び食品衛生監視員、栄養教諭、司書、社会教育主事任用資 格の取得の有無の確認をしている。

前述のように、単位は学則の規定に則って厳正に認定している。その中で幾つかの単位を取得できずに進級する学生がいる。その学生には前期・後期の開始時に、履修登録に関する綿密なオリエンテーションを実施している。クラスメンターが主となって、単位を取得した科目の確認と履修できる科目について個別に指導し、学務課教務係員の協力を得て履修可能な科目を再度履修させるようにしている。

進級制度の他に、実習等の履修条件として、「臨地実習」については「臨地実習」履修に関する規則に、教職課程の「栄養教育実習」については「栄養教育実習」履修に関する規則に明示し、学生便覧に掲載している。

また、管理栄養士国家試験対策として、学科独自の管理栄養士国家試験対策ゼミを開講しており、この管理栄養士国家試験対策ゼミの受講について、岡山学院大学管理栄養士国家試験対策ゼミ受講に関する規則を制定し、学生便覧に明示している。

(2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

「卒業認定・学位授与の方針」は、「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「学位授与の方針(DP)の PDCA サイクル」によって教育の質保証を図っており、社会的(国際的)な通用性を確保している。

「卒業認定・学位授与の方針」は、社会的・国際的な通用性を確保するため本学が定めた「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「卒業認定・学位授与の方針の PDCA サイクル」によって教育の質保証を図っており、その点検を定期的に実施している。

(3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

本学は関係法令などの度重なる法改正に遅滞なく対応を図っている。「卒業認定・学位授与の方針」は、学生が学習成果を獲得したことを認め、大学設置基準の卒業に係る 法令に対して違反していない。

基準Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。

(1)授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与 の方針に対応している。

食物栄養学科の教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応 し、学則施行細則第1条に次のとおり示している。

教育課程編成・実施の方針

管理栄養士課程として、栄養士の免許および管理栄養士の国家試験受験資格を得るための専門教育科目を編成し、実施する。

また、同時に「食品衛生資格履修コース」を専門教育科目の中に科目指定し、実施する。

栄養教諭一種免許状を得るための教職課程を編成し、実施する。

Society 5.0 時代に求める 3 つの力を汎用的学習成果として獲得させる基礎教育科目にクリエイティブ力基礎科目群、マネジメント力基礎科目群及びホスピタリティ力基礎科目群を編成し、実施する。

希望者に対して、フードスペシャリスト資格認定証、専門フードスペシャリスト資格認定証、図書館司書などが取得できるサブカリキュラムも編成し、実施する。

- (2)教育課程編成・実施の方針に従って、体系的に教育課程を編成している。
- ① 大学設置基準等にのっとり体系的に編成している。

教育課程の編成

管理栄養士課程として、栄養士の免許および管理栄養士の国家試験受験資格を得る

ための科目のコアカリキュラムは、専門基礎分野では、高度な専門教育における知識や技術を習得するための基盤になるものとして、食生活を中心に社会や環境と健康との関係に関する「社会・環境と健康」、人体の構造や生理、代謝についての基礎知識、健康の維持・増進と生活習慣病の予防、運動と栄養との関係に関する「人体の構造と機能および疾病の成り立ち」、食品や食品成分の特性、食品の加工・貯蔵に関する技術、人体に対しての栄養面や安全面などに関する「食べ物と健康」の3つの教育内容から編成している。

専門分野では、管理栄養士としての専門性を高めるために、主として栄養および栄養指導関連科目を配置し、食品および食物栄養学の基礎知識を理解させた上で、健康や病理と栄養との関わり、正しい食事・食生活のあり方、食事療法、食生活の改善およびその指導について学ぶための「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」がある。さらに、栄養教育や栄養管理が行える総合的な管理能力を養うための「総合演習」、管理栄養士の実践活動の場で適切なマネジメントを行うための専門的知識および技術の統合を図るために実施する「臨地実習」から編成している。





同時にコアカリキュラムとして編成している食品衛生資格履修コースのカリキュラムは、管理栄養士課程のカリキュラムと食品衛生法及び同法施行令に定める学科と本学授業科目を対応させて次のように編成している。尚、A群の有機化学と無機化学は、汎用的学習成果の獲得を支援する基礎教育科目の科目である。

食品衛生資格履修コース専門科目

17 11	南工貝 怕 腹 l b c	7 号口作 ロ				
食	品衛生法及び同法施行	う令に定める学科	食品衛生資格履	修コ	ース(の授業科目及び単位
	別表区分	別表科目	本学授業科目名	必修	選択	備考
	分析化学	基礎化学	2			
A 群	化学関係	有機化学	(基礎化学)			基礎化学に含む。
		無機化学	(基礎化学)			基礎化学に含む。
		生物化学	生化学 I	2		
		生物化子	生化学実験	1		
		食品化学	食品学総論 I	2		
B 群	生物化学関係	及前化子	食品学総論実験	1		
D 41+	生物儿子医床	生理学	解剖生理学Ⅱ	2		
			解剖生理学実験Ⅱ	1		
		食品分析学	食品分析学	2		
		毒性学	食品衛生学Ⅱ	2		
		微生物学	微生物学	2		
			食品衛生学I	2		
C 群	微生物学関係	食品微生物学	(食品衛生学実			食品衛生学実験に含
C 167 177			験)			む 。
		食品保存学	食品加工学I	2		
		食品製造学	(食品加工学 I)			食品加工学Ⅰに含む。
D 群	公衆衛生学関係	公衆衛生学	公衆衛生学Ⅱ	2		

İ				,
	食品衛生学	(食品衛生学Ⅱ)		食品衛生学Ⅱに含む。
	及印用工于	食品衛生学実験	1	
	四本海山丛	(食品衛生学 I)		食品衛生学Ⅰに含む。
	環境衛生学	公衆衛生学Ⅲ	2	
	衛生行政学	公衆衛生学I	2	
	疫学	(公衆衛生学 I)		公衆衛生学Ⅰに含む。
A 群〜D 群までそれぞれ 1 以上	科目以上、22単位	小計	28	
	mt = //, 产	生化学Ⅱ	2	
	酵素化学	(生化学実験)		生化学実験に含む。
		食品学総論Ⅱ	2	
	食品理化学	(食品学総論実		食品学総論実験に含
		験)		む。
	病理学	病理学	2	
	보고 국내 <u></u>	解剖生理学I	2	
	解剖学	解剖生理学実験I		
		応用栄養学	2	
E群 その他の関連科目		応用栄養学実習	1	
		基礎栄養学	2	
	栄養学	基礎栄養学実験	1	
		食品学各論	2	
	農産物製造学	食品学各論実験I	1	
		食品学各論実験Ⅱ	1	
	肉製品製造学	(食品学各論)		食品学各論に含む。
	住 品 空	食品加工学Ⅱ	2	
		食品加工学実習	1	
	品質管理学	食品品質管理論	2	
E 群の科目を含めて総単位数が 40 単位以上		小計	24	
上群の科目を召めて総事	総単位数	52		

さらに、令和 4 年度よりコアカリキュラムとして編成している栄養教諭一種免許状を下記の通り示している。

栄養教諭一種免許状

【栄養に係る教育に関する科目】

【木食に体る教育に関する作句】									
科目区分	各科目に含めることが必要な	TAY TO IT	単位数						
	事項	授業科目	必修	選択	担当教員	履修方法等			
栄養に係る教育に関する事項	栄養教諭の役割及び職務内容 に関する事項	学校栄養指導論 I	2		塩津敦子講師				
	幼児、児童及び生徒の栄養に係 る課題に関する事項								
	食生活に関する歴史的及び文 化的事項								
	食に関する指導の方法に関す る事項	学校栄養指導論 Ⅱ	2		塩津敦子講師				
●単位数 ・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)						4 単位			
・教員の免許状取得のための選択科目						0 単位			

【教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目】

免許状の種類	免許法施行規則に定める科目及 び単位数		左記に対応する開設授	担当教員		
			授業科目	単位数		(非):非常勤
	科目	単位数		必修	選択	
栄 教 一 種 免	日本国憲法	2	日本国憲法		2	(近 勝彦)(非)
	体育	2	体育実技 体育理論		1 1	(吉田升講師) (吉田升講師)
	外国語コミュニケーション	2	英語 I 英語 Ⅱ		2 2	(花田春香)(非) (花田春香)
	情報機器の操作	2	ICT リテラシー I ICT リテラシー Ⅱ		2 2	納庄聡講師 (納庄聡講師)

【栄・教育の基礎的理解に関する科目等】

	令和 2 年度以降							
4 -1. 1			子和 2 年 	三度以降				
免許法施行規則に定 める 科目区分等			単位数		共通開設	専任教員	履修	
科目区分	各科目に含め る必要事項	授業科目	必	選	学 校 種	氏名・職名	方法	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並 びに教育に関 する歴史及び 思想	教育原理	2			福野裕美准教授		
	教職の員務及の 対 教職 が 教職 が 対 職 が 対 職 が 中 へ の 対 が で 営 む。)	教師論	2			(福野裕美准教授)		
	教社的事地及へむ。育会又項域びのが協議では、と学対関、経学の校応では、と学対応を対している。)	教育制度論	1			(福野裕美准教授)		
	幼児、児童及び生徒の心身 の発達及び学 習の過程	教育心理学	2			(大賀恵子教授)		
	特別の支援を 必要、児童 と明 と り と り と り と り と り と り と り と り と り	特別支援の方法と理解	1			(大賀恵子教授)		

	教育課程の意	教育課程論	1			(福野裕美准教	
	義及び編成の					授)	
	方法(カリキ						
	ュラム・マネ						
	ジメントを含						
	む。)						
道	道徳の理論及	道徳・特別活動・総合的な学習の	2			(尾崎聡教授)	総合
徳	び指導法	時間	2			(都田修兵講師)	的な
40	0.担 争 位	u-0. [b]				(11) 四 10 共 两 11)	学習
総							
台的							の時
な							間の
学							指導
習							法及
Ø)							び特
時間							別 活
等							動の
0							指導
指							法を
導							含む
法及	総合的な学習						
び	の時間の指導						
生	法						
徒	特別活動の指						
指 導	導法						
,	教育の方法及	教育の方法及び技術	1			原田博史教授	
教	び技術(情報					(都田修兵講師)	
育	機器及び教材					(塩津敦子講師)	
相談	の活用を含					(原田俊孝准教	
に	t.)					授)	
関	生徒指導の理	生徒指導論	2			(浦上博文教授)	
すっ	論及び方法	工化加升咖	_				
る 科	教育相談(カ	教育相談	2			(中西美恵子)	
目	ウンセリング	2X 11 11 1X	2			(非)	
	に関する基礎					(9F)	
	的な知識を含						
	む。)の理論及						
	び方法						
	進路指導及び						
1	世 路 拍 导 及 ひ キャリア 教 育						
	で理論及び方						
	の理論及い方 法						
科 教	教育実習	 事前・事後指導	1			(塩津敦子講師)	
目育実			1			(塩津敦于講師)	
	農林井殿江和	栄養教育実習	1			(塩伴钗ナ講師)	
践	学校体験活動	松颐中卧冷园(☆★松☆)	0			(二十日毛=# 年)	
に	教職実践演習	教職実践演習 (栄養教諭)	2			(元木見和講師)	
関						(塩津敦子講師)	
す						(福野裕美准教	
る	и. и = :	5 IV = 11 = 2 = 2 = 2 = 2 = 2 = 2 = 2 = 2 =	/ 3	0: "	<u> </u>	授)	
● 単		許状取得のための必修科目	(新)	20 単	位/(旧) 20 単位	
数		科目の単位数を含む)	/ 1:		, ,	- > - > > //	
	・教員の免	許状取得のための選択科目	(新)	0 単位	./ (E	1)1単位	

希望者に対して、編成・実施するサブカリキュラムをフードスペシャリスト資格認定証、図書館司書の順に上げる。なお、社会福祉主事任用資格については、社会福祉法第19条第1項の規定により、大学等に在籍当時に指定科目名と一言一句同じ科目を3科目以上履修し、卒業した者に与えられる。

フードスペシャリスト資格認定証取得のための授業科目と単位数

必修科目

規定科目	開設科目名	単 位
フードスペシ ャリスト論 (2単位以上)	食文化論	2
食品の官能評	食品学各論	2
価・鑑別論 (2単位以上)	食品学各論実験 I	1
食物学に関す	食品学総論I	2
る科目	食品加工学I	2
(5単位以上)	食品学総論実験	1
食品の安全性 に関する科目 (2単位以上)	食品衛生学I	2
調理学に関す	調理学I	2
る科目	調理学実習I	1
(4単位以上)	調理学実習Ⅱ	1
栄養と健康に 関する科目 (2単位以上)	基礎栄養学	2
食品流通・消費 に関する科目 (2単位以上)	食料経済	2
フードコーデ ィネート論 (2単位以上)	フードコーディネー ト	2

選択科目

規定科目	田 訊 利 口 友	単
规处件日	開設科目名	位
フードスペシ ャリスト資格	食品学総論Ⅱ	2
に適当とされ	食品加工学実習	1
る科目	調理学実習Ⅲ	1
	食品衛生学Ⅱ	2
	食品衛生学実験	1
	基礎栄養学実験	1
	公衆栄養学I	2

- * 選択科目7科目10単位の中から
- 4単位以上修得すること

図書館司書資格に係る専門教育科目

ž	受 業 科 目	必修	選択	計	備考
	生涯学習概論	2	,,,	2	
##1	図書館概論	2		2	
基礎科目	図書館制度・経営論	2		2	
	図書館情報技術論	2		2	
回事龄儿	図書館サービス概論	2		2	
図書館サービ	情報サービス論	2		2	
スに関する科目	児童サービス論	2		2	
П	情報サービス演習	2		2	
図書館情報資	図書館情報資源概論	2		2	
源に関する科	情報資源組織論	2		2	
目	情報資源組織演習	2		2	
海扣到口	図書館サービス特論	1		1	
選択科目	図書・図書館史	1		1	
	合 計	24		24	

②学習成果に対応した、授業科目を編成している。

食物栄養学科の教育課程編成・実施の方針では、学生の学習成果を獲得するように幅 広い教養を備えた人間の育成のための基礎教養科目と管理栄養士課程として栄養士の 免許および管理栄養士の国家試験受験資格を得るための科目(専門科目のうち、専門基 礎分野および専門分野)をコアカリキュラムに編成している。 学生の学習成果

本学で学ぶ学生の卒業時の学習成果は、建学の精神「教育三綱領」の基、自律した信念のある社会人となることである。

Society 5.0 時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献できる管理栄養士になるために、学科の教育課程(基礎教育科目および専門教育科目)の学習をとおして、次の学習成果を獲得する。

I. 専門的学習成果

学科の専門学習では、Society 5.0 時代の現場に即応でき、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献できる管理栄養士になるため、学科の教育課程の学習をとおして、専門知識と専門的能力を獲得する。

- ①多様な専門領域に関する基本となる専門的知識を獲得する。
- ②チーム医療の重要性を理解し、他職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を獲得する。
- ③公衆衛生を理解し、栄養・給食関連サービスのマネジメントを行う能力を獲得する。
- ④健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行う能力を獲得する。
- ⑤子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、食に関する指導(学校における食育)をする 能力を獲得する。
- Ⅱ. 汎用的学習成果

基礎教育科目の学習をとおして、

- ①基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など 栄養学分野の基本的な能力と知識を現代の諸問題と関連づけて展開できるクリエイティブ力を獲得 する。
- ②数量的スキルや ICT リテラシーで Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、円滑なチームワーク、リーダーシップ、対人コミュニケーションで、Society 5.0 時代のビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげるマネジメント力を獲得する。
- ③心身のサポートや精神的にケアする力、健康づくりをサポートするために信頼される社人としての 態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理力などのホスピタリティ力を獲 得する。

同時に、食品衛生管理者および食品衛生監視員任用資格を得るための「食品衛生資格履修コース」、栄養教諭一種免許状(教職科目)をコアカリキュラムの中に科目指定している。また、希望者に対してフードスペシャリスト資格認定証(専門科目のうち、現代生活基礎科目、専門基礎分野並びに専門分野に科目指定)、図書館司書資格などが取得できるサブカリキュラムも編成している。基礎教育科目と専門科目、教職科目、図書館司書資格に係る専門教育科目は、4年間を通して同時に履修していくように配置されている。

基礎教育科目は、合計 22 単位以上修得させている。

基礎教育科目の学習をとおして、

- ①基礎的な知識から新しい知識・健康関連データを創造する力や新食品開発企画力や研究開発力など栄養学分野の基本的な知識を体系的に理解でき、その知識体系の意味と自己の存在を現代の諸問題と関連づけて展開できるクリエイティブ力を獲得する。
- ②Society 5.0 時代の職業生活や社会生活に必要な IT 技術により生み出されたビッグデータを管理・活用し、個人のヘルスプランを創案し、健康改善につなげる技術に必要な数量的スキルや ICT リテラシー、チームワーク、リーダーシップ、コミュニケーションの能力として自己表現力、論理的思考力、問題解決力、他者理解力などのマネジメント力を獲得する。

③心身のサポートや精神的にケアする力や、健康づくりをサポートするために社会人としての態度、信念、意見および責任を果たすために必要な倫理観、自己管理力などを備えたホスタピリティ力を獲得する。

専門科目は、現場に即応する管理栄養士になるため、学科の教育課程(講義・演習・実験・実習と併せて学外での臨地実習)の学習をとおして、①多様な専門領域に関する基本となる専門的知識、②チーム医療の重要性を理解し、他職種や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力、③公衆衛生を理解し、栄養・給食関連サービスのマネジメントを行う能力、④健康の保持増進、疾病の一次、二次、三次予防のための栄養指導を行う能力、⑤子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、食に関する指導(学校における食育)をする能力を獲得させるように編成している。なお、専門科目の授業においては、上記の科目の専門的学習成果のみでなく、担当教員とのコミュニケーションを通して汎用的学習成果も獲得できるように実施している。

以上の方針を踏まえ、専門分野における基礎的な理論と実践の修得を通して、基礎から応用まで体系的に履修することができるように、現代生活基礎科目、専門基礎分野と専門分野で編成している。これらは、栄養士法、栄養士法施行令、栄養士法施行規則、および管理栄養士学校指定規則を遵守し、管理栄養士国家試験出題基準(ガイドライン)に準拠している。

具体的には、栄養管理について学ぶ上で基礎となる授業科目群である現代生活基礎科目の中で、令和元(平成 31)年度より1年生前期開講科目の生活 IT 活性論を廃止し、大学での学習を円滑にスタートできる力を身につけるため、管理栄養士に求められる①化学、②生物、③献立作成の基礎的知識を修得することを目的として講義科目の食物基礎科学を開講した。また同じく令和元(平成 31)年度より2年生前期開講科目の現代生活経営を廃止し、管理栄養士としての専門知識や技術を学ぶ自己発達の過程で、自分を分析し理解し、自分を表現することを通じて、周りの社会人に対しても自分の主張を納得させる能力を養うことを目的として演習科目のプレゼンテーションを開講した。これらのことにより、現代生活基礎科目には、インターネットと法、食物基礎科学、プレゼンテーション、生活史、食文化論、フードコーディネートおよび食料経済の7科目が配置されている。

自由科目である卒業研究(「卒業研究I」)は、4年次までに学習してきた生理学、生化学、食品学、調理学、食品衛生学、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論などの専門基礎および専門分野から研究課題を設定して各担当教員の指導の下、研究を行って新しい知見を得ることを目指す科目であり、学生の探究心の涵養を配慮して配置している。

しかし、卒業研究 II は、過去 4 年間において履修生ゼロが続いており、形骸化されていた。令和 4 年度 FD 委員会で卒業研究について検討してきたが、解決に向けた取組は出来ていないのが現状である。

また、栄養教諭一種免許の取得に係る教職科目として、国民の健康増進や維持・管理について、主に小・中学校における早期教育の必要性が出てきたことから新設された栄養教諭の養成のために必要な科目である教職基礎科目、教職に関する科目、教科に関する科目を配置している。

さらに、学習意欲の旺盛な学生に対して、図書館司書資格に係る専門教育科目も配置 している。

図書館司書資格に係る専門教育科目は、教育課程編成・実施の方針に即した体系的なサブカリキュラムとして教育課程を編成している。

③専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の 開発及び編成を行っている。

専門職学科は設置していない。

④単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。

単位制度の実質化のために、学生が各学年次にわたって1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を30単位とするが、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については上限を超えて履修科目の登録を認めると学則第11条(3)~(4)項に定めている。

⑤成績評価は学習成果の獲得を大学設置基準等にのっとり判定している。

成績評価の方法について、岡山学院大学の科目の単位数は、「学則」第9条で次のように定めている。

1単位の科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- イ) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- ロ) 演習については、原則として 30 時間の授業をもって 1 単位とする。但し、別に定めるものについては、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。
- ハ)実験、実習および実技については、原則として 45 時間の授業をもって 1 単位とする。但し別に定めるものについては、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

単位修得のための学習評価は、原則として各学期末に行う定期試験によると学則第 11条に定めている。なお、定期試験の受験資格は各科目について3分の2以上出席し た者に付与され、それに満たない者は「受験資格なし」と判定される。

また、学習評価は、100点法をもって採点し、80点以上を「優」、70点以上80点未満を「良」、60点以上70点未満を「可」、60点未満を「不可」と定めている。学則施行細則第7条により、定期試験が不可の者に対しては、願い出により再試験を受けることができるようにしている。再試験は一定期間内1回限りとし、再試験による60点以上の得点者はすべて60点の学習評価に止めるとしている。また、定期試験の際、病気その他やむを得ない事情により受験不能であった者に対しては、願い出により追試験を受けることができようにしている。追試験は一定期間内1回限りとし、追試験による80点以上の得点者は、80点の学習評価に止める。また、追試験が「不可」の者の再試験は行わないことを規定している。

在学年数は8年を越えることができない。本学の学則上の卒業の要件は、4年以上在学し、科目の必修、選択および選択必修の区分ごとに、基礎教養科目については22単位以上、専門教育科目については70単位以上を含め、合計124単位以上を修得するこ

とである。

最低在学年 4 年次終了時に卒業に必要な単位および単位数を修得できない者は卒業延期とし、更に在学して卒業の要件を満たさなければならないことを定めている。但し、卒業延期による在学の期間は 4 年以内とし、これを越える場合は退学しなければならないことを規定している。

⑥シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。

本学科のシラバスは、シラバス作成規則に従い以下の項目を明示している。

- ・授業名等(科目名、授業回数、単位数、担当教員名、質問受付の方法(メールアドレス、オフィスアワーなど))
- ・教育目標と学生の学習成果
- ・教育方法(授業の進め方、授業形態、予習、復習、テキスト)
- ・学習評価の方法
- 注意事項
- ・授業回数別教育内容(内容、予習・復習事項、課題など)

食物栄養学科の学習成果を学習マトリックスによって科目レベルに配当して、各授 業科目で獲得できるようにしている。

シラバスは、学生に各授業担当者が該当科目のシラバスを印刷・配布するとともに、 大学側から CD-ROM 版にしたものを配布することによって学生が自身の受ける授業の 内容等について把握できるように努めている。

授業計画(シラバス)に成績評価の基準、教科書・教材、参考書、予習・復習についての具体的な指示を記載しており、単位制度の実質性は確保していると判断でき、大学設置基準第25条の2および第27条の2を遵守している。

⑦通信による教育を行う学部・研究科等の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

通信による教育を行う学科・専攻課程は開設していない。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

なお、Society 5.0 時代に求める学習成果を修得させるために、令和3年度から基礎教育科目は、名称を基礎教育科目に改めた。そして、基礎教育科目にはクリエイティブ力基礎科目群、マネジメント力基礎科目群及びホスピタリティ力基礎科目群を編成し、実施した。この基礎教育科目は、合計22単位以上修得させることになる。

基礎教育科目(令和4年度)

			単位数		
科目群	授 業 科 目 名	必	選	計	備 考
		修	択	印	
	人間の発達		2	2	
h	日本国憲法		2	2	
	生涯学習概論		2	2	
	倉敷学		2	2	
ク ョ リ	基礎数学		2	2	
基礎科目	基礎化学		2	2	
優 イ	基礎生物学	8	2	2	
科テ	グローバル研修		1	1	
- 74TE	キャリアガイダンス		2	2	
サブカ	英語 I		2	2	
//	英語 Ⅱ		2	2	
	体育理論		1	1	
	体育実技		1	1	
	小計	8	23	23	
	ICT リテラシー I		2	2	
	ICT リテラシー Ⅱ		2	2	
サッ	ソサエティ 5.0 理解		2	2	
基 ネ 礎 ジ	データサイエンスI	8	2	2	
科メ	データサイエンス I I	8	2	2	
目ン	アクティブラーニング I		2	2	
群ト力	アクティブラーニング Ⅱ		2	2	
/ / /	クラブ活動の活性化		2	2	
	小計	8	16	16	
	少子高齢化と諸問題		2	2	
ホ	児童福祉概論		2	2	
基 と ***	ボランティア理論		2	2	
礎タ	正しい日本語	6	2	2	
ピリ	栄養士基礎理解		2	2	
目デオ	社会心理学		2	2	
[*] イ 力	臨床心理学		2	2	
	小 計	6	14	14	
	合 計	22	53	53	

(4) 専門職学科における授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割は明確である。

専門職学科を開設していない。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。

(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

Society 5.0 時代に求める学習成果を修得させるために、基礎教育科目を編成し、実施している。基礎教育科目にはクリエイティブ力基礎科目群、マネジメント力基礎科目群及びホスピタリティ力基礎科目群を編成している。この基礎教育科目は、合計 22 単位以上修得させることになる。クリエイティブ力基礎科目群には、人間と倫理、日本国憲法、倉敷学など 13 科目を設けている。マネジメント力基礎科目群には、ICT リテラシー $\mathbf{I} \cdot \mathbf{II}$ 、データサイエンス $\mathbf{I} \cdot \mathbf{II}$ 、ソサエティ 5.0 理解など 8 科目を設けている。ホスピタリティ力基礎科目群は、少子高齢化と諸問題、児童福祉概論など 7 科目を設

けている。

(2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

教養教育と専門教育との関連が明確である。

ホスピタリティ力基礎科目群の科目である「栄養士基礎理解」は、「今日、Society5.0 時代に相応しい男女ともに健康寿命を3年以上延伸し75歳以上とすることを目指す健 康寿命延伸プランの推進など激変する社会背景をふまえ、栄養・食を通して、人々の健 康と幸福に貢献する管理栄養士・栄養士に求められる役割は、高度化、複雑化、多様化 してきている。少子高齢化が進展する中、生活習慣病の増加、社会生活を営むために必 要な機能の低下など、健康課題は複雑化、深刻化している。食生活の多様化に伴い、栄 養の不足と過剰が共存する栄養障害の二重苦が大きな課題となっている。また、家庭に おける共食機会の減少、日本の伝統的食文化継承の危機、食品ロスの増大、食の安全へ の不安、食物供給の過度の海外依存等、食生活や食糧供給をめぐる課題も複雑化してい る。そのため使命感を備えた管理栄養士・栄養士を養成することを目指し、本授業では その基礎となる以下の5点を目標とするとともに、管理栄養士・栄養士として求められ る「態度」(マナー・学習態度)・「信念」(管理栄養士・栄養士になろうとする信念・継 続的な努力)」・「倫理観」を修得する。①管理栄養士・栄養士養成校である本学の教育 について理解する。②管理栄養士・栄養士の働く現場との現状と職域の目的と課題につ いて理解する。③管理栄養士・栄養士の仕事と社会的使命と倫理観を理解する。④管理 栄養士・栄養士として求められる心と体の健康作りの方法を理解する。⑤管理栄養士・ 栄養士になるための自己課題・克服方法を自覚する。」と学生便覧に明示し専門教育科 目とのつながりを明確にしている。

(3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

さらに、基礎教育科目の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。令和3年度には、Society 5.0時代に求める学習成果を獲得させるために、基礎教育科目を編成し、実施した。令和4年度にディプロマ・サプリメントを作成するための新科目「教学マネジメント」を編成し令和5年度に実施しているところである。

基準Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。

(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

食物栄養学科の入学者受け入れの方針は学生の学習成果に対応し、学則施行細 則第1条に次のとおり示している。

本学に入学する人物には、次のような資質・能力を求める。

- ・栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士の仕事を理解している。
- ・卒業後、管理栄養士として働く意志が強い。
- ・Society 5.0 時代に必要なスキルの修得意識が強い。
- ・本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。
- ・生物、化学を基礎とする学習に努力ができる。

- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

次のように入学者受け入れの方針及び入学前の学習成果の把握・評価を学生募集要項に明確に示している。

入学者受け入れの方針

学に入学する人物には、次のような資質・能力を求めます。

- ・栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士の仕事を理解している。
- ・卒業後、管理栄養士として働く意志が強い。
- ・Society 5.0 時代に必要なスキルの修得意識が強い。
- ・本学での学習に必要な一定水準の学力を身に付けている。
- ・生物、化学を基礎とする学習に努力ができる。

入試選抜は、高校教育と大学教育の接点です。高大接続は、学力の三要素(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」)を踏まえた多面的・総合的な入試選抜をとることが重要です。「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」の判定は、高等学校の内申書を重視します。「思考力・判断力・表現力」の判定は、総合型選抜では自己推薦書と口頭試問の結果、学校推薦型選抜(指定校)では高等学校校長先生による高等学校学内選抜後の推薦書と面接、学校推薦型選抜(一般)では口頭試問形式の面接の結果、一般選抜では本学が独自に作成した試験問題の結果で行います。

[令和4年度学生募集要項から抜粋]

(4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

教育目的を達成するための入学者受け入れの方針として、管理栄養士に興味と関心があること、管理栄養士に関わる教育に対する学習意欲とその学習に必要な基礎学力があることを掲げている。この入学者受け入れの方針は、入学案内、ウェブサイト、学生募集要項では受験生に分かりやすいように、上記のように明示するとともに、更に募集要項には、学力の三要素(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」)に対する入試選抜区分別の判定の方法を示し、試験問題の作成も本学独自のものであることを明示している。

本学では、下表に示すように、総合型選抜(対話型・自己推薦型)、学校推薦型選抜(指定校・一般)そして一般選抜として実施している。このように、選抜方法を多様化することによって志願者の受験選択の機会を広げ、多数の学生を受入れられるようにしてきたが、平成29年度学生募集から、文部科学省の「平成29年度大学入学者選抜実施要項について(通知)」を受けて、「知識・技能」、「主体性・多様性・協働性」の判定は、高等学校の内申書を重視し、「思考力・判断力・表現力」の判定は、総合型選抜では自己推薦書と口頭試問の結果、学校推薦型選抜(指定校)では高等学校校長先生による高等学校学内選抜後の推薦書と面接、学校推薦型選抜(一般)では口頭試問形式の面接の結果、一般選抜では本学が独自に作成した試験問題の結果で行ことを明示している。

入学試験の区分及び募集定員数 (令和 4 年度募集)

		入試	区分別 募集人員	
	入学定員	総合選抜型選抜	学校推薦型選抜	一般選抜
		(対話型・自己推薦型)	(指定校・一般)	一双迭级
食物栄養学科	40	32	4	4

総合選抜型選抜(対話型・自己推薦型)は、管理栄養士に関心があり、本学専願の学生に口頭試問を課して選抜する試験である。そのうち、総合選抜型選抜(対話型)は、本学を希望する学生がエントリー手続きを早期に行うことにより、本学を専願とする出願資格を得る選抜制度である。エントリー手続きの際に口頭試問を行うので、出願後の合否判定の際には来学は不要である。

総合選抜型選抜(自己推薦型)は、時期の異なる I 期と II 期があり、書類審査および本学において面接で選抜を行う。

学校推薦型選抜(指定校)は、出願資格については、①本学を卒業後管理栄養士として働く意欲があり、本学の学習成果とアドミッション・ポリシーを理解し、本学が指定校として依頼する出身学校長が人物・学力を特別に優秀と認め推薦した者、および本学を専願し、主要 5 教科のうち 3 教科の評定が 3.0 以上の者、または、②高大接続連携校として本学が指定する高等学校もしくは中等教育学校において、本学の学習成果の獲得を目的に本学の教育・研究の内容に触れ、将来の進路目標を本学の人間生活学部食物栄養学科に定め、本学を卒業後管理栄養士として働く意欲があり、かつ学習成果とアドミッション・ポリシーを理解し、出身学校長が人物・学力を特別に優秀と認め、本学を専願し、主要 5 教科のうち 3 教科の評定が 3.0 以上の者を対象として書類審査・特別面接により選抜する試験である。なお、高大接続連携校とは、本校と相互の教育活動の交流を通して連携・協力し、教育内容への理解を深めることにより、双方の教育目標達成を促進するとともに、大学及び高校における教育の充実と学生及び生徒の資質の向上を図るために協定を締結した高等学校であり、令和 4 年度入試において本校との高大接続連携校として締結している高等学校は、おかやま山陽高等学校、倉敷翠松高等学校、倉敷高等学校、岡山龍谷高等学校、銀河学院高等学校である。

また、学校推薦型選抜(一般)は、出身学校長が人物・学力の適性を適切と認めて推薦し、全体の評定平均値が 3.0 以上の者を対象として書類審査と面接により選抜する試験である。

一般選抜は、①国語総合・現代文 B、②化学基礎・化学、③生物基礎・生物、④コミュニケーション英語 \mathbf{I} ・ \mathbf{II} ・ \mathbf{III} の中から 1 教科を選択することを必須とすることによって、管理栄養士の専門教育に対する適切な学力を持った学生を選抜する試験であり、 \mathbf{I} ・ \mathbf{II} ・ \mathbf{III} ・ \mathbf{III} ・ \mathbf{III} の計 4 回実施している。

なお、総合型選抜(対話型・自己推薦型)または学校推薦型選抜(指定校)により合格した者は、入学手続時納入金のうち入学金を半額免除される。また、高大接続連携校から学校推薦型選抜(指定校)により合格した者は、入学手続時納入金のうち入学金を免除される。また加えて、総合型選抜、学校推薦型選抜そして一般選抜により合格し、入学手続きを完了した者は特別奨学生としての選抜(学力テスト)を受験することができる優待制度が実施されている。特別奨学生選抜では面接・小論文において8割以上、学力テスト(国語)において7割以上の得点をとったもので、入学定員の1割以内を特別奨学生として決定する。なお、学力テストの得点に対して、さらに、公益社団法人全国高等学校家庭科教育振興会主催の「高等学校家庭科技術検定」の食物調理技術検定1級取得者には20点、同検定2級取得者には10点を加算する。特別奨学生は入学後4年間授業料を半額免除される。ただし、各学年終了時のGPAの平均値が3.8未満とな

った場合は、進級学年の前期授業料は全額納入するものとし、その場合、前期終了時の GPAが3.8以上の値を取得した場合は、後期授業料の半額が免除される。

また、社会人特別選抜として社会人を対象に、小論文・面接を課し、管理栄養士職への強い就職希望および管理栄養士の専門教育に対する適切な学力を持った者を選抜する社会人特別選抜(若干名)も設定されているが、平成30~令和4年度学生募集の5年間では受験者はいなかった。

なお、学校推薦型選抜(一般)、一般選抜および社会人特別選抜で合格した者に対して、岡山学院大学及び岡山短期大学に兄弟・姉妹が在籍している場合、または、岡山学院大学、岡山短期大学および岡山女子短期大学の卒業生の兄弟・姉妹・子女が在籍している場合には、入学後届出により入学金の半額が免除される。

入学者選抜全般に関しては、学校法人原田学園岡山学院大学入学者選抜規定に定めるとおり、岡山学院大学の入学者の選抜を管理するため、本学に入学試験管理委員会、専門委員、および入学選抜会議が設置されている。学長が任命する委員、若干名をもって組織する入学試験管理委員会は、入学試験制度の調査、研究並びに入学試験の企画、実施の統括、運営にあたっている。また、専門委員は、学力検査科目ごとに、学力検査問題を作成し、答案の採点、採点の結果および調査書の調査の結果を入学試験管理委員会に提出する。本学教授会全員をもって組織する入学選抜会議は、調査書の調査および学力検査の結果を、総合判定して、合格者および補欠者の原案を作成し、学長に報告する。学長は、合格者および補欠者の原案を教授会に提案し、その議を経て、入学者の選抜を決定している。

それぞれの入試区分毎に試験実施本部を設置して入学者選抜の体制を整備し、入学 試験実施要項に従って、公正かつ厳正な体制のもとに入学試験を実施している。

合否発表時期の早い総合型選抜(対話型・自己推薦型)、学校推薦型選抜(指定校・一般)および一般選抜の合格者には、入学までの学習意欲の継続、向上を図るために入学前学習プログラムの受講を求めている。この入学前学習プログラムの案内は、学校案内に明示し、また、入学手続きを完了した者にダイレクト・メールで連絡し周知している。

また、編入学募集については、編入学特別推薦選抜と編入学一般試験選抜の 2 種類がある。どちらも募集人員は若干名であり、編入年次は 3 年次である。編入学特別推薦選抜の出願資格は、本学が指定校として特別推薦選抜を依頼する短期大学を卒業見込みの者、および、学習成果とアドミッション・ポリシーを理解するとともに、本学を専願し、出身短期大学長が人物・学力を特別に優秀と認め推薦した者である。編入学一般試験選抜の出願資格は、①短期大学または高等専門学校を卒業した者又は卒業見込みの者、②大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した者又は修得見込みの者、③専修学校の専門課程及び高等学校の専門専攻科の課程(就業年限が 2 年以上であること)のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者又は修了見込みの者の、①②③のいずれかに該当する者である。編入学特別推薦選抜と編入学一般試験選抜のどちらも出願の書類の提出を求めるものであり、I・II・III・III・IIV期の計 4 回実施している。また、選抜方法は、編入学特別推薦選抜は面接・書類審査であり、編入学一般試験選抜は、学力試験(栄養学)・面接・書類審査、である。編入学特別推薦選抜により合

格した者は、入学金が半額免除される。また、編入学特別推薦選抜及び編入学一般試験 選抜により合格し、入学手続きを完了した者は、特別奨学生選抜(小論文・学力テスト (栄養学)・面接)を受験することができる優待制度を実施している。特別奨学生選抜 方法は、小論文・学力テスト(栄養学)・面接(配点各 100 点)において 8 割以上の得 点を取った者で、入学定員の 1 割以内を特別奨学生として決定する。

これらのように多様な試験方式を設定し、受験機会を多くしている。このように多様な入学試験の設定とともに、積極的な広報活動を展開しているが、平成25年度は入学定員より10%多い学生が入学したが、下表に示すように過去5年間は入学定員を満たすことができず、令和4年度の在籍者数は収容定員の充足率63.1%であった。

この原因として、少子化、管理栄養士養成施設や福祉系他大学・専門学校の増加、本学の不利な立地条件などが考えられるが、学生満足度の低下が主な原因であると考える。

入学者確保のため、FD活動の活性化、またオープンキャンパス、進路ガイダンス (会場形式、高校内ガイダンス、模擬授業、資料配布)、高校訪問などによる効果的 な広報活動の展開が重要である。

八子有数次0位相有数0/169(過去3年间) (有干及3万1百兆位)									
年 度	入学定員	入学者数	編入学者 数	収容定員	在学者数	在籍者数			
平成 30 年度	40	27	3	160	107	107			
令和元年度	40	37	1	160	114	114			
令和2年度	40	18	4	160	98	98			
令和3年度	40	22	3	160	104	104			
今和 4 年 庄	10	9.4	9	1.6.0	1.0.1	100			

入学者数及び在籍者数の推移(過去5年間) (各年度5月1日現在)

平成 31 年度学生募集から、特別推薦選抜(指定校)および、一般試験選抜により合格した者で特別奨学生となった者に対して、各学年終了時の GPA の平均値が 3.8 未満の場合は、進級学年の前期授業料は全額納入することとなった。しかし、その場合でも、前期終了時の GPA が 3.8 以上の値を獲得した場合には、再び後期授業の半額が免除されることとなる。この決まりは、特別奨学生が、入学後に好成績を維持することが出来なくなった時に、その学生が他の学生に対して感じる重圧により、学習意欲が減じてしまうことを防ぎ、管理栄養士を目指して学習を継続していくための学生支援策として設けられた。この規則により、特別奨学生の学習意欲が維持され、学習成績が高値で維持されることが期待される。

(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定している。すなわち学生募集要項において総合型選抜(対話型・自己推薦型)、学校推薦型選抜(指定校・一般)そして一般選抜について詳細に示している。加えて本学公式ウェブサイトにおいて、「食物栄養学科の学生の学習成果と三つの方針(学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れ)」に関するページを公開している。学科教員は、入試懇談会や

高校訪問等の場で高等学校教員に対して説明するとともに、進学ガイダンス等の場で 本学への進学を検討する高校生に対して説明している。

入学者選抜は公正かつ適正に実施している。すなわち各選抜試験ののち速やかに入 試管理委員会を開催して合否判定案を作成し、その結果を教授会に報告して意見を聴 いたのち学長が合否を決定している。

(6) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様 性の確保に配慮している。

専門職学科はない。

(7) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

授業料、その他入学に必要な経費を入学案内、募集要項に明示している。

(8) アドミッション・オフィス等を整備している。

入試事務室は、受験生に対して受験手続きを分かりやすくするための名称であり、実際は事務部長代理を長として学務課教務係および学生係、経理課会計係およびその他関係部署課員で役割を担っている。入試事務室は、学生募集要項の印刷、願書の受付、入試問題の印刷・管理、合格発表、入学手続きなどの業務を担っているほか、受験生からの質問へ応答も行っている。選抜当日においては、全教職員の協力のもと、厳正かつ公正な試験運用が行われているが、不測の事態として疾病者に対し、別室での受験室確保などの配慮も行っている。

入学者受け入れの方針は、上記のとおり入学案内、ウェブサイト、学生募集要項に明示するとともに、入試懇談会、進路ガイダンス、高校訪問、オープンキャンパスなど様々な機会を通して、高校教諭、受験生、保護者に周知している。

高校教諭対象の入試懇談会は、下表に示すように広島県と岡山県の 2 県で実施し、 食物栄養学科の教育内容、また、試験科目、試験会場等、具体的な試験方法等について 周知を図っている。

明 /宏 44	令和4年度		
開催地	日 程	参加高校数	
広島県福山市	6月3日	6	
岡山県倉敷市	6月8日	11	

表 高校教員対象入試懇談会実施状況

高校内あるいはその他の会場で行われる進路ガイダンスなど、高校生と対面で接する学生募集の機会を下表に示すように積極的に取り入れており、受験生に対してキャンパスの様子や教育内容を説明している。また、大学の授業を高校生が実際に体験する場として高等学校で実施する模擬授業を実施し、管理栄養士養成の教育課程の授業内容の理解を促している。

進路ガイダンス等参加状況

形式	令和 4 年度				
沙式	会場数	参加者数			
会場形式	54	215			
高校内ガイダンス	62	503			
模擬授業形式	3	26			
資料配布	1	0			
計	120	744			

中国・四国地方の地域では高校を訪問して、学生募集要項、入学案内を高校の担当者 に直接手渡し、教育内容、入学者受け入れの方針、入試方法等について説明している。

また、高校生および保護者に対して、オープンキャンパスにおいて、学長が建学の精神、3つの方針に基づく学習成果、入学試験の実施内容、エンロールメントサポートなどについて直接説明し周知を図っている。また、個別相談においては、募集要項および学生生活全般についての相談に応えている。

本学オープンキャンパスにおける高校生の参加状況 (過去5年間)

年度	2 月	3 月	5 月	6 月	7月①	7月②	8月①	8月②	9月	合計
H 30		23	14	28	3	4	26	22	21	168
R1		24	17	14	2	7	23	18	17	140
R2		×	2	10	3	3	1	4	12	46
R3		8	5	8	10	18	1	6	15	80
R4	1	7	7	15	14	8	1	7	7	76

さらに、在学生(令和元年 12 月に倉敷市主催の食育栄養まつりに参加した 1~2 年次生および 3 月の卒業予定者)による高校へのメッセージ送付を実施し、本人の近況報告とともに本学の教育内容を学生の目線で紹介している。この試みは、平成 24 年度から継続して実施しており、高校教員・在学生双方から好意的に受け止められている。

(9) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

電話や電子メールにより受験希望者・保護者から様々な問い合わせがあるが、その対応は入試事務室が適切に行っている。入試事務室は広報および学生募集の業務を担っているほか、受験生からの質問へ応答も行っている。

(10) 入学者受入れの方針を高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

本学教員が毎年7月と9月に学生募集のための高校訪問を行う。平成30年度から面談者から本学の教育内容について意見を聴いて報告するようにした。

本学は、アンケートを実施した7校の高等学校から、本学の学生支援体制(8項目)に対して、5段階評価で、平均3.58(令和3年度平均4.4)の評価が得られた。

質問1の「入学前学習」について、「入学後へのスムーズな切り替え(意識のスイッ

チ)が、できると思うのでありがたい」、「良い取り組みだと思いますが、化学の課題を 出すべきかと思います」との意見があり、参加の選択肢と高校生が敬遠にするの生物・ 化学への取り組み評価を得た。

質問 2-①は低評価であり、「メンター支援制度についての評価するのでしょうか」、「高校でもどちらかというと、生徒一人ひとりに手厚い指導をしています。」、「学生自身がどうすれば良いか、判断が出来ない時にはこの制度はありがたい」という意見があり、引き続いて学習支援・相談体制の強化をする。

質問 2 - ②の大学独自の科目と内容については、「貴学の要所要所で Socity5.0 を見ますので、ICT を活用出来る人材育成をお願い致します」の意見から、1 年生から、マネジメント力基礎科目群として、ICT リテラシー、ソサエティ 5.0 理解、データサイエンス、アクティブランニングと 4 年生まで講義していることが評価するが、可視化して欲しい意見がある。具体的な取り組み方が見えてこないことから低評価に繋がった。

質問 2 - ③の大学独自の教育施設は、学校給食の大量調理施設や調理技術など衛生面などからの評価が口頭でもあった。「高大接続連携で活用できるならありがたい」との意見もあった。

質問 3-①外部講師(卒業生)による講義について、「高校でも同じですが、外部からの話し方が同じ内容でも心に残っています」という意見があり、学生の為にも、社会人として働く卒業生の声を聴くことで、学業をはじめ、社会人へのあこがれと目標に繋がると考える。

質問 3 - ②就職先訪問による就職先からの評価の取り組みは、「このような取り組みができることは素晴らしい」という意見があり、卒業後でも連携、相談していることが重要であると考えられる。

質問4の地域貢献での健康寿命延伸教室の取り組みは、昨年度同様に高い評価である。「継続して実施にすばらしい」意見もあり、学生時代に、栄養指導を通じて、専門的な会話や高齢者に伝える貴重な体験はコロナ禍でも続けて欲しいという意見があった。

質問5は、Society5.0の取り組み方で、特に低評価であった。「高校でもタブレットを支給し、高校の先生も活用できる時代である。ICT活用ができる人材が、より重宝される世の中だと思う」という高評価もあったが、高校の先生からの「生徒にとって実感しにくいところがある」いう意見もあり、評価しにくい部分もあることが判明した。

基準Ⅱ-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。

(1) 学習成果に具体性がある。

本学で学ぶ学生の学習成果は、学生便覧において、具体的に示され、入学時のオリエンテーションで学生に周知されている。

(2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

学生の学習成果を学習マトリックスによって科目レベルに配当して、各授業科目で獲得できるようにしているので一定期間内で獲得可能である。

(3) 学習成果は測定可能である。

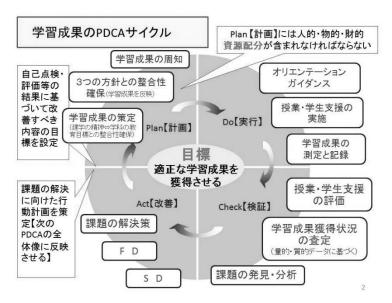
学習成果の測定に関しては、学科教員 FD 会議を行い、その方法について検討してき

た。また 汎用的学習成果の測定に関してはシラバスの作成に際して、測定可能性と妥当性の観点から、分担する汎用的学習成果を新たな学習成果マトリックスを作成してきた。その結果を踏まえて、汎用的学習成果の測定可能性についてシラバスに反映させなければならないのであるが管理栄養士国家試験の試験科目の得点が先決になっており実施できていない。また非常勤教員に対しても同様に学習成果マトリックスにより担当授業での学習成果の獲得をシラバスに反映させるようにしなければならないのであるがこれも同様に実施できていない。

基準Ⅱ-A-6 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

(1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。

学習成果の測定に関しては、食物栄養学科ではその方法について検討してきた。学習成果を改善するための査定として、「アセスメントポリシー」に基づいた「査定サイクル」を構築しており、「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」等について、PDCA サイクルに基づいた査定を行っている。「PDCA の作業工程」は以下のとおりである。



- ・Plan は学習成果の策定(前年の課題解決策を反映したシラバス作り)、学生への周知(第1回授業)
- ・Do は授業の実施、学習成果の記録・測定(小テスト、提出物、シャトルカード)
- ・Check は評価、査定、課題発見・分析 (CAシートの作成)
- ・Action は課題解決策の策定 (FD による相互助言)

人間生活学部食物栄養学科では、高度な専門知識や技能を修得し、QOL向上のための栄養の指導を行う専門家を育成する。食物栄養学科では将来、栄養・食を通して、人々の健康と幸福に貢献する管理栄養士を育てるために次の教育目標を掲げている。

①生活習慣病の予防と改善に貢献する管理栄養士の育成

- ②疾病の予防や治療において栄養評価・判定に基づく高度な専門知識・技能による 栄養指導及び栄養管理等に携わることのできる管理栄養士の育成
- ③豊かな人間性に富み、カウンセリングや福祉・介護分野の知識を修得した管理栄養士の養成
- ④ 人材ニーズが高まっている食品技術系の企業で活躍する管理栄養士の育成
- ⑤ 学校における食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、各教科等や 給食における食に関する指導方法を修得し、管理栄養士として学んだことを学校 教育の現場で生かすことができる栄養教諭の育成

上記の教育目標が達成できているかについて、成績結果を単位として計算する。

成績結果については、教員は、卒業認定会議および単位認定会議において GPA 集計表を用いて成績評価など学習の結果について分析を行い学生の学習の状況を共有している。学科では学則施行細則に明確に示すとともに学習成果達成度の測定に GPA 制度を設けている。授業科目の学習評価は、100 点法をもって採点し、80 点以上を優、70 点以上 80 点未満を良、60 点以上 70 点未満を可、60 点未満を不可としているが、それだけでは学生の学習成果を可視化できないので学則施行細則第7条(5)に示す通り、成績評価に GP (グレードポイント)を用いて学生の学習成果を目の当たりにできる形にしている。GP は授業評価に対して優を4、良を3、可を2、不可を1とし、出席時間数が足りず受験資格なしとなったものを0としている。この GP は学期ごとに平均値、GPA (グレードポイントアベレージ)を算出し全学生の GPA を学年ごとに一覧にし、学生の成績の分布状況を把握している。各科目の成績は、大学設置基準第25条の2及び第27条を遵守している。

なお、定期試験等の成績結果は、日程を定めて発表すると同時に、各学生に対して既得単位の確認を徹底して指導している。定期試験等の単位取得については学生及び保護者に学期ごとに通知している。4年間にわたって総合的な成績の歩みを評価するほか、奨学生の審査や休学・退学者など様々な場面での学生の評価・分析に使用している。

進級要件については、学則施行細則第7条(9)項に規定しており、GPAが2.5未満の者は3年に進級できないとしている。進級できない学生が出ないように履修科目の履修指導の面から、学習に取り組む熱意を図り学力の向上などを目指すようにしている。履修指導面からクラスメンターを中心に学生一人一人のGPAについて学科FD会議で検討し、学長が教授会の意見を聴いて進級を決定している。

教員は、小テストの実施や課題、レポート、受講状況、出欠状況等により、日々の授業を通して学生の学習成果の状況を査定し、PDCA サイクルに基づいて専門的・汎用的学習成果の向上を図ることを実践している。本学教員はシラバスに示した学習評価の方法により学習成果の獲得状況を評価している。また、教員は日々の授業における学習成果の測定と記録により、学生の学習成果の獲得状況を把握し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図ることの重要性を十分に認識している。学生に適正な学習成果を獲得させるための査定を行うと共に、分析結果をフィードバック情報として活用することにより、学生の学習成果の状況の把握と共に、一層の向上・充実を図っている。本学教員は学習成果の獲得状況を適切に把握している。

上記のように単位の取得状況に加えて、食物栄養学科の教育目標が達成できているかについて、以下の3つの方法で測定・活用できるのかを検討している。

まず第1に、各学期末の定期試験に加え、前・後期オリエンテーション中に実力試験を実施している。これは学生の学習成果を客観的な指標に基づいて評価するためである。第2に、各学期末に学生に対して授業アンケートを実施し、学習成果の獲得状況を自己評価させている。第3に、栄養長寿教室及び地域訪問栄養長寿教室において、学生の対人指導能力、コミュニケーション能力、業務遂行能力など実践的な能力を学科で作成したルーブリックを用いて評価している。

(2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学など への参加率、在籍率、卒業率、就職率、進学率などを活用している。

授業においては、全教科シャトルカードを活用しているので、現状を把握するために 学生にアンケートを実施し、シャトルカードの今後のより良い活用方法について FD 会 議で検討している。結果としてシャトルカードの役割としては①「授業の理解度の確 認」と②「学生とコミュニケーションがとれる」で半分半分であった。教員それぞれが 工夫を凝らして丁寧に学生の質問・感想に応えている。最初の授業において、使用方法 などを明確に提示し、学習成果を得られるように工夫するなどこの取り組みをこのま ま継続する。

(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

これらの方法で点検・評価した結果は、以下のとおり、教育内容・方法及び学習指導 の改善にフィードバックしている。

1) 定期試験及び実力試験の結果、学生の授業アンケート結果の活用

定期試験及び実力試験の結果、また学生の授業アンケート結果を活用して、各教員は授業改善 C&A 報告書を作成している。授業改善 C&A 報告書作成の結果、抽出された問題点とその改善点については、次年度の授業計画(シラバス)を作成する際に反映している。

2)健康寿命延伸教室におけるルーブリック評価の活用(~令和4年度)

健康寿命延伸教室におけるルーブリック評価の結果は、教員間で共有している。平成28年度においては、ルーブリックを用いた評価の結果、チームとしての行動がとれない学生や測定データの説明が十分にできない学生がいた。そこで、平成28年度以降、事前学習において実践的な場面を想定した演習を行うなど、教育内容・方法の改善を図ることとした。また、以前からの課題であったルーブリックの各評価項目を見直し、令和元年5月から新しいルーブリックを用いて評価している。

基準Ⅱ-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

FD活動の一環として毎年継続して「就職先訪問」を実施している。「就職先訪問」の結果は、毎年 FD・SD ワークショップで報告している。令和 4 年度の結果は下記の通りである。

6. 令和4年3月 卒業生就職先学習成果に関するアンケートについて

(1) はじめに

食物栄養学科(以下、本学科)では、Society5.0時代の現場に即応する管理栄養士を養成すべくカリキュラムを編成し、学生の学習指導を行っている。また、本学科では、その学習成果を専門的学習成果と汎用的学習成果にそれぞれ分け、学生が学習成果を獲得が出来るよう教員はその指導と支援を行っている。これまで学習成果の獲得状況に関しては、卒業生が就職した職場を訪問し、人事考課者に対し、アンケート調査を行ってきた。しかし、昨年度の就職先訪問は、COVID-19の感染拡大状況を踏まえ、就職先へアンケートを郵送し、調査する方法をとった。また、昨年度のFD・SDワークショップでは、その実施状況と結果を基に、授業内容等にどう反映させるかを報告した。

今年度は、就職先への学習成果の調査の実施状況と本学科教員が結果を基に、次年度の業務へどう反映していくかを報告する。

(2) 令和4年度の就職先訪問の実施

調査対象者は、令和4年3月に本学科を卒業生した25名のうち、就業状況が把握できた(会社の方針として在籍者情報を提供しない職場等を除く)11名(回答率:44%)を対象者とした。

調査方法は、本学科教員が就職先へ訪問し、アンケートを実施する方法を検討したが、COVID-19の流行状況を踏まえ、昨年度と同様に郵送法での実施とした。なお、例年の就職先訪問は、岡山県、広島県、香川県の近県3県を調査地区としていたが、昨年度と同様に調査地区は限定せず、実施した。

調査項目は、汎用的学習成果 8 項目、専門的学習成果 14 項目の獲得・活用状況とし、調査対象者の所属する上司または人事考課に関わる者に 4 段階「非常にそう思う」、「ややそう思う」、「あまりそう思わない」、「全くそう思わない」での評価と業務の中で携わらない項目は、「職務として取り組んでいない」という回答を依頼した。また、記述式にて本学科の教育内容やアンケート調査に対する意見や感想を調査した。

なお、アンケート調査に使用した用紙は、資料1に示す。

(3) 結果

令和4年度 就職先学習成果に関するアンケートの結果を資料2に示す。汎用的学習成果の項目のうち、「非常にそう思う」、「そう思う」が占める割合はそれぞれ、「数量的スキル」は45.5%、「情報リテラシー」は18.2%、「論理的思考力」は54.6%、「問題解決力」は36.4%、「自己管理力」は72.8%、「チームワーク」は

72.8%、「リーダーシップ」は 27.3%、「倫理観」は 90.9%であった。また、専門的学習成果はそれぞれ、「専門的な知識を十分に身につけている」は 63.6%、「衛生管理、衛生教育、感染予防ができる」は 72.7%、「基本的な調理技術をもち、現場で実践できる」は 45.5%、「献立作成、栄養計算、原価管理が的確にできる」は 18.2%、

「作業工程が作成でき、業務分担ができる」は 36.4%、「帳票類の整理ができる」は 27.3%、「人事および労務管理や人材育成、職場教育ができる」は 45.5%、「栄養計画 (栄養状態の分析、栄養必要量設定)の立案・実行が的確にできる」は 36.4%、「対象者とコミュニケーションをとることができる」は 63.7%、「対象者の嗜好・喫食状況を調べ、栄養管理の課題が把握できる」は 18.2%、「対象者に応じた食事提供ができる」は 45.5%、「対象者に応じた栄養教育ができる」は 18.2%、「課題の改善に取り組み、継続した栄養管理ができる」は 18.2%、「他職種とのコミュニケーションをとることができる」は 63.7%であった。

(4) 次年度への改善方策

令和4年3月卒業生就職先学習成果に関するアンケートの結果では、「非常にそう思う」、「そう思う」の回答が占める割合が上位の3項目は、汎用的学習成果が、「倫理観」、「自己管理能力」、「チームワーク」であった。専門的学習成果は、「衛生管理、衛生教育感染予防ができる」、「対象者とコミュニケーションを取ることができる」、「他職種でコミュニケーションをとることができる」であった。

一方、「非常にそう思う」、「そう思う」の回答が占める割合が下位の3項目は、「情報リテラシー」、「リーダーシップ」、「問題解決力」であった。専門的学習成果は、「栄養計画(栄養状態の分析、栄養必要量設定)の立案・実行が的確にできる」、「対象者に応じた栄養教育ができる」、同率で「献立作成、栄養計算、原価管理が的確にできる」、「人事・労務管理や人材育成、職場教育ができる」、「対象者の嗜好・喫食状況を調べ、栄養管理の課題が把握できる」、「対象者に応じた栄養教育ができる」、「課題の改善に取り組み、継続した栄養管理ができる」であった。

今回の調査結果は、職務として取り組んでいないという回答が多くを占める項目 や卒後、社会人になった直後に身に付く能力ではないものもあるが、今後の本学科 内での授業内容等を検討する上で、有用な情報になると考える。この調査結果を踏 まえ、本学科では、3点の改善方策を立案した。

1)授業計画の作成およびルーブリック評価への活用の提案

教員は開講科目において、授業計画を作成し、どのような学習成果の獲得を目指しているかを、「教育の目標と学習成果」の欄に専門的学習成果と汎用的学習成果に分け、示している。また、教員は学生ごとの学習の到達状況をルーブリックにて評価をしている。今回の調査結果を基に教員は、次年度の教育計画の作成およびルーブリック評価への活用を行い、さらなる学習成果の獲得を目指していく。

2) 学生の目標に応じた個別教育の実施

管理栄養士養成課程での学修においては、管理栄養士養成におけるコアカリキュラムに沿い、授業を編成し、開講している。卒業後に管理栄養士・栄養士として働くことの出来る業種は他の国家資格と比較しても幅が広く、医療、福祉、教育、企業など多岐にわたり、既存の授業科目だけでは補えない現状がある。また、卒業生の中には、管理栄養士・栄養士の免許が関わらない業種へ就職する者も存在する。そのため、それぞれの業種において、求められる専門性に違いがあると考える。このことから、学生が希望する業種に就き、これまで以上に活躍するためには、在学中から個人個人に応じた知識・技術の修得が必要であると考える。

次年度は、3年次前期におこなうステップアップゼミを改変し、「教科横断型課題探 究(仮)」とし、開講していく予定である。学生自身が課題を発見し、管理栄養士の 国家試験の学習のみならず、将来の実務能力の向上やキャリアデザインの構築に役 立つ内容を組み込んでいきたい。

3)職業への理解と調理技術の向上

昨年度の調査では、卒業後6ヵ月以内に離職した学生が、3名いた。その内分けは、保育園の就職者が2名、デイサービスへの就職者が1名であった。また、保育園の就職者のうち、1名は正式な採用が始まる2週間の研修期間中に内定を辞退するというものであった。就職先とのミスマッチは、在学生のうちから学生自身の志望する職業への理解が乏しいことが要因のひとつではないかと考えた。今年度の調査では、幸い、今年度の調査時に離職している学生はいなかった。

令和 4 年度 4 年生の就職活動は、学生が希望した就職先に対し、早期から就職希望 先への見学を勧めることやインターンシップへの参加を促すなど、学生の志望する 職業への理解を深め、就職先とのミスマッチを防ぐ取り組みを行ってきた。また、 今年度は、給食委託業者へのインターンシップを仲介するなど、学生が志望する業 界を知る機会の支援も行った。

次年度は、学生の就職希望調査を実施した際に、インターンシップの希望を聴取 し、参加希望があれば、仲介や紹介等を勧めていく。また、給食委託業者との連携 を図り、インターンシップを春季・夏季の休業期間中に実施する体制を整え、職業 理解を深めるだけでなく、調理技術を向上する機会としても活用していきたい。

(5) 結語

令和4年度就職先学習成果に関するアンケートの結果から次年度の業務へ反映するための改善方策を検討した。本学科の卒業生は、さまざまな業種への就職がある。管理栄養士の職域が広がることは非常に喜ばしいことである一方、教員も採用担当者と面談する機会を積極的に設け、情報収集を行い、古い価値観や職業理解のまま学生対応をしないよう心掛ける必要がある。

今後も就職先学習成果に関するアンケートを実施し、Society5.0時代の現場に即応する管理栄養士の養成に努めていきたい。

教育課程の課題

卒業研究 II は、過去 4 年間において履修生ゼロが続いており、形骸化されていた。令和 4 年度 FD 委員会で卒業研究について検討してきたが、解決に向けた取組は出来ていないのが現状である。

学習成果の測定に関しては、学科教員 FD 会議を行い、その方法について検討してきた。また 汎用的学習成果の測定に関してはシラバスの作成に際して、測定可能性と妥当性の観点から、分担する汎用的学習成果を新たな学習成果マトリックスを作成してきた。その結果を踏まえて、汎用的学習成果の測定可能性についてシラバスに反映させなければならないのであるが管理栄養士国家試験の試験科目の得点が先決になっており実施できていない。また非常勤教員に対しても同様に学習成果マトリックスにより担当授業での学習成果の獲得をシラバスに反映させるようにしなければならないのであるがこれも同様に実施できていない。

教育課程の特記事項

特になし

基準Ⅱ-B 学生支援

基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ①シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

教員は、「卒業認定・学位授与の方針」が達成できるよう「教育課程編成・実施の方針」に即した担当科目の教育を行い、また、「学習成果を焦点にした質保証のための査定サイクル」の仕組と「授業改善の PDCA サイクル」を稼働させるために、担当科目に「卒業認定・学位授与の方針」に対応した成績評価基準を設定し、各教科のシラバスには学科 FD 会議で検討した学習評価の方法が記載してある。

②学習成果の獲得状況を適切に把握している。

教員は、小テストの実施や課題、レポート、受講状況、出欠状況等により、日々の授業を通して学生の学習成果の状況を査定し、PDCA サイクルに基づいて専門的・汎用的学習成果の向上を図ることを実践している。本学教員はシラバスに示した学習評価の方法により学習成果の獲得状況を評価している。

教員は日々の授業における学習成果の測定と記録により、学生の学習成果の獲得状況を把握し、学習成果の獲得に向けて改善・充実を図ることの重要性を十分に認識している。学生に適正な学習成果を獲得させるための査定を行うと共に、分析結果をフィードバック情報として活用することにより、学生の学習成果の状況の把握と共に、一層の向上・充実を図っている。本学教員は学習成果の獲得状況を適切に把握している。

③学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

本学では授業終了時に学生による授業アンケートを実施し、集計結果を学内限定のウェブサイトで公表している。平成 27 年度までは本学公式ウェブサイトで公表していたが、平成 28 年度から学内限定とした。

各教員はアンケートの集計結果をもとに自己点検を行うとともに、学科 FD 会議において教員相互で評価し合い、評価の結果は次年度のシラバスに反映するようにしているが、令和 4 年度はアンケートの集計結果をもとに自己点検を行い、次年度のシラバスに反映することはできなかった。

④授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

本学ではひとりの教員では扱えない専門性の高い内容を集約した科目についてはオ ムニバス授業を行っている。

オムニバス授業には 1 人の教員では扱えない広い内容を教えられる一方で、毎回の授業の関連性や授業全体の目的が曖昧になりやすいという短所もある。そのため、授業に関わる教員間での意思の疎通、協力、調整が必要となる。シラバスの作成段階から、該当科目の履修により、修得させるべき資質能力及び全体の履修計画における位置づけがすべての担当者の共通理解のもとに明確化されるよう、最低でもシラバスを構成する段階とシラバスを確認し、お互いの授業内容を検討する段階で調整を行っている。特に複数の教員で 1 つの授業を同時に教える科目については授業毎に、学生の受講態

度への対応の仕方について意見交換を行い授業内容の改善に繋げている。

令和 4 年度オムニバスで行った授業

授業科目	学年	授業科目	学年
キャリアガイダンス	3 年	フードコーディネート	4 年
アクティブラーニング I	2 年	食品品質管理論	3 年
社会との接続Ⅱ	3・4 年	総合演習	2 年
栄養士基礎理解	1年	道徳・特別活動・総合的な学習の時間	3 年
食物基礎科学	1年	教育の方法及び技術	3 年
プレゼンテーション	2 年	教職実践演習	4 年

⑤教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

本学はセメスター制を実施しているので、各教員は前・後期それぞれ 15 回目の授業で学生による授業アンケートを実施している。各教員はアンケートの集計結果をもとに自己点検を行うとともに、学科 FD 会議において教員相互で評価し合い、評価の結果は次年度のシラバスに反映される。令和 4 年度の授業は、令和 3 年度の学生による授業アンケートに対する学科 FD 会議および全学 FD ワークショップの内容を反映させた上で、授業改善を実践する形で行われている。

⑥学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

本学では各クラスにクラスメンターを配置している。クラスメンターは学生の学習上の相談全般に当たり、学生に対して授業の履修指導から学習支援・学生生活支援など入学から卒業に至るまでの指導を綿密に行っている。学生は日常の学習・進路等に不安が生じた時もまずクラスメンターに相談する。休退学にかかわる相談の際にはクラスメンターが調整し、本人・保護者または保証人・学年主任・クラスメンターで四者面談を実施して支援する。「学生便覧」の「2. 学則施行細則第6章・第7章」において、欠席届はクラスメンター経由で学務課教務係に、忌引の場合はただちに学務課教務係に、休学・退学・復学等の願いは四者面談を経てクラスメンター経由で学長に提出することになっている。欠席届にはクラスメンターの印鑑をもらってから提出することになっているので、クラスメンターにとっても学生とコミュニケーションを図って指導するよい機会となっている。学生の履修登録票はクラスメンターが1枚ごとに点検し、取りまとめて学務課教務係に提出するので、クラスメンターが1枚ごとに点検し、取りまとめて学務課教務係に提出するので、クラスメンターは学生個々人の学習状況を把握していなければならない。クラスメンターは学期ごとに履修簿通知表を管理台帳に記入し、学生個々人の単位修得状況を綿密にチェックしている。「学生便覧」の「3.科目履修要領」に、科目履修登録制として次の様に記している。

- 1. 履修登録は学期ごとに、前期初め(4月)に前期科目を、後期初め(9月)に後期科目を行う。
- 2. 学生は所属する学年・学科・クラスの授業時間割にある科目を授業開始日より第1週第1回目を受講し、科目のシラバスにより説明を受ける。
- 3. 第1週第1回目の授業に出席しないと、以後の履修に支障を来たすので必ず出席すること。
- 4. 学生は第2週が終了するまでに科目履修登録票をクラスメンターに提出する。
- 5. クラスメンターは履修登録票確認の後、学務課教務係へ提出する。
- 6. 学務課教務係は、第3週でコンピュータ登録を行い、各学科の学生履修登録票を学科長に提出する。

学生の履修簿通知表は学務課教務係からクラスメンターに手渡され、学生個々人の学習状況を点検したうえ、学期ごとのオリエンテーションにおいてクラスメンターから学生に直接手渡されるので行き届いた学習指導ができる。新入生に対しては、入学式後のオリエンテーションにおいて、保護者も交えた場で履修および卒業に至るまでの重要事項について説明し、さらに翌日からのオリエンテーションにおいて前期履修科目に対する詳細な指導を行っている。また後期オリエンテーションにおいて履修科目に対する指導を行うと共に、個人面談を実施し、その際に履修簿通知表を使って個別指導を行っている。2年、3年、4年生に対しても、各期オリエンテーションにおいて同様の個別指導を実施している。このように教員は学生に対して履修から卒業に至る指導を直接かつ綿密に行っており、学生の学習成果の獲得に向けて責任を果している。

- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ①所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

事務職員は、SD 会議で学習成果と三つの方針について共通の理解を図り、それぞれの所属部署において学習成果の獲得のための支援を行っている。

②所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

事務職員は、本学の在学生および卒業生の就職状況なども教職員会議や SD 会議をとおして認識を深めているので学科の教育目標の達成状況を把握している。

③所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

事務職員は、SD 会議で履修の方法や卒業要件など学則および学則施行細則を理解しているので学生に対して支援できる。

④学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

事務職員は学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。各学期末に行う単位認定会議終了後に認定された科目が入った履修簿及び単位修得並びに成績証明書を学生一人一人出力しすべて保存している。また、履修簿及び単位修得並びに成績証明書作成に根拠となる採点表も学期ごとにすべて保存している。採点表は開講している科目の最終評価点が記載されているものであり、永久保存している。このように本学の事務教員は学習成果の獲得に向けて責任を果している。

(3)大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。 ①図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

図書館は、岡山学院大学及び岡山短期大学の学生が自由に利用している。図書館の通常開館時間は平日9時~17時30分で令和2年度から授業期間中の延長開館は行わない。土曜日は9時~13時10分開館を隔週で行っている。令和4年度の開館日数は248日(平日226日、土曜22日)である。入館者数は延べ3,773人であり、昨年度入館者数の延べ4,209人と比較すると入館者は436人減少している。令和4年度の平均利

用者数は一日 15.2 人となる。令和 4 年 4 月では、月曜日の 1 限目の空きコマ時間に図書館で過ごす幼児教育学科 2 年の姿があった。年間を通じて、食物栄養学科の 2 年生と 4 年生の利用が多かった。

②教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。

令和 4 年度の貸出者数は延べ 460 人で、令和元年度の貸出者数の延べ 654 人と比較すると 194 人減少している。また貸出冊数は、997 冊で、令和 3 年度の貸出冊数は 1,320 冊なので 323 冊減少している。利用が多い学年は短期大学の幼児教育学科 1 年と教員であるが、全体的に貸出者数が減少している。食物栄養学科では、例年通り栄養学、医療関係職員の資格・任務、特殊栄養学の貸出が多かった。幼児教育学科でも、例年通り教育課程、初等教育の経営・管理・施設、遊戯・音楽・リズムの分野の貸出しが多い。両学科に共通して、就職活動に関する本の貸出しはたびたびある。

③教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

今年度のノートパソコンの利用者数は延べ 409 人で、昨年度のノートパソコンの利用者数は延べ 390 人と比較すると増加している。利用の多い学年は、食物栄養学科 2 年生と 4 年生であった。授業でエクセル栄養君を利用する食物栄養学科 2 年生の利用は大幅に増加したが、固定された学生の利用に限られている。ノートパソコンの利用目的は、インターネットとレポート等の文書・表作成ためが多かった。

④教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、 管理している。

学生は学内 LAN OWCNET へのイーサネット接続及び無線 LAN 接続が利用できる環境にあるので、個人所有の PC への接続をするように促している。

⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

教職員は授業や学校運営に積極的にコンピュータを活用している。また、教職員は各自で教育課程および学生支援を充実させるためにコンピュータ利用技術の向上を図っている。

授業を行う学生数の適切な管理として、講義室、演習室及び実験・実習室の面積・規模等については適切に配置している。また、40名以内を基準とした授業編成を行い(教授方法、施設、設備その他教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合はこの限りではない)、講義は人数に対応した講義室を整備し適切に運営している。

令和4年度について、1年生24人、2年生23人、3年生17人、4年生38人と少人数であり、すべての学生に対して目が行き届く学習環境であるといえる。管理栄養士が職場で必携とされ、活用されている食品成分表や日本人の食事摂取基準などの数値は、頻繁に定期的に改訂されており、この数値を利用した教材である栄養分析ソフトもそれに従い改訂されるので、その改訂に合わせたソフトウェアもバージョンを上げていかなければならない。

基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

(1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

スマート OKAGAKU アクション「ベストスタートプログラム」を実施し入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

ベストスタートプログラムの内容は、①入学前樂習、②入学前サポート隊とワクワクミーティング、③入学前のはじめの一歩で構成されており、学生の学習成果を焦点とした査定プログラムで PDCA サイクルを回している。

令和 5 年度入学予定者を対象に実施した入学前樂習の参加状況は以下の通りである。

日にち	時間	講座名	参加者数	
	9:30~	大学で学ぶこと	6	
2月18日(土)	10:30		O	
2月10日(上)	10:45~	学生生活に役立つICT活用術	5	
	12:00	- 子工工品に区立 21 C 1 旧川州	3	
	10:00~	スポーツ栄養(調理有)	3	
2月25日(土)	12:00	~トレーニング期の食事~	J	
Z / Z Z D (T.)	13:00~	化学っておもしろい	3	
	14:00	11年のでおもじろい	J	
3月4日(土)	10:00~	ネバーサイエンス	2	
3万平日(上)	12:00		2	
	10:00~	スポーツ栄養(調理有)	2	
3月11日(土)	12:00	~試合当日の食事~	2	
0/111 H (上/	13:00~	 人体を知る!神秘な生物の世界	2	
	14:00	/ 1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (2	
3月18日(土)	10:00~	先輩と一緒にクッキング	5	
0/1 10 円 (工)	13:00	(新学生カレーを作るゾ!)	J	
3月29日(水)	10:00~	先輩と一緒にクッキング	7	
0 /1 /2 H (/N)	13:00	(ふわふわオムライスを召し上がれ!)	1	
	13:00~			

令和 4 年度入学前樂習実施状況及び各回参加者数

入学前サポート隊とワクワクミーティングとは、下記の内容を案内資料に明記している。

最後はパーッとお茶会だ

3月30日(木)

15:00

4月から入学される皆さんと教職員である入学前サポート隊、在学生である入学前 サポート協力隊がマンツーマンミーティングなどで学習や大学生活の不安解消、得 意や不得意を発見するプログラムです。遠方で本学に来ることができない方は ZOOM ミーティングを使ってワクワクミーティングを行います。ワクワクミーティングの 内容から、あなただけの入学前樂習を実施することもできます。

ワクワクミーティングの実施状況は以下の通りである。

令和3年度:1名(鳥取県)

令和 4 年度: 0 名

入学前のはじめの一歩は、生物の基礎学習の冊子を配布し専門学習の準備をする内容となっている。その学習結果を入学後にカリキュラムの基礎教育科目の授業科目「基礎生物学」に加点評価する。加点評価については、令和5年度からになるため、令和4年度の冊子の入学予定者の実施状況は不明である。

(2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

入学者に対するオリエンテーションは入学式後から約5日間の日程で実施している。まず入学式終了後、体育館で大学・短大合同の全体オリエンテーションを行い、その後、別会場に移動して大学のオリエンテーションを行う。全体オリエンテーションは保護者同席のもとに学長が大学教育について学生の学習成果と三つの方針を、またそれぞれの担当者が学生相談室、環境衛生、学友会、後援会会則、奨学金と傷害保険の説明を行う。大学のオリエンテーションもクラスメンターの紹介、生活指導、個人情報保護、履修注意、学生証(身分証明書)・在学証明書配付を行う。

入学式翌日から引き続き4日間にわたりオリエンテーションを行う。令和4年度は、ロッカー利用説明、駐車場・駐輪場利用説明、奨学金説明、学生傷害保険説明、学割証説明、クラス写真撮影、教材費説明、各種資格取得についての説明、図書館利用に関する説明、学生便覧の詳細説明、学内情報機器利用等説明、学生個人台帳(教務)記入、生活指導、ゼミ説明、キャンパスツアー、シラバス配付、履修登録説明、教科書注文書説明、学生個人カルテ(大学)記入、教科書購入、学生生活に関する注意、SNSトラブルなどに係る講演(岡山県警察本部)、履修登録・教科書に関するQ&Aなど学習支援と学生支援の両面から十分に行った。

また後期授業開始前にもオリエンテーションを約4日間行う。令和4年度は学生の学習成果(学長)、学習指導等の説明を行い、その後、履修簿渡し、履修指導記入をし、個人面談を行った。また、1年生前期の復習のために実力テストを実施した。

(3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

前期・後期の初めには各学年別にオリエンテーションを実施し、具体的な履修指導を している。

このオリエンテーションは、関係資料作成および履修登録に関する対応等を学務課 教務係の職員の協力を得て、クラスメンターが中心となって実施している。

前期のオリエンテーションは、令和4年3月下旬に行った。その内容は、履修指導、個人カルテ修正、学生相談室説明、奨学金説明会〔新規申込者対象〕などの学習支援と学生生活支援であった。また後期のオリエンテーションは、9月上旬に行い、履修登録関係書類配付、履修指導、後期学科行事説明、就職状況調査、履修簿渡しを行った。以上

のように、新たな学習への意欲を喚起するため、オリエンテーション・個人面談を組み合わせてきめ細かな指導を行った。

(4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。本学が学生に対して学習成果の獲得を促すために発行している印刷物は「学生便覧」である。学則・学則施行細則・授業科目履修要領・授業科目時間配当表・講義概要・「臨地実習」履修に関する規則・「栄養教育実習」履修に関する規則等が掲載されており、これらにより学生が履修科目の内容や履修状況を把握することが容易になり、学習成果の獲得に効果を上げている。

(5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

高等学校での化学・生物の履修不足から1年次の科目においても理解度に問題がみられ、苦手意識が認められる。この苦手意識を克服するために、前述のように入学前樂習の受講や入学前のはじめの一歩の準備学習を求めている。また、1年次前期において栄養基礎科学の授業を開講し、基礎化学、基礎生物学、基礎栄養学の理解度を高めるよう行っている。

さらに、試験対策の補習指導、授業等の質問に対する指導、実演・発表のための指導、 実習準備が思わしくない学生に対する指導、実習における評価が低かった学生に対す る指導などそれぞれの教員が、学習が困難な学生への指導、一定の水準に満たない学 生への指導、実習関連等の指導を多様な方法で実施している。

また、期末試験で 60 点に満たない学生を対象に、その授業担当教員は、試験対策の 補講を行っている。

(6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

本学ではキャンパスライフプログラムを実施し学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。キャンパスライフプログラムとは、学生をサポートする専任教員が、入学から卒業まで二人三脚体制で夢を実現するプログラムである。

各クラスにクラスメンターを配置している。クラスメンターは学生の学習上の相談を 受ける役も担っている。学生が休学・退学など学習や進路等に不安を感じた場合、学生 はクラスメンターに相談する。また、進退を決定する時は、保護者または保証人の同伴 の上、クラスメンターおよび学年主任の四者面談を実施する。

欠席・忌引・休学・復学および退学については、「学生便覧」にも該当の届けまたは 願いをクラスメンター経由で学務課教務係または学長に提出しなければならないこと と記している。

(7)通信による教育を行う学部・研究科等の場合には、添削等による指導の学習支援 の体制を整備している。

本学に通信課程は設置していない。

- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っていない。
- (9) **留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。** 本学は留学生の受け入れ及び留学生派遣は行っていない

(10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

本学では授業終了時に学生による授業アンケートを実施し、集計結果を学内限定のウェブサイトで公表している。平成27年度までは本学公式ウェブサイトで公表していたが、平成28年度から学内限定とした。各教員はアンケートの集計結果をもとに自己点検を行うとともに、学科FD会議において教員相互で評価し合い、評価の結果は次年度のシラバスに反映される。

(11)編・転入学生に対して適切な指導助言を行う体制を整備している。

本学科の編入学においては、3年次編入生がほとんどを占める。主に本学科の編入 生は2年制短期大学の栄養士養成課程の卒業生であり、3年生クラスメンターが中心 となり対応をしている。

編入学生の単位互換に関しては、編入生が編入元で取得した単位と本学科で取得できる単位をそれぞれの講義概要を照らし合わせ、教授会で審議し、単位を認定している。また、本学科への編入学が多い香川短期大学とは事前に講義概要を照らし合わせ、予め、単位互換出来る科目を取り決めている。これにより、短期大学から大学へ編入する際に切れ目のない学習成果の獲得が可能となっている。

編入学生の支援体制に関しては、編入学生の成績状況や資格取得状況を確認しながら3年生クラスメンターが入学時に面談を行い、学習の得手不得手を把握している。また、生活面での不安などを聴取し、対応している。そして、必要に応じて、FD会議にて学科教員により共有している。

基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

(1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。

本学においては、学長(理事長)のリーダーシップの下に、「事務組織」及び「各種委員会等」を組織し、その組織全体で学生の生活支援を組織的に実施している。本学の組織的な学生支援として、修学支援を始め、課外活動支援、学生生活支援、経済的支援、健康衛生管理支援を行っている。

修学支援としては、各学年にクラスメンターを配置し、学習指導を始め、学生生活全般について支援している。各学年クラスメンターは、学年全員の個人面談を前期・後期のオリエンテーションにおいて実施しており、友人関係や授業、クラブ活動などについて個々の様子を把握したり、抱えている悩みがあれば対応したりするようにしている。特に、メンタルケアやカウンセリングを要すると判断される学生については、本学に設置している学生相談室での相談を勧める場合もある。さらに、授業科目以外にも、学生

の個々のニーズに応じて、就職に向けた強力な支援を行っている。

(2) クラブ活動、大学行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

課外活動支援として、「令和2年度 学友会 クラブ・ミーティングルーム・顧問」を 組織し、顧問を配置することによって整備している。

クラブ活動については、本学において1年生の前期の履修登録として単位を取得することを可能にするとともに、各顧問が責任をもって学生とともにクラブ活動の活性化を行い、学生が自ら活動できるように取り組んでいる。課外活動支援については、「学生生活を充実させ、人間形成に寄与するもの」という意義から、学園行事や学友会等を大学・短大を挙げて全面的に支援している。例えば、本学の教育目標を達成するための一助として学友会を設置しており、この学友会は全てのクラブ活動を統括し、入学生全員が会員となっており、健全で規律ある学生生活の発展に寄与している。学生が学生自身の自律的な活動を展開することにより、自己の能力を最大限に発展させていく効果を期待している。特に厚生部は、各クラス選出の評議員と学科教員から 1 人ずつ任命される顧問によって構成され、学生の意見を広く汲み上げる部門として貢献している。

次に大学行事として、4月には新入生歓迎会、後期始めのオリエンテーション中に災害ボランティア研修会および学年合同イベント、10月には有城祭(大学祭)を実施しており、学科教職員及び大学全体の行事については短期大学教職員を合わせて全学で支援体制を整備している。

(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

学生生活支援として、「学生食堂」を設置し、学生のキャンパス・アメニティについて配慮している。「学生ホール (学生食堂)」については下記のような取り組みを実施している。

①有線放送

食堂の営業前・営業中・営業後と放送内容を変えて音楽を流し、学生がリラックスして学生ホールを活用できるように工夫している。

②花や掲示物

学生が使う机に花(造花)を置き、学生ホールが明るい雰囲気になるよう心がけている。また「食堂食育」等、学生の食育に役立てるよう資料を掲示し、食育啓発を行っている。その他食堂に馴染んでもらいたいため、4月には食堂調理員の一覧を掲示し、食堂に興味を持ってもらえる工夫を凝らしている。さらに学生ホールに季節の壁面や掲示物、展示物を設置し、季節感を感じてもらう工夫を行っている。

③清掃

学生が快適に学生ホールを使用できるよう、机や床の清掃等行っている。

購買は、第一学生ホールで令和 4 年度末まで稼働していたが、人材がみつかっておらず令和 5 年 6 月現在稼働していない。また、耐震化を図っていない第一学生ホールを封鎖し、購買を学生ホールに移動させた。速やかに人材を見つける必要がある。

(4) 宿舎が必要な学生に支援(学生寮、宿舎のあっせん等)を行っている。

令和 4 年度より椿寮 1 号館の老朽化により閉寮した。学務課学生係で宿舎が必要な 学生に支援を行っている。

(5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。 通学については、無料通学バスの運行や駐輪場・駐車場(無料)を設置して通学のための便宜を十分に図っている。通学バス(無料)の運行は、平日の授業始業前2便、3限、4限、5限の授業終了後に1便ずつ運行している。駐車場を利用するためには、学務課学生係で申請が必要である。

(6)奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

学生への経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金「給付奨学金」「第一種奨学金」「第二種奨学金」について年度始めのオリエンテーション時に学務課学生係が内容、書類作成、手続きまでの説明を行っている。また、本学独自の奨学金制度として、「岡山学院大学特別奨学生」や、在学中に授業料納付が困難になった学生について、成績・人物の審査での合格者を優待生として授業料の半額免除を実施する「岡山学院大学A種奨学生」を設けている他、アルバイト紹介などの業務を学務課学生係が行う等の経済的支援体制を整えている。また卒業時には返還に関する仕組み、手続きについて説明を行っている。その他外部機関の奨学生制度については、可能な範囲で対応している。

(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

学生の健康管理の体制としては、学務課学生係が管理・運営している休養室を設置し、軽度不良に対して対応している。重篤な症状や急を要す症状が出た学生については近隣の医療機関に連絡を取り早急な対応を依頼している。また、平成30年度より緊急時のマニュアルを教職員に配布し、学内全体で意識共有の下、適切な対応を図っている。さらに、本学の校医は「一般財団法人倉敷成人病健診センター」の健診センター長であり、入学後の健康診断(身体測定、レントゲン撮影、内科検診など)の結果も当センターに依頼し、学生の実習等における健康診断書の発行も本学で行っている。生活指導部による学生の心身両面に亘る生活支援、環境衛生部による学内の清掃と美化など、学生の生活支援を組織的に行うと共に、教職員の組織も整備して適切に機能している。さらに、メンタルヘルスケアの体制として、「学生相談室」を設置し、カウンセラーが週2日常駐し、学生の個人的諸問題について相談に応じて援助を行っている。学生相談室については、学生の便宜を図るために、開室日時を調整している。利用可能な日時は年度・学期毎に掲示および本学公式ウェブサイトによって告知し、新年度のオリエンテーションで全学生に対してカウンセラーが利用方法を説明すると共に、「学生便覧」に詳述している。

(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

学生生活に関しては、学生生活アンケートの実施により、学生の意見や要望の聴取に

努めている。そして、学生生活に関する学生の意見や要望は、現在はクラスメンターを始めとして、全教員が学生と十分な「対話」をすることを心掛け、その対話の中から学生の声を把握するところが大きい。学生から得られた意見等は、学科教員全員で共有・検討した上で学長に報告し、その対応の指示を受けており、重要事項については学長が教授会に諮った上で対応を決定する。

また、事務部においては、関係の窓口で事務職員が学生から意見・要望等を得ることが可能となっており、早急に解決を要する場合は直接学長に報告し、学長の指示を得て解決する等、学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みを適切に整備し、大学全体で適切な対応を図っている。

(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。

現在、留学生は在籍していない。

(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

社会人学生の受け入れを行っており、詳細は募集要項に明記している。社会人学生に対しても入学手続きから卒業までの学習を支援する体制を整えている。なお、現在、社会人学生は在籍していない。

(11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

障がい者の受入れのための施設の整備については、エレベーター及び車いすを配置し、取り組んでいる。バリアフリーへの対応はエレベーターを設置し、できる限りの対応を図っている。また、障がいのある者が本学を受験しようとする場合は事前に相談するよう学生募集要項に明記してある。なお、現在、肢体不自由な学生は在籍していない。

(12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。

現在、長期履修生の受け入れ制度はない。

(13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等) に対して積極的 に評価している。

本学は、全年齢を対象に、「健康寿命延伸教室」を実施し、健康教育に取り組んでいる。学生の学習成果は「Society5.0 社会の現場に即応する管理栄養士」になることである。この目的を達成するためには、栄養診断・栄養指導・健康に配慮した食事の提供などを実践する機会を増やす必要がある。そのため、本学では平成19年度より倉敷市老人クラブ連合会と連携して、学内で「栄養指導」(栄養マネジメント)と「健康に配慮した食事の提供」(給食経営管理)を学生主動で運営している。令和4年度健康寿命延伸教室は前期2回、後期2回である。

令和 4 年度 「健康寿命延伸教室」(栄養マネジメント)

	令和 4 年度前	期	令和 4 年度後期		
	5月28日	7月9日	10月22日	11月26日	
名 称	第 51 回	第19回地域	第 52 回	第 20 回地域	
対象者	高齢者 (14)	食栄 4 年生 (15)	高齢者 (9)	短大生(7)	

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

(1)就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

本学では、キャリアコネクトプログラムを実施し、学生 1 人に対し 4 人の教員が徹底的にサポートをしている。管理栄養士(一般)チーム、管理栄養士(地方公務員・教職)チーム、食品会社・一般職チーム、進学チームの 4 つのチームを編成し就職市場の情報収集・発信、内定後、就職後のアフターフォローなど、キャリア形成のエンロールメントサポートを実施している。

学務課学生係の事務職員は、就職指導担当教員と常に進路情報を共有し、報告・連絡・相談を繰り返しながら学生が進路決定に至るまでの支援を行っている。

(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

就職支援のための施設として、キャリア支援室を整備し、模擬面接指導や集団面接指導、履歴書作成の指導、実技試験対策の指導など、多角的に学生の就職支援を行っている。

(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

就職のための資格取得について、卒業時に栄養士資格と食品の衛生管理に関する資格である食品衛生管理者および食品衛生監視員任用資格やフードスペシャリストの資格を取得して卒業するように細やかな支援を行っている。入学前は、オープンキャンパスやベストスタートプログラムで資格・免許を取得する意義・意味を詳しく説明している。入学以降は、オリエンテーションや各授業の第1回にシラバスを基に詳細に説明し、2回目以降も講義内容に絡めて説明することにより、資格・免許の取得に対する意識の強化を図っている。

(4) 学部・研究科等ごとに卒業・修了時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生 の就職支援に活用している。

例年、食物栄養学科の卒業時の就職状況について年明けの全体会議および年度始めの全体会議において報告するとともに、求人件数についても経年的な比較・分析を行って全学で情報を共有している。また、卒業時の就職状況について「業種別就職者数」、「就職実績一覧」を本学公式ウェブサイトで公表するとともに、これらの分析・検討結果を学生の就職支援に活用している。

(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

進学に対する支援として、キャリアコネクトプログラムで編成している進学チーム 担当教員を中心に支援を行っている。令和5年3月卒業生の進学者は0名である。

留学に対する支援は行っていない。しばらく学生からの希望が出ていないのが現状であり、令和5年3月卒業生においても希望はなく、実質的に支援は行っていない。

本学の就職支援を概括すると、キャリアコネクトプログラムを実施し、学生 1 人に対し 4 人の教員が徹底的にサポートをしている。管理栄養士(一般)チーム、管理栄養士(地方公務員・教職)チーム、食品会社・一般職チーム、進学チームの 4 つのチームを編成し就職市場の情報収集・発信、内定後、就職後のアフターフォローなど、キャリア形成のエンロールメントサポートを実施している。

キャリア支援室の就職指導担当教員は、学生と個別の面談を重ね対話をくり返すことにより、学生一人ひとりが思い描いている将来やその理想とする仕事を確認した上で、就職先に対する細かい要望や条件等を十分に把握した上で、各々の適性を見極めながら適した進路を選択できるように支援している。

本学科は、キャリア支援室を設置しているが、就職支援教員がキャリア支援室に常駐していない実情がある。そのため、専門職の求人票を4年生のホーム教室やA201教室前のホールに設置して、求人情報をすべて開示し、学生の希望に合致する求人情報の周知を徹底している。なお、キャリア支援室においては、学生からの要望があった際に、個人面接、集団面接及びグループディスカッションを行う際の会場として活用している。また、管理栄養士免許を使用する専門職以外の就職においても同様に就職支援が行えるよう定期的にハローワークの職員を招聘し、学生の就職支援をおこなっている。

令和4年度の就職状況は下記の表の通りであった。

 卒業者数
 就職希望者数
 就職內定者数
 専門職就職者数
 一般職就職者数

 25
 23 (92.0%)
 22 (95.7%)
 14 (63.6%)
 8 (36.4%)

表 令和 4 年度就職状況

令和 4 年度の就職希望者の就職内定率は 95.7%であった。また、管理栄養士・栄養士を活かしての専門職の就職率は 63.6%であった。求人票の確保のために学務課学生係の職員が学生の就職希望に合わせて求人票の送付依頼を毎年行っていることが評価される。

学生支援の課題

令和4年度はアンケートの集計結果をもとに自己点検を行い、次年度のシラバスに 反映することはできなかった。

購買は、第一学生ホールで令和 4 年度末まで稼働していたが、人材がみつかっておらず令和 5 年 6 月現在稼働していない。速やかに人材を見つける必要がある。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っていない。

学生支援の特記事項

なし

教育課程と学生支援の課題についての改善計画

卒業研究Ⅱの内容を国試対策ゼミの内容の深化を図る自由科目とし令和 5 年度後期の定期試験後に開講する。具体的には、国試対策ゼミ担当教員がゼミ形式で開講し苦手分野を克服できる集中講義を行う。令和 5 年度卒業研究Ⅱの実施結果については、令和 6 年度 FD 委員会で評価・改善を図る。

学生の学習成果の可視化を図るために、令和4年度にディプロマ・サプリメントを作成法について検討した。令和5年度に向けて、ディプロマ・サプリメントの初期データを作成するための3年前期科目「教学マネジメント」を新たに開講する。教学マネジメントの評価及び改善について、FD委員会で検討し令和5年度FD・SDワークショップで報告する。

授業評価アンケートなどの結果を次年度のシラバスに活かす方法として、「学生の学習成果の獲得に向けた相互による授業評価の実施について」を実施し全学的に見直す。具体的には、対象教員と事前打ち合わせ(PLAN)、教員相互による授業調査の実施(DO)、教員相互による授業評価(CHECK)、解決方策の工夫(ACT)で教員相互評価を実施する。

購買人材が確保できていない要因として、全国的な人員不足が主な要因として考えられる。公募をかけているが、今後も見つからない可能性が高いため、派遣会社に掲載する必要がある。

進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っていないので、FD 委員会の重要議題の一つとして取り上げ、令和 5 年度に本学における学習上の配慮及び学習支援案を提出し令和 5 年度中に実施する。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

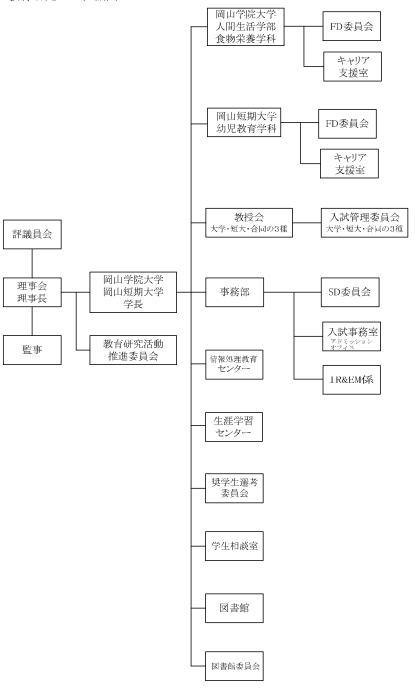
基準Ⅲ-A 人的資源

基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

(1)大学及び学部・研究科等の教員組織を編制している。

令和 4 年度の教員組織は以下のとおり編制した。本学の教員組織は小規模であるが 建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」に基づく使命・目的を 実現するための組織として十分である。





(2) 大学及び学部・研究科等の専任教員は大学設置基準等に定める教員数を充足している。

教員組織の概要((人)令和4年5月1日現在)

	専任教員数 大学設置基準に定め る教員数		北岩斯教						
学科等名	教授	准教授	講師	助教	計	[1]	[口]	非常勤教 員	備考
食物栄養学科	7	4	5	0	16	(8)	_	15	
(小計)	7	4	5	0	16	(8)	_	15	
[口]						_	(6)		
(合計)	7	4	5	0	16	(8)	(6)	15	

男女の構成は次表の通りであり男女同数である。

専任教員の男女構成((人)令和4年5月1日現在)

	教授	准教 授	講師	助教	計
男	6	1	2	0	9
女	1	3	3	0	7
計	7	4	5	0	16

(3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴 等、大学設置基準等の規定を充足している。

年齢の構成は次表の通りである。定年を越えた教員が6人いるが教育課程編成・実施の方針に照らして授業を担当する教員の教育研究業績が適任である教員を配置する方針で教授会に諮った上で学長が決定しているので問題はない。

専任教員の年齢(令和4年度)

職名	学位等	教育分野	年齢
教授	工学修士	情報処理	72
教授	農学博士	食品学	71
教授	理学博士	分子遺伝学	76
教授	博士(医学)・修士(学術)	健康管理論	58
教授	医学博士	応用栄養学	68
教授	医学博士・理学修士	生化学	73
教授	医師・博士 (医学)	医学・病理学	57
教授	医学博士・薬剤師	微生物学	70
准教授	農学修士	食品加工	56
准教授	修士 (教育学)	教育学	39
准教授	管理栄養士・学士	給食経営管理論	64
准教授	管理栄養士・準学士	公衆栄養学	63
准教授	修士 (経営学)	情報処理	37
講師	管理栄養士・学士 (家政学)	栄養教育論	51
講師	管理栄養士・学士 (栄養学)	栄養学・教職課程	45
講師	管理栄養士・修士 (臨床栄養学)	臨床栄養学	36
講師	管理栄養士・修士(教育学)	調理学	55
講師	教職修士 (専門職)	情報処理	33

定年年齢を迎えた教員は年度末をもって退職することになるが、就業規則上、理事長が特に必要と認めたときは、引続き1年毎に特別専任教員として再雇用することができるようになっている。この場合の定年年齢は理事長が特にその継続留任を更に必要と認める場合以外は70歳となっている。特別専任教員は就業規則において常時勤務する専任の教育職員に対する特別専任就業規則で別に就業が規定されており、その規定では本学の退職者以外の者では、他大学及びそれに準ずる機関を定年退職し、本人及び当学園の都合により週当りの出勤日に制限がある本学教育に専任できる者や特殊な専攻分野について本学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有し、本人及び当学園の都合により週当りの出勤日に制限がある本学教育に専任できる者が採用される。この場合の「本学教育に専任できる」とは、本学より指定した会議や行事等に参加することが含まれ、教授にあっては教授会の定員に含まれる。退職後の延長は特別な場合を除いて70歳までなので、平均年齢の高い教授の中で定年に近い教員の交代教員の確保の検討をしなければならない。

上記のとおり本学の専任教員は、令和 4 年 5 月 1 日現在教授 7 人、准教授 4 人、講師 5 人の計 16 人である。大学設置基準に定める教員数 14 人を超え、更に教員数 14 人の 5 割が教授でなければならない数 7 人に対して教授数は 7 人で充足している。

専任教員数(令和4年5月1日現在)(人)

学科	教授	准教授	講師	助教	計
食物栄養学科	7	4	5	0	16

本学は、学校教育法施行規則第 172 条 2 に基づき本学公式ウェブサイトにおいて教育研究活動等の状況についての情報を公表している。その中で専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績等を詳しく示しており、全ての専任教員の職位が大学設置基準第七章の規定に合致していることが明らかである。

従って本学の専任教員の職位は真正な学位であり、教育実績、研究業績、制作物発表、 その他の経歴等は大学設置基準の規定を充足している。

(4)教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。

専任教員と非常勤教員は、学生の学習成果を獲得させるための令和 3 年度の教育課程編成・実施の方針に基づいて適任である教員を配置している。

専任教員数と非常勤教員数

令和4年5月1日現在	男	女	計
学長	1		1
副学長	1		1
専任	9	7	16
非常勤	6	9	15
計	18	17	35

令和 4 年度非常勤教員の職位・性別・担当授業科目

1	教授	男	教養・教職
2	教授	男	教養・教職
3	教授	女	教職
4	教授	女	教養(社会心
			理)
5	講師	男	教職
6	講師	男	教養
7	講師	女	司書
8	教授	男	教養
9	教授	女	教職
10	教授	男	教養・食物
11	教授	女	食物
12	講師	女	教養
13	講師	女	食物
14	講師	女	教養(臨床心
			理)
15	講師	女	教養 (英語)

令和 4 年度非常勤教員の職位構成

学 科	教授	准教 授	講師	助教	計
食物栄養学科	8	0	7	0	15

非常勤教員の男女構成((人)令和4年5月1日現在)

	教授	准教 授	講師	助教	計
男	4	0	2	0	6
女	4	0	5	0	9
計	8	0	7	0	15

(5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、大学設置基準等の規定 を準用している。

非常勤教員は、学位、研究業績、その他の経歴等、大学設置基準の規定を遵守している。

また管理栄養士学校指定規則の指定の基準の第2条の中の、第2号「別表第一専門基礎分野の項に掲げる教育内容を担当する教員(助手を除く。以下この項において同じ。)については、三人以上が専任であり、そのうち一人以上は人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する者であること。」、第3号「基礎栄養学又は応用栄養学のいずれかの教育内容並びに栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論の各教育内容を担当する教員については、それぞれ一人以上が専任であること。」、第4号「専任の助手の数は、五人以上であり、そのうち三人以上は別表第一専門分野の項に掲げる教育

内容を担当する者であり、かつ、管理栄養士であること。」、第 5 号「人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任の教員のうち一人以上は、医師であること。」、第 6 号「栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論を担当する専任の教員のうち、それぞれ一人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。」を遵守している。

(6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

補助教員を配置していない。

(7) 教員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

教育職員の採用は、理事会で審議したうえで、理事長が採否を決定し、教授会の資格 審査を経て辞令を交付する。教授会の行う教員の資格審査は、大学設置基準に掲げられ る基準に準ずるものである。

教育職員就任後、教授、准教授、講師等の資格昇任についても、理事会の議を経て理事長がこれを決定するが、教授会において資格審査を諮ったのち辞令交付する。昇任の判断基準は主として教育研究業績と教育的能力に力点があるが、教育的能力とは学生に対する教育実践の能力及び大学全体の学習支援体制(事務組織及び教員組織が協調する協同体制)における貢献力であると教職員選考規程に明記してある。研究業績の不足により長期に亘り昇任できない場合は、規程の上では各資格の定年制を適用し解職するものとなっている。現在のところこれによる解職の事例はない。

教員の採用・昇任に関する規程として、前述の教職員選考規程および任期付専任教員の任用に関する規程を整備しており、これら規程に基づいて教員の採用・昇任の具体的な手続きを適切に実施している。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

(1)専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

専任教員は、論文発表・学会活動等の研究活動を、本学の教育課程編成・実施の方針に基づいて進めている。尚、特別専任教員を除いた専任教員は研究日を取得するために2年間で1つの研究業績を求められているので対象となる全教員が研究日を取得していることからそれらの研究活動は進んでいる。

【令和4年度専任教員研究活動実績】

職名	学位等	教育分野	年齢	著作数	論文数		国際会議 出席の有無	その他
教授	工学修士	情報処理	72					
教授	農学博士	食品学	71	1				
教授	理学博士	分子遺伝学	76					
教授	博士(医学)·修士(学 術)	健康管理論	58					
教授	医学博士	応用栄養学	68					
教授	医学博士・理学修士	生化学	73					
教授	医師・博士 (医学)	医学・病理学	57					
教授	医学博士・薬剤師	微生物学	70			1		
准教授	農学修士	食品加工	56					
准教授	修士 (教育学)	教育学	39					
准教授	管理栄養士・学士	給食経営管理論	64			1		2
准教授	管理栄養士・準学士	公衆栄養学	63					
准教授	修士(経営学)	情報処理	37					
講師	管理栄養士・学士 (家 政学)	栄養教育論	51			1		
講師	管理栄養士・学士 (栄養学)	栄養学・教職課程	45					
講師	管理栄養士・修士(臨 床栄養学)	臨床栄養学	36			1		

本学公式ウェブサイトにおいて教育研究活動等の情報の公開を行っており、その中で専任教員が有する学位、所属学会、主な研究業績などを示している。それによって、 各教員がどのような分野における専門的研究を推進しているのかが容易に分かる。

(2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

令和 4 年度学術研究助成事業助成金

研究代表者

- ·研究種目:若手研究/令和2年度~令和5年度
- ・研究課題名:「持続する大学進学支援策の条件:米国 AVID プログラムを事例として」
- 研究代表者:福野裕美
- ·交付決定額(4年総計): 4,290,000円【直接経費: 3,300,000円、間接経費: 990,000円】
- · 令和 2 年度:1,170,000 円【直接経費:90 万円、間接経費:27 万円】
- · 令和 3 年度: 1,040,000 円【直接経費: 80 万円、間接経費: 24 万円】

令和 4 年度科学研究費助成事業 (学術研究助成基金助成金)

- ・研究種目名:基盤研究(C)(一般)/令和4年度~令和7年度
- ・研究課題名:「腸内細菌叢の改善による反復性膀胱炎の新たな予防法と治療法の開発」
- ·研究代表者:石井亜矢乃
- 研究分担者:岩田健宏、村上圭史、狩山玲子
- •研究協力者:佐藤幸枝、内田雅子
- ·交付決定額(4年総計):4,160,000円【直接経費:3,200,000円、間接経費:960,000円】
- ・令和4年度:1,040,000円【直接経費:80万円、間接経費:24万円】 狩山分担分:65,000円【直接経費:5万円、間接経費:1.5万円】
- 令和5年度:1,040,000円【直接経費:80万円、間接経費:24万円】 狩山分担分:104,000円【直接経費:8万円、間接経費:2.4万円】

(3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

特別専任教員を除いた専任教員には、「学校法人原田学園教員の研究費に関する規程」に基づき支給している研究費がある。研究費の内訳は、「教員研究費」「教員研究旅費」「共同研究費」「海外研修旅費」となっている。

教員研究費は、教員の研究範囲内で自由に使える研究図書購入費として年間 15 万円 用意してある。使用に当っては、研究図書購入願い(累積加算方式)に書名、著者、発行所、価格、ISBN 等の必要事項を記入の上、図書館に提出する。図書館は、未所有かどうかチェックし、所有であれば教員に対してその旨連絡する。図書館の未所有の図書及び所有の図書であっても教員が常時研究室に保管するために必要である場合は、研究図書購入費の残高をチェックした後、図書館は速やかに発注し、納品、図書館登録の後、教員研究室に配架する。

教員研究旅費は、教員の研究の範囲内で自由に使え、年間 15 万円用意してある。使用の仕方は、学長宛てに学会及び研究会等の次第を添付した研修願を提出し、研修の許可が下りれば「交通費、会費(謝費を含む)、雑費」が経理課から支給される。経理課は 15 万円の残高を常に把握してある。学長の許可を要すことは、学校行事及び学生の教育指導を放棄した自己研究優先の研修を防止するためである。

教員研究費(研究図書購入費)及び教員研究旅費の流用は、どちらかの一方が既定額 を超えて経費が必要になった場合、経理課に流用を願い出ることになる。研究図書購入 費を流用する場合は、流用後の予算残高を図書館に経理課が知らせる。

共同研究費は、FD のために必要な研究費、研修費及び研修旅費として使用できる。 共同研究費の使用に当たり、各学科が FD を行うに必要な研修を企画し、それにかかる 経費を算出し、学長に願い出る。学長は願いにより決裁する。「学校法人原田学園教員 の研究費に関する規程」の中には、海外研修旅費に関する規程がある。

海外研修旅費は、教員が、外国の政府、大学、研究機関等において研修するために現地に渡航する旅費で、年間 200 万円を用意してある。海外研修は、学生の教育指導に供する教育水準の確保を図るため、学長、教授、准教授、講師及び助教の職にある専任教員が、自らの学術専攻分野に関する事項の調査・研究、指導又は研修等を海外で行うも

のであり、海外研修を希望する者は、海外研修願を学長に提出する。海外研修願により 学長が重要と認めたものは、海外研修旅費として、渡航の費用及び参加費の一部を上限 50万円まで支給し、年間 200万円の予算の範囲で願出の受付を打ち切る。 海外研修旅 費は、予め研修プログラム等に含まれている旅費以外は、経理課の旅費査定により決定 される。海外研修により欠勤となる授業は、研修前または帰国後速やかに補講をする。 海外研修の成果は、帰国後 3 か月以内に学内で教員及び学生に対して研究発表をする。 同一の学術専攻分野の複数の教員が、同一の海外研修を申し出た場合は、学長の決裁に より一人のみとする。なお、令和 2 年度において海外研修費を希望した者はいない。 その他、

公的研究費の適正な運営・管理について

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いの不正防止に関する規 則

岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程

岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止対策の基本方針

岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止計画

岡山学院大学岡山短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて

岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の内部監査マニュアル

岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する 研究倫理審査委員会規則

を定めている。これらにより、専任教員の研究活動に関する規程は十分に整備されていると考える。

(4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。

岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する 研究倫理審査委員会規則により研究倫理の推進を図っている。

(5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。

本学は岡山短期大学と合同の紀要を年 1 回発行し、専任教員の研究成果を発表する機会を確保している。紀要は本学公式ウェブサイトにも載せ、一般に公開している。紀要に関して「岡山学院大学・岡山短期大学紀要投稿執筆規程」を定め、編集は本学専任教員があたっている。令和 4 年度は紀要の執筆者がいなかったため発行しなかった。

(6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。

本学は、全ての専任教員に研究室(個室)を整備しており、研究を行うのに十分なスペースが確保できている。なお、学生が訪問する際に分かりやすいよう研究室ドアに教員名を表示している。また、学生便覧にも全ての研究室の位置を示している。

(7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

専任教員は、授業準備・授業、学生への学習・生活指導、あるいはその他の業務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくいのが実情である。そのような中、「学校法人原田学園専任教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則」により、就業規則第8条に規定する勤務時間において、専任教員の勤務時間の変更と自宅研究日を特別に定めて教員の研究活動を支援している。専任教員は、前後期開始前に学長に、「自宅研究日承認願」を提出する。授業や他の業務に支障を来さない曜日を希望することは当然のことであるが、研究日承認には、「行事その他本学教育上の理由により出勤を要する場合は、指示の如何を問わず出勤」すること、「過去2年間の研究業績の内最新のもの」を提出することが条件となっている。教員の自己都合優先を戒め、研究活動を奨励しているのである。この制度は研究活動推進に大きな役割を果たしており、今後も継続する。

- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等の制度は有していない。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- ①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

本学は、大学の教育、研究、社会サービス機能の充実を図るための教員の資質開発を目的として、全学を挙げて FD 活動に取り組んでいる。FD 活動に関する規程として、「岡山学院大学岡山短期大学 FD (ファカルティ・ディベロプメント) 委員会規程」を明確に定めており、学科単位で FD 委員会を構成し、FD 活動の企画立案、実施状況の把握、実施効果の評価等を行っている。FD 委員会は、本学の方針や学生の現状に鑑み、それぞれ取り組むテーマを決め、学科会議の際に議題の一つとして時間を設けて討議し、その結果を FD 実施報告書としてまとめる。

その後、意見交換及び討論を行うことで、全学レベルで知識の共有化を図っている。 令和4年度は、12月にFD・SDワークショップを実施した。各学科および事務部から のSDの詳細な報告とそれに対する質疑応答・討議を行った。新型コロナウイルス感染 状況を鑑み、外部評価の実施はできていないため、令和5年度は外部評価を実施する 方向である。

(10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。 専任教員は授業を行う以外に学生の学習成果を向上させるために次の表に示す業務 を分掌している。

令和 4 年度 岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科事務分掌等

人間生活学部食物栄養学科

学長を中心とした全学的な教学マネジメント体制 (IR&EMとの連携)

私立大学等改革総合支援事業 (特別補助)

アドミッション・オフィス 学生確保推進委員会 入学前学習 新入生歓迎行事 自己点検評価 栄養士基礎理解 キャリア支援室 マネジメント計画作成指導 就職・進学支援プログラム 学生生活支援 環境衛生部 シラバス 卒業アルバム 紀要 学友会 学外実習 教職実践演習 オープンキャンパス等 省エネルギー 食品衛生資格 行事記録 フードスペシャリスト 1学年クラスメンター 2 学年クラスメンター ステップアップゼミ 3学年クラスメンター 4学年クラスメンター 管理栄養士国家試験対策 大学コンソーシアム

私立大学教育研究活性化設備整備事業

全学清掃活動

事業推進代表者 情報公表 Web サイト 情報公表 学会発表・紀要 事業推進責任者(事業の実施調整・取りまとめ) 申請文書および報告書の取りまとめ 倉敷市老人クラブ連合会との折衝 栄養長寿教室の計画と運営 学生指導(資料作成、機器操作、指導・発表) 備品管理(情報端末) 備品管理(情報端末以外) 訪問栄養指導への利用計画と実施 授業での備品の活用 ルーブリックの作成

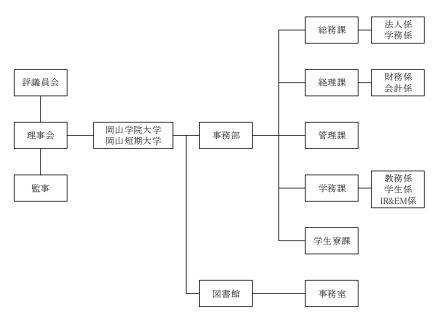
分掌業務	連携内容
	担当教員は学生係が受信した求人票を受け取り就職希望者に案内をす
就職指導	る。また、履歴書貼り付け用の写真も教務助手が有料でスピーディーに作
	成し、就職へ向けての連携を図っている。
生活指導	学生の挨拶の励行など全教員と事務職員が連携して実践している。
環境衛生部	担当教員は経理課および外部清掃事業者と連携を図っている。

紀要	紀要を担当する教員は紀要の外部発送を図書館と連携している。
卒業アルバム	担当教員は学務課から卒業見込み者のリストを得て、経理課および外部 写真館と連携して卒業アルバムの作成を行っている。
シラバス	毎入学年度の授業科目のシラバスを担当教員がカリキュラム順にデータファイルとして整理し、学生配付用の CD に焼き付ける。
学友会	教員は、クラブ顧問として活動を支援し、経理課および学務課は会計及び 備品の管理を学友会の役員と連携している。また大学祭は、全教職員と学 生が協同で開催している。
オープンキャンパス	学長の指示により全教職員が連携して実施する。

基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。

(1)大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。

事務組織(学校法人原田学園事務組織規程)は、大学及び短大共通の事務部として総務課(法人係・学務係)、経理課(財務係・会計係)、管理課、学務課(学生係、教務係、IR&EM 係)、学生寮課及び図書館を配置している。図書館は、組織図では一般的に示されている事務部の外に配置しているが事務組織規程では事務部に含まれている。



事務部の統治は、学長の下に、副学長及び事務部長代理を置き、事務部を統括している。このほか事務組織規程には規定していないが組織を横断して学生募集に取り組む入試事務室、学生の課外活動および生活を支援する体育館事務室、学生ホール・食堂、第1学生ホールを置いている。

大学全体のバランスを鑑みて、教員の兼務者も含んで事務職員の適切な人員確保と配置を行っている。経営改善計画(平成30年度~令和4年度(5ヵ年))の人件費節減の方針から、教育研究活動に支障をきたさない範囲において、派遣職員の活用も行っている。外部委託が可能な警備業務と清掃業務は外部委託を実施し、業務の効率化を図っている。教務関連事務と学生生活関連事務との連携を強化するため、教務課と学生課を学務課として統一し、その下に教務係と学生係を配置しているので、事務職員の情報・意識の共有化や事務作業の効率化につながっている。

事務組織

	部	課	課長	課員
		総務課	副学長(兼)・1人(係長)	1人・1人【派遣】
		経理課	財 務 	1 人 1 人・1 人【派遣】
		管理課	1人(課長)	
	副学長 部長	学務課	1 人 (係長) 1 人 (係長) 1 人 (係長)	教務/学生 9 人 1 人【派遣】 I R & E M担当 1 人 (係長) · 1 人 (兼) 食物教務助手=5 人 幼教教務助 手=1 人
	代理	学生寮課	椿寮寮監 1人	(栄養士 1人)
学長	理	入試事務室	1人(兼)	教務/学生・会計その他関係部 署課員
		図書館(1人)		1 人
		学生ホール・食堂 (1人)		1人他食物教務助手1名
		購買	経理課担当	○○【派遣】
		体育館	1人(兼)	放送室 1人(兼)
		生涯学習センター (1人)		[庶務は総務課]
	学	入試広報(学長)	副学長	全教職員
	長	情報処理教育センタ	1 人	
		一(副学長)	1 人	
		学生相談室(1人)		カウンセラー:1 人

(2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

事務職員が必要とする専門的な職能としては、法令遵守の観点から、本学の教務助手5人も兼務するために管理栄養士の免許があげられ、その必要人数は3人であるが5人すべてが管理栄養士である。教務助手は学務課教務係の事務職員である。また、法令遵守とは無関係であるが、図書館の事務職員として必要な職能は司書であり、司書の事務職員が1人いる。その他の事務職員は専門的な職能を法的に求められるものではないが、文部科学省や厚生労働省の関係法令に関する届け出や諸手続きを滞りなく業務執行することができ、更に学生の学習成果の向上のためのコミュニケーション能力も十分である。このことは学生に対するワンストップサービスの向上にも繋がっている。

(3)事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

SD 委員会は、目的の一つに個人の能力開発、資質向上のための研修を含む施策に関する事項があり、委員会において、本学の管理運営に係る法令、本学の学則、学生の学習成果、三つの方針、アセスメントポリシーなどについて事務職員と共有することで職能

を適正に発揮できるよう努めている。また、平成30年度から教員4名が委員として加わり教職協同を実行している。

(4) 事務関係諸規程を整備している。

事務に関する規程は、事務を司るものだけではなく、業務に関係するものも含めて規程として整備してある。

(5)事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

事務部署に配置しているパソコンは次の表の通りで文書処理、情報処理、ネット利用 に対応させている。

その他、印刷機やコピー機など必要な部署に整備してある。

事務部署	Windows PC
学務課	10
図書館事務	3 オフコン 1
総務課	4
経理課	5
幼教実習事務室	1
体育館事務室	1

本学において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、学園の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする危機管理規則を定めている。

防火及び震災対策の徹底を期し、火災・震災その他の災害による人的、物的被害の軽減を目的として防災管理規程を整備している。管理権限者、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者、災害発生時への対応として教職員による「自衛消防隊」を組織している。直近の教員と学生の避難訓練は令和4年9月に実施した。

救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器(AED)を学内に設置し教職員を対象 として使用方法についての講習を平成29年に実施した。

本学では校門前の横断歩道の安全確保のために警備を外部の専門業者に委託し、警備員による学生誘導などの安全の確保に努めている。また、学内の防犯は特に警備員等を配置していないが学外の者には必ず貸与した入構許可証を提示させ、不審者の侵入防止に努めている。

情報セキュリティは、情報セキュリティポリシーに基づき、適切な管理に努めている。 その他、本学の事務部は、事務組織規程に規定する日常的事務処理の他に、以下の学 校の安全対策の役割を担っている。

総務課は、研究活動の不正行為防止に関する取扱規程に従い、教員の研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務処理の役割を担っている。また、公益通報者保護規程に従い、教職員等からの法令違反に関する相談又は通報処理の仕組みを整備し、不正行為の早期発見と是正措置に必要な体制を図り、法人の健全な経営、教育研

究体制の維持発展のための窓口の役割を担っている。

経理課は、公的研究費補助金取扱いに関する規程に従い、教員の競争的資金を中心とした公募型の研究資金の、手続等の取扱いの適正な運営・管理を行っている。また、教員の研究費に関する規程に従い、教員研究費、教員研究旅費、共同研究費、海外研修旅費等の予算の管理、教育研究施設の維持管理等を行っている。更に、受託研究取扱規程に従い、学外から調査研究等を委託された場合の契約、施設管理、会計処理等それぞれ教員の教育研究を支援している。

学務課は、学籍の管理、時間割、教室割、成績管理、非常勤講師との連絡等通常の教育研究支援業務の他に情報セキュリティポリシーに従って、緊急時の連絡など、総括的な対応に当たり、最高情報セキュリティ責任者を補佐する役割を担っている。

図書館は、教員の研究費に関する規程に従い、研究図書購入について教員の教育研究 の支援をしている。

管理課は、授業科目「クラブ活動の活性化」を円滑に実施させるため、体育館の安全な運用に努めている。以上、防災、防犯及び情報管理等必要とされる基本的な危機管理体制は概ね整備し、適切に機能している。

(6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

岡山学院大学岡山短期大学 SD(スタッフ・ディベロプメント)委員会規程を整備しSDの目的、組織、取組、運営及びワークショップの実施について明確にしている。

目的は、岡山学院大学及び岡山短期大学を構成する専任事務職員の全員を対象とし、事務部署が行うべき業務を、学園経営、管理運営、学習支援及び学生生活支援等の多方面からの協働において円滑に遂行するために、個人の業務改善と能力開発および組織間の連携を推進することである。その組織は、岡山学院大学及び岡山短期大学を構成する専任事務職員の全員でもって SD 委員会を組織し、委員長及び副委員長は学長が任命することになっているが、部長代理が委員長となって推進した。

SD 委員会は、SD の目的に従うと共に時代の変化に対応できるよう事務職員の資質、専門的能力の向上を図るために、(1)学習支援及び学生生活支援のための基本方針と実施体制に関する事項、(2)個人の能力開発、資質向上のための研修を含む施策に関する事項、(3)業務改善のための学生アンケートの実施と結果分析、担当部署へのフィードバックに関する事項、(4)部署単位での業務改善目標の設定と結果の分析に関する事項に取組む。

SD 委員会は1セメスターで最低1回開催する。取組の結果について、毎年度12月に実施するワークショップ形式で、教職員相互の意見交換及び討論を通じて、岡山学院大学及び岡山短期大学の事務部署の在り方を全学で共有する。

令和4年度SD委員会の実施及び課題の一覧を示すと次のとおりである。

≪令和4年度SD会議≫

/	実施日	実施時間	護題
0	4月14日 (木)	15:30-16:30	・諸連絡 ・入試広報活動の検討① (HP)
2	5月26日(木)	15:30-16:35	・諸連絡 ・入試広報活動の検討①-2 (広告)
(3)	6月9日(木)	15:30-16:55	・諸連絡・岡山学院大学の学生満足度向上について
4	7月14日 (木)	15:30-16:20	・諸連絡 ・学生満足度の向上について
6	9月15日 (木)	15:30-17:03	・諸連絡 ・令和4年度FD・SDワークショップについて ・過年度卒業生アンケートの実施方法について ・入試広報活動の検討①-3(SNS)
6	11月17日 (木)	15:30-16:30	・諸連絡 ・オープンキャンパス実施結果について ・事務部の Society5.0 時代への対応について
7	12月15日 (木)	15:30-16:30	・諸連絡 ・FD・SD ワークショップについて

- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- SD委員会で審議する議題は、日常的な業務の向上充実に繋がっている。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

学生の学習成果を焦点にして評価と改善について審議し、課題を改善するために他 部署との連携を確認している。

基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

(1)教職員の就業に関する諸規程を以下の通り整備している。

学校法人原田学園教職員兼職規則

学校法人原田学園教職員選考規程
学校法人原田学園就業規則
学校法人原田学園服務ハンドブック
学校法人原田学園任期付専任教員の任用に関する規程
学校法人原田学園特別専任教員就業規則
学校法人原田学園非常勤教員に関する規程
学校法人原田学園給与規程
学校法人原田学園退職手当支給規程
学校法人原田学園防災管理規程
学校法人原田学園育児・介護休業等に関する規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 FD 委員会規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 SD 委員会規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程
の運用について
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学ハラスメント調査会に関する細則
学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学研究倫理規程
岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程

岡山学院大学岡山短期大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する細則

学校法人原田学園専任教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則

学校法人原田学園組織倫理規則

学校法人原田学園危機管理規則

(2)教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

本学では平成20年度から経営改善計画を実施しており、現在3期目の経営改善計画 (平成30年度~令和4年度(5ヵ年))を実施している。その中で、「教育の使命」、「理 事長・理事会・監事・評議員会」、「経営倫理」、「社会的責任」、「説明責任」、「情報公開」、 「財務情報等の公開」、「コンプライアンス」、「危機意識の共有」、「人的資源の確保」、 「教学の充実と経営」、「大学経営上の視点」について、本学の基本的考えを定めて全学 的に計画を実施してきたので、教職員にはこの事について学校法人原田学園組織倫理 規則として再度の周知を図った。

また、人的資源の組織倫理においては、本学が、社会に対する説明責任を果たすためには、教職員が常に服務規律等を遵守し、誠実かつ公正な姿勢を保持することが不可欠であり、特に社会や受験生からの学校の評価は、いかに魅力ある教育を提供できるかにかかる部分が多く、教職員の事務処理の円滑化及び教育研究内容の向上・充実を図らなければ志願者の増加は望めない。教職員として最低限認識しておくべき服務に関する事項として、学園就業規則の教職員の勤務についての詳細、降任及び解雇の詳細及び懲戒の詳細を示し、教職員の勤務の質保証を図ると同時に、これに違反した者には始末書の提出を求め、譴責するとともにその軽重の判定により懲戒に処することを明確にした服務ハンドブックを制定している。

(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則により、就業規則第 8 条に規定する 勤務時間において、専任教員の勤務時間の変更と自宅研究日を特別に定めて教員の研 究活動を支援している。

職員の採用の方針は、本学が 4 週 6 休制の就業体制を取っていることから隔週で土曜日休日が取得できるよう職員を配置する方針で採用している。また、この採用には派遣職員も含んでいる。また、昇任及び異動は、経験年数及び職責の向上など実務上の実績が重要であり、理事会において毎年度の専任事務職員の人事事案において人事院の昇給にかかる経験年数などを勘案して審議し決定する。その他、職員の急な退職に伴う異動は理事長が執行した後理事会に報告することになっている。

本学の職員の採用は、就業規則及び教職員選考規程に規定している。就業規則において、採用は、第30条に、職員を採用するに当っては、選考試験及び身体検査を行うこととし、選考時及び採用を決定した場合の提出書類も、第31条に規定している。また、試用期間として、第32条に、新たに採用した職員については、採用の日から1ケ年間を試用期間とし、試用期間中、又は試用期間満了の際、引き続き就業させることを不適当と認めたときは、解雇することができると定めている。

昇任については、第33条に、別に定めるとしており、前述の採用を含めて教職員選考規程に規定している。異動については、第34条に教職員は勤務の配置転換又は職務

の変更を命じられたときは、速やかに事務引き継ぎを行い、新任部署につかなければ ならないと規定している。

専任の職員の採用選考は理事会で行う。俸給の決定並びにその後の昇給は、別に定める学園給与規程によって行う。職員の昇任は、勤務実績を勘案し、総合的な能力の評価により理事会の議を経て理事長が決定する。

派遣職員、パート、アルバイトは、理事長が採用を決定する。

人的資源の課題

特になし。

人的資源の特記事項

特になし。

基準Ⅲ-B 物的資源

基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

- (1)校地の面積は大学設置基準等の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3)校舎の面積は大学設置基準等の規定を充足している。

岡山学院大学キャンパス平面図

岡山学院大学は併設の岡山短期大学と同じキャンパスにある。



校地校舎の面積 (併設短期大学を含む)

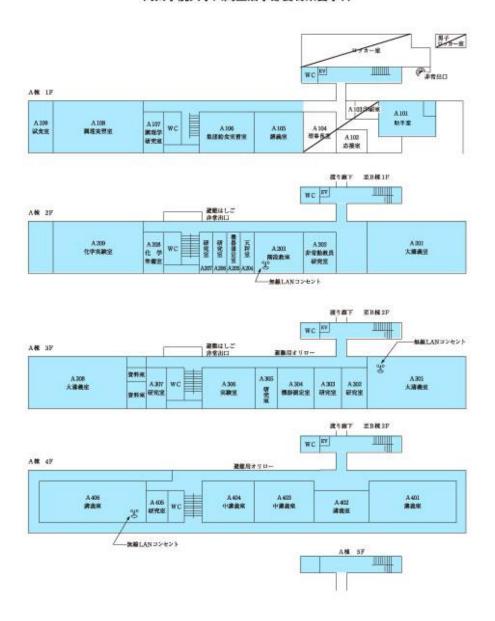
所在地:岡山県倉敷市有城787番地

校舎名称	主要用途	現有面積 (m²)	主な使用 用途、共 用の有無 等
		m²	
A棟(岡山学院大学校舎)	教務助手事務室・管理部門 研究室、講義室、実験・実 習室	3, 792. 54	専用
B 棟 (岡山短期大学校舎)	研究室、講義室、演習室、 実験・実習室	2,977.35	共用
C 棟 (岡山学院大学校舎 栄養学実験実習棟)	研究室、実験・実習室等	1,091.52	専用
E棟(図画工作・器楽レッスン棟)	研究室、演習室、実験・実 習室等	864.00	共用
M棟(岡山学院大学校舎)	事務・管理部門、研究室、 講義室、実験・実習室 LL 実習室	6, 098. 11	専用共用

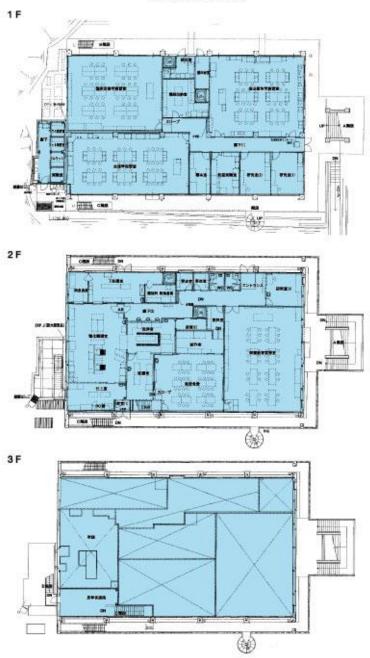
図書館	事務、閲覧室、開架書庫、 閉架書庫 ギャラリー、作業室、ロッ カールーム	1, 438. 58	共用
情報処理教育センター	事務、研究室、情報処理教室 情報通信教育エリア、AV情報処理教室	1, 658. 84	共用
食品加工実習棟	実験・実習室、クラブ部室	319.08	専用
体育館・学生ホール棟	アリーナ、ステージ、器具庫 事務、運動生理学教室、食堂、学生ホール、厨房 更衣室、シャワー室、倉庫、 機械室、ポンプ室	3, 046. 72	共用
第1学生ホール	購買、学生ホール、クラブ 部室	528. 21	共用
その他		3, 110. 02	共用
合 計		24, 924. 97	

A棟平面図

岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科



栄養学実験実習棟



食品加工実習棟



基準面積と現有面積(基準面積に算入できる)の比較表(併設短期大学を含む)

学科	収容 定員	校舎				校地		
		基準面積	現有面積	差異	基準面 積	現有面積	差異	
岡山学院大学	160	3, 966	9,981.09	6,015.09	1,600	校舎敷地	19, 376. 62	
岡田子郎八子	人	m²	m^2	m²	m²	20, 976. 62 m ²	m²	
岡山短期大学	200	2,350	3,812.90	1,462.9	2,000	校舎敷地	4055.98	
	人	m²	m²	m²	m²	6, 055. 98 m ²	m²	
その他共用			7,114.89 m²			58, 028. 35 m²		
計			20, 908. 88 m²			85, 060. 95 m²		

専用の校地面積は 20,976.62 ㎡、校舎面積は 9,981.09 ㎡で、いずれも大学設置基準を上回っている。運動場は、体育館前の運動場と校舎 M 棟前の全天候型テニスコート 3 面の併せて 8,140.00 ㎡を用意しているので、体育館の利用を含んで、体育の授業、また課外活動で有効に活用されている。

専任教員は全て個室の研究室を使用している。

(4)校地と校舎は障がい者に対応している。

本学は小高い山をキャンパスとしているので平地が少なくバリアフリーで往来することができない。C棟(栄養学実験実習棟)については対応できていないが、車椅子など足の不自由な者が校舎に入館する折は介助者がいるものと想定し、バリアフリーの配慮としては、入館後は一人で各フロアーに移動できるようたとえ3階建の校舎であってもエレベーターを設置している。

(5)教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を 用意している。

講義室、演習室、実験・実習室は食物栄養学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて次表のとおり十分に整備してある。

教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
25	19	35	1	1

また、管理栄養士学校指定規則第2条の中で、第7号「教育上必要な専用の講義室、実験室及び実習室並びに栄養教育実習室、臨床栄養実習室及び給食経営管理実習室(実習食堂を備えるものに限る。)を有すること。」、第8号「教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有すること。」、第9号「別表第2の上欄に掲げる施設には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械、器具、標本及び模型が教育上必要な数以上備えられていること。」を遵守している。

別表第二(第二条第九号関係)

栄養教育実習室	視聴覚機器及び栄養教育用食品模型
臨床栄養実習室	計測用器具、検査用器具、健康増進関連機器、エネルギー消費の測定機
	器、要介護者等に対する食事介助等の機器及び器具、経腸栄養用具一式、
	経静脈栄養用具一式、ベッド、栄養評価及び情報処理のためのコンピュ
	ータ、標本並びに模型
給食経営管理実習室	食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給
	食の実習を行うための施設及び設備、品質管理測定機器、作業管理測定
	機器並びに冷温配膳設備

通信課程は開設していない。

体育施設

体育館に加え運動場及び屋外テニスコート3面、弓道場を設置している。体育館は月曜日から金曜日の間は夜20時まで許可制で利用できる。

体育館	面積(㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要		
件 育 毘	1107. 32	テニスコート	弓道場	

- (6)専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。 専門職学科は設置していない。
- (7)通信による教育を行う学部·研究科等を開設している場合には、添削等による指導、 印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

該当なし。

(8)教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。 実験室機器標本は次のとおり。

種目	点数	備考	種目	点数	備考
電気定温乾燥機	3	電気乾燥機	糖度計 (手持屈折計)	2	理化学実験用 具
電気定温真空乾燥機	1	"	熱電対 (デジタル温度計 共)	1	JJ
電気マッフル炉 (大)	2	電気炉	調理実験用粘度計	1	"

電気マッフル炉 (小)	1	n,	果実硬度計	4	<i>II</i>
光電管比色計	1	光電光度計	コロニー計算機	1	<i>II</i>
アミノ酸窒素定量装置	10	室素 定量装置	トボスク比色計	1	"
窒素定量装置	1	II.	水素イオン濃度比色測定器	1	"
脂肪抽出器	3	脂肪定量装置	尖光付属装置	1	"
冷蔵庫	2	電気冷蔵庫	PH 複合電極	2	II.
冷却遠心機	2	遠心分離機	硝子電極 PH 計	1	ıı,
遠心沈殿機	1	"	PH メーター	3	II.
遠心機	2	"	比重計	1	II.
ロータリーエバポレーター	5	ロータリーポ ンプ	標準比重計	1	II.
培養顕微鏡	1	顕微鏡	ガスクロマトグラフィー	1	IJ.
高級システム顕微鏡	1	JJ	気体試料導入装置	1	"
顕微鏡	14	II.	マイクロシリンヂ	4	IJ.
実体顕微鏡	1	JJ	ビュレット保存瓶	1	"
蛍光光度計	1	蛍光光度計	計量管 (ガスクロ用)	2	JJ
直示天秤	6	化学天びん	薄層クロマトグラフ	2	JJ
電子天秤	7	<i>II</i>	薄層クロマト用展開槽	3	IJ.
自動上皿天秤	2	"	ろ紙泳動付属装置	1	"
化学天秤	10	"	ろ紙電気泳動装置	2	ıı,
実験台(流し付)	8	実験台・流し	一酸化炭素測定器	1	ıı,
薬品戸棚	1	薬品戸棚	真空ポンプ	2	II.
湯沸器	1	理化学実験用具	純水製造装置	1	II
クールニクスエアー	1	JJ	フラクションコレクター	1	"
オートクレーブ	1	JJ	ハンディーアスピレーター	2	"
オート高圧滅菌器	1	JJ	ピペット洗浄器	3	"
シンメルブッシュ消毒器	1	II.	沈殿管比重計	1	"
14 インチカラーモニター	1	II.	冷却器	1	"
カラーテレビカメラシステ ム	1	11	ペーパークロマトグラフ装 置	5	II.
粉砕器	2	II.	ラボラトリージャッキー	9	IJ
振盪器	1	11	ミクロビューレット	1	II.
ボールミール	1	II.	デシケーター	40	II.
マグミキサー	4	II.	無菌箱	1	IJ
マグネチックスターラー	4	II.	ギルソンピペットマン	2	IJ
ラボスターラー	1	"	乾熱滅菌器	1	II.
ホモヂナイザー	2	II.	送風定温乾燥器	1	JJ
透視度計	1	II.	分光光度計	2	II.
ポサイド残留塩素測定器	1	"	ケルダールN蒸留装置	8	II.
ワールブルグ検圧装置	1	II.	ケルダール分解装置	3	JJ
上皿天秤	10	"	窒素ボンベ	1	II.
料理秤	40	"	ドラフトチャンバー	1	JJ
沈殿管バランス用天秤	5	II.	ケルベル脂肪分離機	1	JJ
石英セル	7	"	ビタミン紫外線蛍光燈	2	II.
アビタミメーター	1	"	電子レンジ	1	II.
米麦水分計	1	"	蛋白屈折計	1	II.
食塩濃度計	2	"	屈折計	1	II.
気泡粘度計	1	II.	呼気ガス分析装置	1	ıı,

	I	1	I	1 1	
ビスコテスター (低粘度 用)	1	"	粘度計用恒温水槽	1	IJ
糖度計	3	"	恒温水槽	1	JJ
自動温度調節器	1	理化学実験用 具			
精密電気定温湯煎器	2	"			
サーモミンダー (水槽付)	6	"			
電気定温水溶器	1	II.			
電気ウォーターバス	1	II.			
電気加熱器フラスコヒーター	1	II			
ホットプレート	1	JI .			
フラスコ用マントルヒータ ー	2	11			
電気孵卵器	3	JI .			
その他理化学実験関係	9, 288	11			
小計	9,621				
人体模型	1	人体模型			
生理解剖組織	30	組織標本			
自動血圧計	5	解剖用具			
電子血圧計	1	II.			
水銀血圧計	5	II.			
リバロッチ血圧計	1	II.			
マイスコープ	4	II			
パナスコープ	2	II.			
外科用剪刀	40	II			
眼科用ピンセット	40	II			
無鈎ピンセット	40	JI .			
電子体温計	10	JJ			
デジタル温度計	2	II			
恒温槽コントロールユニット	1	恒温器			
天秤	1	電子天秤			
実験台	12	実験台			
流し台	1	流し			
人髓病原寄生虫標本	1	生理学実験用 具			
内臟疾患寄生虫模型	1	IJ			
1ペン記録計	4	IJ			
収容ケース本体	2	IJ			
高感度DCアンプ	4	IJ			
生理用変位計	4	IJ			
電気刺激装置	1	IJ			
尿比重屈折計	1	IJ			
万能スタンド	4	II			
投げ込み式恒温水槽	1	IJ			
その他生理学実験関係	175	II			
小計	394				
計	10,015				

食品加工実習室機器標本は次のとおり。

種目	点数	備考	種目	点数	備考
ステンレス張り調理 台	9	実習台	麺棒	7	食品加工実習用具
調理台の付属台	7	II.	泡立て器	21	II.
ステンレス流し	2	流 し	レモン絞り	8	II.
冷蔵庫	1		おろし金	8	11
整理棚	1		はけ	4	"
雑巾掛け	1		包丁	3	II.
オーブン付ガスレン ジ	8	食品加工実習用具	さいばし	10	II.
蒸し器(大)	2	"	計量カップ (1L)	4	"
蒸し器(小)	9	II	計量カップ (200m 1)	10	"
電気孵卵器	1	II	計量スプーン (15 cc)	8	"
うどん・そば機械	1	11	計量スプーン (5 cc)	9	II .
しぼり機	1	"	計量スプーン (2.5 cc)	7	"
豆摺機	1	II.	スプーン (大)	6	II .
打栓機	1	11	スプーン (小)	10	II .
切断機	1	11	バターナイフ	1	II
真空包装機	1	11	アルコール温度計	8	II .
ミンチ機	1	11	ケーキ型	5	11
クリームセパレータ	1	ıı	豆腐型 (ステンレス)	6	II
バタープリンター	1	11	だしこし袋 (L)	8	II .
バターウォーカー	1	11	オイルポット	2	11
バターチャン	1	JJ	計	444	
ヒートシーラー	1	JJ			
デコラ張り長机	4	JJ			
長机	8	IJ			
丸椅子	50	II			
移動式黒板	1	11			
ナイキコンパクトリ	1	n,			
ミキサー	3	JJ			
寸胴鍋	8	II			
片手鍋	8	II			
両手鍋	7	IJ			
雪平鍋	2	IJ			
中華鍋	10	II			
ボール (ステンレス 24 c m)	16	11			
ボール (ステンレス 11 c m)	5	II			
ボール (アルミ)	14	II.			
バット (アルミ·ホーロー)	5	II			
ざる (ステンレス)	8	"			
たらい (アルミ 36 cm)	2	II			
たらい (ステンレス 31cm)	8	II			
010III <i>)</i>			l		<u> </u>

まな板	10	II .		
ふるい (ステンレス 18.5cm)	8	n		
すり鉢	8	JJ		
すりこぎ	9	JJ		
釜ベラ (三角型竹 製)	10	n		
木杓子	17	II		
玉杓子 (丸)	8	II		
玉杓子 (片口)	4	II		
穴杓子	8	II.		
網杓子	3	II		
フライ返し	1	JJ		

調理実習室機器標本は次のとおり。

種目	点数	備考	種目	点数	備考
電子レンジ	2	厨房レンジ	デジタルポケッタブルスケール	2	調理実習用具
オーブンレンジ	2	IJ	冷凍冷蔵庫	1	IJ.
教師用レンジ付調 理台	1	調理台	ガスコンロ	24	II
学生用調理台(流 し付)	12	" ・流し	ガステーブル	1	II
教師用流し付調理 台	1	IJ	湯沸し器	4	II
食器棚	4	食器戸棚	まな板干し	2	IJ
サイド棚	10	IJ	洗濯機	1	IJ.
自動上皿天秤	3	調理実習用具	乾燥機	1	IJ.
自動秤	14	IJ	その他調理関係	5,560	II
コーヒー沸し	1	IJ	計	5,682	
中華セイロ	13	IJ			
無水鍋	1	JI			
圧力鍋	1	JJ			
ミキサー	2	JJ			
ガス釜	6	JJ			
ガスオーブン	12	II			
冷蔵庫	1	II			

集団給食実習室機器標本は次のとおり。

種目	点数	備考	種目	点数	備考
移動台	1	運搬用具	キッチンワゴン	1	給食実習用具
業務用ミキサー	1	総合調理機	ソイルドテーブル	1	"
ガス式蒸し器	1	JJ	ダスト台	1	II
球根皮剥機	1	JJ	置台	2	JJ
卓上野菜調理機	1	JJ	上置台	1	JJ
フードカッター	1	JJ	受槽	1	JJ
ガス自動炊飯器	1	炊板器	ドラフト洗米機	1	II
ガス回転釜	2	煮炊器	包丁まな板殺菌庫	1	JJ
焼物器	1	焼物器	自動台秤	1	JJ
ガスフライヤー	1	揚物器	ガス湯沸器	1	II
食器洗浄器	1	食器洗浄器	その他	4,069	

食器消毒保管機	1	食器消毒機	計	4,109	
冷凍冷蔵庫	1	電気冷蔵庫			
電子レンジ	1	厨房レンジ			
ガス高速レンジ	1	JJ			
ガスレンジ	2	JJ			
材料切込台	2	調理台			
盛付台	3	IJ.			
水切付二槽シンク	1	流し			
二槽シンク	1	II			
食器戸棚	1	食器戸棚			
パンラック	1	給食実習用具			
包丁研ぎ機	1	II			
ホットワゴン	1	II			

更衣室は次のとおり。

種目	点数	備考	種目	点数	備考
更衣ロッカー (6人 用)	67	更衣室			

栄養学実験実習棟は次のとおり。

1 階

食品衛生学実験室

生理学実験室

及叫用工于大吹玉			工任于天恢王		
種目	点数	備考	種目	点数	備考
教卓実験台	1	アジャスター付可動式	教卓実験台	1	アジャスター付可動式
学生実験台	6	アジャスター付可動式	学生実験台	6	アジャスター付可動式
サイド実験台	4	アジャスター付可動式	サイド実験台	2	アジャスター付可動式
サイド実験台	3	アジャスター付可動式	サイド実験台	2	アジャスター付可動式
スレンレス流 し台	2	流しw1200 給湯付水詮 ×2	スレンレス流 し台	4	流しw1200 給湯付水 詮×2
顕微鏡収納キャヒ゛ネット	2	計 14 台分	スレンレス流し台	1	シンク w 1200
椅子	40		コーナー実験台	1	アジャスター付可動式 寸法 調整品
高圧滅菌器	1	ト:-精工 ES315	整理戸棚	1	
高圧滅菌器	1	ト:-精工 ES215	椅子	40	
ルミノメーター	1	クラックへ、ルトールト、 ミニルマット LB9506	分析用電子天秤	1	メトラー AG-285
PCR装置	1	アステック PC-801-02	ホットプレートスタ ーラー	1	岩城硝子 PC-420
フルオロメーター	1	クラックヘ゛ルトールト゛ Twinkle	定温恒温乾燥器	1	三洋電機 MOV-112(U)
ストマッカー	1	オルカ゛ノ 400 サーキュレーター	動物用天秤	1	メトラートレト PG-3001S
可視分光光度計	1	アマシャルファルマシア Novaspac II	プリンタ	1	L C - P 4 5
ハ゛イオクリーンへ゛ンチ	1	三洋電機 MCV-B91S	FDピックアップ	1	日本光電 TB-611T
微量高速冷却遠心機	1	トミー精工 MX300	ホワイトボード	1	
マイクロ冷却遠心機	1	久保田商事 3740			
マイクロプレートリーダー	1	ナルシ゛ェヌンク NJ2300		_	
定電圧定電流電源	1	バイオクラフト BP6	研究室 1		
プリントグラフ	1	7 - AE - 6911CX	種目	点数	備考

AKTA	1	FPLC システム A	机	1	椅子
細菌培養器	2		整理戸棚	1	
モニター付顕微鏡	1		サイド実験台	2	
移動キャビネット	1	NC-105N	スレンレス流 し台	1	流しw1200 給湯付水詮 ×2
冷蔵庫	1		薬品保管戸棚	1	
ホワイトボード	1				

低温実験室

研究室 2

名称	個数	備考	名称	個数	備考
超低温フリーザー	1		机	1	椅子
中央実験台	1	アジャスター付可動式	整理戸棚	1	
ステンレス保管棚	1		サイド実験台	2	
SUS保管棚	1		スレンレス流 し台	1	流しw1200 給湯付水詮 ×2
椅子	6		薬品保管戸棚	1	

標本室

機器収納庫

種目	点数	備	考	種目	点数	備考
作業台	1	UT-142N		作業台	1	アジャスター付可動式
薬品保管戸棚	1	CA-524N		薬品保管戸棚	1	
薬品保管戸棚	2			薬品保管戸棚	2	
整理戸棚	2			整理戸棚	1	
				スレンレス流し台	1	
検収室				カートリッジ純水器	1	オルカ゛ノ G-10
種目	点数	備	考	水質形	1	オルカ゛/ BB-5A
冷凍冷蔵庫	1			前後処理用フィルターハウシ゛ンク゛	1	
作業台	2			フィルター	1	
計量はかり	1			薬品庫	1	ケニス G
品温計	1			ミニフリーザー	1	HF-6M
				製氷機	1	

臨床栄養学実習室

種目	点 数	備考	種目	点 数	備考
教卓台	1	キャスター付移動式	流動食とジュース用 ミキサー	5	要介護者等に対する食 事介助等の機器及び器 具
学生台	24	キャスター付移動式 折たたみ式	ホルダー付吸いのみ	25	要介護者等に対する食 事介助等の機器及び器 具
整理戸棚	6		すべり止めマット	10	要介護者等に対する食 事介助等の機器及び器 具
椅子	40		経腸栄養セット (1 0入り)	1	経腸栄養用具
ホワイトボード	1		輸液セット(50入 り)	1	経静脈栄養用具
ノートパソコン	40	栄養評価及び情報処理 のためのコンピュータ	経腸栄養カテーテル (15入り)	1	経腸栄養用具

楽々栄養計算ソフト	40	栄養評価及び情報処理 のためのコンピュータ	CV カテーテル (10 入り)	1	経静脈栄養用具
プリンタ	2	栄養評価及び情報処理 のためのコンピュータ	フィルターセット (15入り)	1	経静脈栄養用具
ハイローベット	2	ベッド	アリメバック (25 入り)	1	経静脈栄養用具
身長計	3	計測用器具	組織標本	1	標本及び模型
体重計	3	計測用器具	人体解剖模型	1	標本及び模型
血圧計	3	検査用器具	人体骨格模型	1	標本及び模型
全自動血球計数装置	1	検査用器具	人体内蔵模型	1	標本及び模型
バイエルMEクリニ テック	1	検査用器具			
真空採血管(100 入り)	1	検査用器具			
採血針(100入 り)	1	検査用器具			
ホルダ(20入り)	1	検査用器具 (採血)			
ルアーアダプター (100入り)	1	検査用器具 (採血)			
ハルンカップ(10 0入り)	1	検査用器具(採尿)			
呼吸代謝モニター本体	1	エネルギー消費の測定 機器			
単動負荷用血圧監視 装置	1	エネルギー消費の測定 機器			
心電図モニター	1	エネルギー消費の測定 機器			
パソコン一式	1	エネルギー消費の測定 機器			
エルゴメーター	1	健康増進関連機器			
オートランナー	1	健康増進関連機器			
皮下脂肪圧測定器	10	健康増進関連機器			
体脂肪計A	3	健康増進関連機器			
体脂肪計B	3	健康増進関連機器			
メジャーテープ	3	健康増進関連機器			
恒温培養器	3	臨床生化学検査の測定 機器			
ロータリーエバポレ	5	臨床生化学検査の測定 機器			
ホモジナイザー	2	臨床生化学検査の測定 機器			
PHメーター	3	臨床生化学検査の測定 機器			
純水製造装置	1	臨床生化学検査の測定 機器			
スターラー	1	臨床生化学検査の測定 機器			
電子天秤	7	臨床生化学検査の測定 機器			
送風定温乾燥器	1	臨床生化学検査の測定 機器			
乾熱滅菌器	1	臨床生化学検査の測定 機器			
オートクレーブ	1	臨床生化学検査の測定 機器			
分光光度計	2	臨床生化学検査の測定 機器			

窒素分解装置	3	臨床生化学検査の測定 機器		
ケルダールN蒸留装 置	8	臨床生化学検査の測定 機器		
電気マッフル炉	3	臨床生化学検査の測定 機器		
曲げ曲げハンドル付 スプーン (大)	25	要介護者等に対する食 事介助等の機器及び器 具		
曲げ曲げハンドル付 フォーク (大)	25	要介護者等に対する食 事介助等の機器及び器 具		
自助食器	50	要介護者等に対する食 事介助等の機器及び器 具		
やさしいスプーン	25	要介護者等に対する食 事介助等の機器及び器 具		
パームフル食事用エプロン	25	要介護者等に対する食 事介助等の機器及び器 具		
ハビナースエプロン	5	要介護者等に対する食 事介助等の機器及び器 具		

2 階

電化調理室

給食経営管理実習室 (ドライシステム)

種 目 点 備 考 種 目 点 数

性 目 目	数	備考	植 目 	数	備考
フードスライサー	1		冷蔵庫	1	
フードスライサー置台	1		作業台	1	
作業台	1		計量はかり	1	
二槽シンク	1		キャスター付作業台	2	
スチームコンヘ゛クションオーフ゛ン	1		シンク付作業台	1	
作業台(ドライシステム対 応品)	2		電気湿温庫	1	
電気フライヤー	1		保存食用冷凍庫	1	品質管理及び作業管理 測定機器
プラストチラー	1		自動手指洗浄消毒器	1	
真空包装機	1				
真空包装機置台	1		配膳室		
高湿度氷温庫	1		種目	点 数	備考
一槽シンク	1		引出付作業台	1	
台下戸棚	2		引出付作業台	1	
ラック	1		保温食器・トレイセ ット	40	冷温配膳設備
電磁調理器	2		冷温配膳車(28膳 トレイ付)	1	冷温配膳設備
一槽シンク	1		冷温配膳車(24膳 トレイ付)	1	冷温配膳設備
I H 煮炊釜(80 L)	1		牛乳保冷庫	1	冷温配膳設備
回転釜 (80L)	1		食器消毒保管庫 (4 0カゴ用)	1	

仕上室

掃除道具用ロッカー	1			自動手指洗浴	争消毒器	1		
自動手指洗浄消毒器	1					•		
包丁まな板殺菌庫	1			洗浄室		1	1	
移動ラック	2			種	目	点数	備	考
計量器付き洗米機								
(貯米90kg付	1			ラック		1		
き)								
作業台	1			水切付3槽3	ンンク	1		
自動炊飯器(5升2 段)	1			シャワーシン	ンク	1		
調味料・乾物倉庫				ソイルドテー 食器洗浄機	ーブル	1		
神外科・乳物 /	点					1		
種 目	数	備	考 	クリーンテー		1		
ラック	1			食器消毒保管 0 カゴ用	章庫 (4	1		
冷凍冷蔵庫	1			キャスター作	寸作業台	1		
作業台(ドライシステム対 応品)	1			自動手指洗浴	争消毒器	1		
軽量はかり	1							
		1		】 試作室				
肉魚類倉庫				種	目	点数	備	考
種目	点数	備	考	電化調理台		1		
ラック	1			作業台		1		
冷凍冷蔵庫	1			シンク付作業	 業 台	1		
作業台(ドライシステム対応品)	1			大型食器戸棚		1		
\(\(\tr\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		l		大型食器戸棚	AR	1		
下処理室				整理戸棚	21	1	資料室	
種目	点数	備	考	整理戸棚		1	資料室	
水切り付き3槽シン	2							
ク 作業台(ドライシステム対				C+ 751 A W				
応品)	2			実習食堂				
包丁まな板殺菌庫	1			種	目	点 数	備	考
器具消毒保管庫	1			実食テーブノ	レ	6	アシ゛ャスター付 ロ	丁動式
ギャベジカン	1			椅子		40		
計量はかり	1			自動手指洗浴	争消毒器	1		
球根皮むき器	1			ホワイトボー	ード	1		
受槽	1			.				
自動手指洗浄消毒器	1			更衣室、エント 下(2)	・フンス、 廊			
洗濯機	1	エプロン洗浄	用	種	目	点数	備	考
<u> </u>	I	1		ロッカー (:	3 人用)	4		
品質管理及び作業管理	測定機	器		下足棚(40		1		
中心温度計	1	品質管理及び 測定機器	作業管理	下足棚 (20)		1		
ハンディタイプ赤外		品質管理及び	作業管理			1	I	
放射温度計	1	測定機器	11 /2 17 11					
環境モニタ温室度計	1	品質管理及び	作業管理	1				
	<u> </u>	測定機器		_				

栄養教育実習室

種目	点 数	備考
教卓台	1	キャスター付移動式
学生台	6	キャスター付移動式 (折た たみ式)
整理戸棚	5	
ショーケース保管庫	4	
ホワイトボード	1	
スクリーン	1	視聴覚機器
VHS ビデオデッキ	1	視聴覚機器
DVDデッキ	1	視聴覚機器
ビデオプロジェクタ	1	視聴覚機器
ビデオカメラ	1	視聴覚機器
ОНР	1	視聴覚機器
スライド	1	視聴覚機器
デジタルカメラ	3	視聴覚機器
教材用ビデオテープ	100	視聴覚機器
離乳食モデル (ケー ス付)	1	栄養教育用食品模型
糖尿病献立模型	1	栄養教育用食品模型
減塩食献立例模型 (ケース付)	1	栄養教育用食品模型

研究室

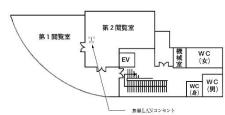
種目	点数	備考
机	1	椅子
整理戸棚	1	
サイド台	1	
スレンレス流 し台	1	流しw1200 給湯付水詮 ×2

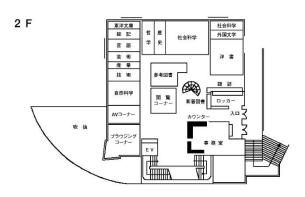
以上のとおり、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。また、管理栄養士学校指定規則を遵守している。

- (9)適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (10)図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
- ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
- ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

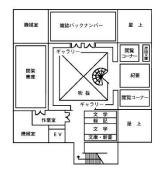
本学の図書館施設の規模と図書館組織について

1 F





3 F



図書館施設の規模

図書館棟(3階建て) 平成9年9月5日開館

面積 (m²)	閲覧席数	収納可能冊数
1, 438. 58	140	123, 750

エレベーター、エアコン完備

共用校 岡山短期大学

学外者(地域住民)にも図書館を開放している。

図書館には1人の専任司書を配置し、その職務を次の表にある総務部門、資料組織部門及び運用部門の3つの部門に分類し、それぞれ専門的職務以外に横断的な職務を掌り、図書館サービスの向上及び効率化を図る。その中でも、閲覧・貸出・返却・配架、参考業務、書架の整頓、文献複写、文献検索は図書館業務の最重要事項として捉え、全司書でもって迅速なる職務遂行を図る。

	図書館の職務内容
	選書・発注
部終	図書の受入(検収)
門窓	納品書等の処理
177	

	文書管理
	寄贈礼状
	郵便物処理
	新聞整理・保管
	複写(集計・代金請求・集金・入金)
	図書館月報の処理
	紀要発送
	会計報告
	切手の出納管理
	蔵書点検
資	図書の整理(目録・分類・装備・配架)
料	雑誌の整理(受入チェック・配架)
門組	紀要の整理(受入チェック・配架)
織	視聴覚資料の整理(目録・装備・配架)
部	既所蔵図書の点検手直し
НЬ	書誌データ入力作業
	閲覧・貸出・返却・配架
	参考業務
	書架の整頓
運用部	文献複写
	文献検索
	文献依頼・文献受付
門	新着図書案内
	延滞者督促処理
	ウエブサイトの更新(おすすめ本紹介)

図書(令和5年3月31日現在)

	図書 〔うち外国書〕(冊)	学術〔う	雑誌 ち外国書](種) 電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚 資料 (点)
岡山学院大学 岡山短期大学 図書館	97, 598 (11, 906)	32 (1)	0	5,214

食物栄養学科に主に関連する本

7, 723 Ⅲ

社会・環境と健康	1,555	冊
人体の構造と機能、疾病の成り立ち	1,662	#
食べ物と健康	1,078	#
基礎栄養学	945	#
応用栄養学	545	#
栄養教育論	429	#
臨床栄養学	789	#
公衆栄養学	329	#
給食経営管理論	391	#
計	7,723	#
視聴覚資料	250	点
学術雑誌	8	種

図書等の資料の整備方針

選書

図書の選書は、1. 図書館委員会による意見、2. 各教員からの研究図書、3. シラバスに示された参考図書、4. 学生・教職員のリクエスト 5. 図書館司書による新刊図書の選書等により行い、学習用図書・研究用図書をともに購入する。図書館での収書は、全学の重複と遺漏防止のため、コンピューターシステムを用いて調査を行い、あわせて、必要なものについては電子メールにより学内の連絡調整をおこなう。

図書館の整備方針

開架式を原則とするので、資料は直接書架から自由に取り出して利用することができる。利用した資料は、「返本台」に置く。資料を探すことができない時は、以下の方法を利用する。

機械検索

図書は学内のサーバーに全て登録してあるので、学内 LAN により図書館内の Web 端末、館内貸し出し用ノート PC、その他の Web 端末、研究室、事務室及び学外からも検索できる。

雑誌目録

和雑誌は誌名の五十音順に、洋雑誌は誌名の ABC 順にならべてあり、どんな雑誌が、いつから所蔵されているか判る。

県内他大学図書館との相互協力

他の大学図書館の利用は、岡山県大学図書館協議会相互協力協定により、利用できる。 また、図書館に所蔵されていない資料が必要な場合は、他の図書館に所蔵確認をし、他の図書館へ文献の複写依頼をする。費用は利用者負担となる。

図書等の数量

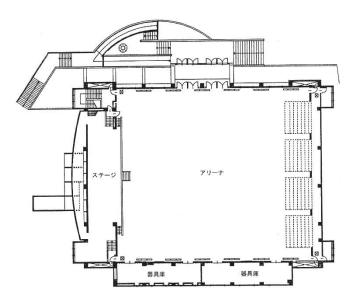
図書館の蔵書は本学を構成する学部特性を反映した内容となっている。施設概要、蔵書数は表に示すとおりである。図書等は、表のとおり本学の教育研究に必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等を系統的に備えている。

図書購入費の年間予算は2,000千円である。

(11) 適切な面積の体育館を有している。

体育館に加え運動場及び屋外テニスコート3面、弓道場を設置している。体育館は月曜日から金曜日の間は夜20時まで許可制で利用できる。

法	面積(㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要		
体 育 館	1107.32	テニスコート	弓道場	



(12) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

併設の短期大学と共用できる情報処理教育センター3階にはノート PC1台とリア方式マルチプロジェクタ 2台及びフロントプロジェクタ 1台を設置し、DVD、VHS、 β 、8ミリ、Uマチック、LD、マビカ、トランスビデオ、16ミリ映写機等、あらゆる AV メディアの情報処理をボタン一つで操作する CVAS システムによる AV 情報処理教室を備えており、デジタルメディアを活用する授業で利用されている。M棟6階のLL 教室ではCALL システムを採用しており、OHP、スマートボード、CD、ビデオなどの機器を効果的に使い分けることができるが授業では活用されていない。

また、PC プレゼンソフトの利用及びデジタルメディア利用が栄養教育実習室で可能である。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

(1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

学校法人原田学園経理規程及び学校法人原田学園固定資産及び物品管理規程により 経理課において本学の施設設備の維持管理に努めている。

- (2)諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3)火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。
- (4)火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

平成 16 年度にA棟、平成 19 年度にB棟、令和元(平成 31)年度にC棟の耐震対策を実施した。これにより日常的に使用する校舎の新耐震基準に対する耐震対策は全て終了した。

施設設備の安全管理については、事務部総務課及び管理課が主体となり、建築基準法、消防法、ビル管理法等の法令に規定された定期点検・整備を実施している。エレベーターの点検は建築基準法に、電気設備の点検は電気事業法にそれぞれ基づいて実施している。

衛生管理については、ビル管理法に基づいて、空気環境測定、防虫、防鼠等を実施している。校舎の清掃は、業者委託によりトイレ(月曜日から金曜日)、廊下・階段(火曜日及び木曜日)、教室・廊下・階段(毎週土曜日)に実施している。また、本学は環境衛生部を置き、教員 1 名を配置して、衛生環境上の問題があるかどうかを定期的にチェックし、問題が見つかれば直ちに業者または総務課に連絡し、問題を解決している。

防火に関しては、各所に消火器を配置し、各室には煙熱感知器を備えるとともに、屋内各所に防火シャッターを設置している。本学では、教職員が防火訓練を実施し、消火器、消火栓等の操作法の確認を行うとともに、二方向避難路の原則に従って避難場所への誘導訓練を行い安全確保に努めている。また、消防法に基づいて消防施設等の点検を実施し、消火器、自動火災報知器等については定期的に消防署に報告している。本学は、防火の目的で学生の学内での喫煙を禁止している。さらに、本学は防災委員会(防災管理規程)を置き、学内の安全確保のために定期的に点検、防災上の問題があるかどうかを検討し、問題が見つかれば直ちに総務課に連絡し、問題を解決している。

本学において発生する諸般の事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、学園の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする危機管理規則を定め有事の際はこれにより対応するが今までにその事例はない。

防火及び震災対策の徹底を期し、火災・震災その他の災害による人的、物的被害の軽減を目的として防災管理規程を整備している。管理権限者、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者、災害発生時への対応として教職員による「自衛消防隊」を組織している。直近の教員と学生の避難訓練は令和4年9月に実施した。

救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器(AED)を学内に設置し教職員を対象 として使用方法についての講習を平成29年に実施した。

本学では校門前の横断歩道の安全確保のために警備を外部の専門業者に委託している。警備員による学生誘導などの安全の確保に努めている。また、学内の防犯は特に警備員等を配置していないが学外の者には必ず貸与した入構許可証を提示させ、不審者の侵入防止に努めている。

(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

情報セキュリティは、情報セキュリティポリシーに基づき、適切な管理に努めている。

(6)省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

本学の各校舎の教室には冷暖房を完備している。本学は省エネ委員会を置き、講義室、 実験室、実習室等の室温管理を行っている。特別な状況を除き、夏季及び冬季の室温は それぞれクールビズの冷房 28℃及びウォームビズの暖房 20℃に調節している。

校地は全体にわたって緑化に努めている。また、各建物は地下共同溝で結ばれ、送電や送水のための配線や配管が地中に埋設されているので、電柱がなく、メンテナンスや将来の改修、増設が容易である。これらの景観面や機能面の工夫により、校地内は見通しがよく、開放的である。また、自動車用道路と歩行者道を分離しているので、歩行者

にとって安全である。さらに、主要な建物を結ぶ渡り廊下には屋根が設けてあり、雨天 時の移動も容易である。

物的資源の課題

特になし。

物的資源の特記事項

特になし。

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

基準Ⅲ-C-1 大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

- (1)教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2)情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

本学では、教職員全体を対象としたコンピュータ講習等は実施していない。しかしながら、教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、各々でコンピュータ利用技術の向上を図っており、授業や学校運営に積極的にコンピュータを活用している。

(3)技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

本学では、教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるように、学内のコンピュータ整備を行っている。学生が使用できるコンピュータの数は、以下の表の通りである。情報通信エリア、図書館第1閲覧室、図書館第2閲覧室、図書館開架書庫は学生が自由に利用できる端末として整備しており、演習室(M203)は、授業のみで利用する端末として整備している。コンピュータ数は、本学の定員である1学年40名と比しても十分な台数が用意されている。

(4)技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

コロナ禍の学修条件の向上のために学内 LAN 及びクラウドによる教育内容の向上充実を図った。

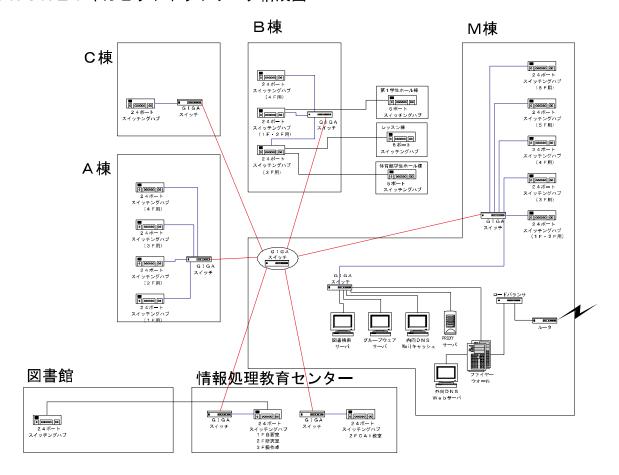
(5)教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、 学内のコンピュータ整備を行っている。

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

まず、技術サービスに関して、本学のネットワークである OWCNET の利用に関して学生便覧に記述するとともに、利用申請がなされた場合にはアカウントの発行等の手続きおよび利用の際の注意事項の伝達を行なっている。

(6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

OWCNETギガビットネットワーク構成図



基幹線の通信速度が 1Gbps の学内 LAN は、ロードバランサの自動切り替えにより SINET 接続または 0CN 接続により学内全域の教室、研究室、管理室までのネットワーク 化を図り、教育研究及び学習支援にインターネットを活用すると同時に、図書館の蔵書 検索にも Web を活用することができる。学生は、学内で無線 LAN によりネットワーク に接続することも出来る。また、設置されているコンピュータはすべてネットワークに 接続されており、インターネットの閲覧や、Web に掲載された休講情報の確認、図書館の所蔵図書の検索等のサービスを利用できる。

(7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

本学教員は、視聴覚機器やコンピュータ等の新しい情報技術を活用して、効果的な授業を行なっている。多くの専任教員が、授業において DVD やビデオの視聴を組み込んでおり、一部の教員はより実践的なコンピュータの活用を組み込んだ授業を行っている。

(8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

併設の短期大学と共用できる情報処理教育センター3階にはノート PC 1台とリア方式マルチプロジェクタ 2台及びフロントプロジェクタ 1台を設置し、DVD、VHS、 β 、8ミリ、Uマチック、LD、マビカ、トランスビデオ、16ミリ映写機等、あらゆる AV メディアの情報処理をボタンーつで操作する CVAS システムによる AV 情報処理教室を備え

ており、デジタルメディアを活用する授業で利用されている。M棟6階のLL 教室では CALL システムを採用しており、OHP、スマートボード、CD、ビデオなどの機器を効果的 に使い分けることができるが食物栄養学科の授業では活用されていない。

情報設備	機種	PC 台数	使用状況・備考
学内 LAN			ギガビットのネットワークをキャンパス全域に完全敷設本学設置の固定端末は全て LAN 接続多数の無線 LAN エリアを同時設置教職員の使用率は非常に高いが、学生の場合携帯電話、スマートフォンなどの利用に比べて使用者が少ない。
C106 臨床栄養学実習室	Surface Go	40	栄養計算、プレゼンテーションなどで使用
M203 コンピュータ演習室	Dell	51	情報リテラシーⅠ・Ⅱの授業で使用
情報処理教育センター AV 情報処理教室	ノート PC ELMO CVAS システ ム	1	プレゼンテーションをはじめ、視聴覚教材 を用いた授業で利用
情報処理教育センター 情報通信エリア	Del1	17	学生の自習エリア、インターネットを利用 した自主学習スペース 特に食物栄養学科ではレポート作成が多い ので使用頻度が高い
図書館	ipad NEC PC-GN13S68GF	2 5	図書館蔵書とインターネットを併用した学習を可能とするため、第2閲覧室に無線 LANスポットを設け、図書館内専用のノート PCと ipad を希望者に無料で貸出特に食物栄養学科ではレポート作成や栄養計算が多いので使用頻度が高い第2閲覧室は自習室にも最適
学内無線 LAN スポット (校舎 学生ホール・第一学生ホール ター全域・M3F 全域・講義室	・情報処理教育セン		学生個人のノート PC 持込学習が可能 Wi-Fi

また、PC プレゼンソフトの利用及びデジタルメディア利用が C 棟 1 F 臨床栄養学実習室及び 2 F 栄養教育実習室で可能である。

次に、専門的な支援に関して、本学では、教育課程編成・実施の方針に基づき、基礎教育科目として「ICT リテラシー I 」「ICT リテラシー I 」の 2 科目を開講している。これらの科目を履修することによって、社会人として必要とされる情報技術を十分に習得することができる。また、個別の学生に対する専門的な支援としては、学生に常時開放されている情報通信教育エリアの端末の利用に際して何らかのトラブルが発生した場合に、本学職員が対応している。M203 コンピュータ演習室のコンピュータは、マザーボードの故障等により、オペレーティングシステムが起動しないコンピュータが複数台存在する。

続いて、施設に関して、本学では情報処理教育センター、図書館にそれぞれ学生が利用できるコンピュータを設置している。また、インターネットへの円滑なアクセスを可能とするギガビットネットワークを整備しており、学生は当該ネットワークに対して無線 LAN を用いて接続可能となっている。さらに、授業で利用できるコンピュータ教室、マルチメディア教室、LL 教室(CALL)等の特別教室も整備している。

技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題

M203 コンピュータ演習室のコンピュータは、老朽化によるマザーボードの故障等により、オペレーティングシステムが起動しないコンピュータが複数台存在する。

コンピュータ演習室のコンピュータの稼働率から早急の改善は必要ないが、今後注 視する方向である。

技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項

特になし。

基準Ⅲ-D 財的資源

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- ①資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。

本学は平成8年度決算から支出超過の状態にあり、そのため改組転換により短大の学科を大学学部に昇格させ、また学生確保を目指し更に学科の名称変更、学生確保の困難な学科の学部分けなど、留意事項履行に努めた。このような状況から本学は完成年度を終えた以降も同じ留意事項のもとに文部科学省参事官室の指導による日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」)の経営相談を受けて経営改善計画(平成20年度~24年度(5ヵ年))を実施したが目標達成には至らなかったので経営改善計画(平成25年度~29年度(5ヵ年))を策定しキャッシュフローの黒字化を図ることとしたが同じく平成29年度末では目標達成に至らなかった。したがって資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり支出超過でありその状態が継続しているため、平成30年度からは新たに経営改善計画(平成30年度~令和4年度(5ヵ年))を推進しているところである。

②事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。 事業活動収支の支出超過の理由は定員割れである。

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4
入学者数	39	32	34	23	27	37	18	22	24
入学定員充足率	97.5%	80.0%	85.0%	57.5%	67.5%	92.5%	45.0%	55.0%	60.0%
5/1 在籍者数	146	136	136	117	107	114	98	104	102
収容定員充足率	91.3%	85.0%	85.0%	73.1%	66.9%	71.3%	61.3%	65.0%	63.7%

③貸借対照表の状況が健全に推移している。

貸借対照表関係比率において、繰越収支差額構成比率が示すように大きく支出超過であり、貸借対照表の状況は健全とは言えない。

④大学の財政と大学設置法人の財政の関係を把握している。

併設の岡山短期大学も同時に支出超過であるので大学の財政と合わせて学校法人全体の財政は大変厳しい状況にある。

⑤大学の存続を可能とする財政を維持している。

大学の存続を可能とする財政を維持するためには、経営改善計画の達成目標を達成するしかない。

貸借対照表の状況は、次表の貸借対照表関係比率のように、推移している。

貸借対照表関係比率	医療法 人 以外 大 学 法 人 全 国 平 均	短大法人全国平均	評	30 年度	元年度	2 年度	3年度	4 年度
固定資産構成比率	825%	80.9%	~	93.6%	96.5%	96.0%	97.7%	97.1%
有形固定資産構成 比率			X	72.2%	74. 2%	76.1%	79.1%	81.6%
特定資産構成比率			\times	21.3%	22. 2%	19.8%	18.5%	15.4%
流動資産構成比率	17.5%	19.1%	?	6.4%	3.5%	4.0%	2.3%	2.9%

固定負債構成比率	8.6%	9.4%	•	3.3%	3.4%	3.5%	3.7%	3.6%
流動負債構成比率	6.5%	6.5%	▼	1.6%	1.8%	2.5%	1.5%	1.5%
内部留保資産比率	\backslash	\rightarrow	\times	22.5%	19.4%	17.5%	15.5%	12.9%
運用資産余裕比率	\backslash	\rightarrow	\times	226.6%	202.8%	196.9%	167.7%	133.7%
純資産構成比率	\langle	><	\times	95.0%	94.8%	94.0%	94.8%	94.9%
繰越収支差額構成				△ 62. 5%	△70.5%	△80.5%	A 0.1 10	Δ
比率				△ 02.5%	△ 70.5%	△ 60. 5%	△91.4%	102.9%
固定比率	97.2%	95.3%	▼	98.6%	101.8%	102.2%	103.1%	102.4%
固定長期適合率	88.3%	85.5%	▼	95.2%	98.2%	98.5%	99.1%	98.6%
流動比率	269.7%	292.3%	Δ	392.1%	198.7%	158.9%	157.6%	196.4%
総負債比率	15.1%	16.0%	•	5.0%	5.2%	6.0%	5. 2%	5.2%
負債比率	17.8%	19.0%	•	5.2%	5.5%	6.4%	5.5%	5.4%
前受金保有率	326.6%	430.1%	Δ	602.1%	297. 2%	385.4%	247. 2%	348.3%
退職給与引当特定				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
資産保有率				100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
基本金比率	95.8%	94.1%	Δ	100.0%	100.0%	100.0%	99.9%	99.9%
減価償却比率	35.5%	36.6%	~	60.5%	61.6%	63.0%	64.4%	65.7%
積 立 率			X	31.3%	26.2%	23.3%	18.9%	15.2%

医療法人以外大学法人全国平均及び短大法人全国平均は平成14年度版日本私立学校振興・共済事業団の平成13年度の値で、同様に評は「 ▼ 低い値が良い △ 高い値がよい ~ どちらとも言えない」を示している。

大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。大学の存続を可能とする 財政を維持している。

⑥退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

退職給与引当金等の引当金は適切に引き当てている。

⑦資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

資産運用規程を整備し資産運用を適切に行っている。

⑧教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。

教育研究経費は、事業活動収支計算書関係比率に示しているとおり、経常収入の 20% を超えている。

事業活動収支計算書関係比率

事業活動収支計 算書 関係比率	医療法人以 外 大学法人 全国平均	短大法人 全国平均	評	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
人件費比率	51.7%	63.0%	▼	82.8%	87.3%	98.8%	84. 2%	79.2%

人件費依存率	69.4%	99.2%	▼	120.1%	132.7%	142.5%	119.8%	122.1%
教育研究経費比	25.6%	21.9%	Δ	62.7%	56.1%	74.1%	69.2%	67. 2%
率	25.0%	21. 3/0	Δ	02.7/0	30.1/0	77.1/0	03. 2/0	07.2/0
管理経費比率	7.5%	9.1%	▼	25.6%	20.9%	29.5%	26.7%	26.6%
借入金等利息比	0.7%	1.0%	_	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
率	0.7/0	1.0/0	*	0.070	0.0/0	0.0/0	0.070	0.070
事業活動収支差			\bigvee	△70.9%	△54.4%	△ 102. 0%	△79.3%	△73.5%
額比率			$/ \setminus$	270.0%	△ 0 4 . 4 / 0	△ 102.0%	270.0%	270.0%
基本金組入後収			\bigvee	174. 2%	178.9%	204.8%	181.3%	176.7%
支比率			$/ \setminus$	177.2/0	170.5/0	204.070	101. 5/0	170.7/0
学生生徒等納付	74.5%	63. 5%	~	69.0%	65.8%	69.3%	70.3%	64.8%
金比率	74.5/0	00.0/0		09.0%	03.070	09.0%	70.5/0	04.070
寄付金比率	2.8%	2.4%	Δ	4.5%	4. 2%	5. 2%	4. 7%	2.4%
経常寄付金比率	><	><	\times	4.5%	4.2%	4.8%	4.4%	2.4%
補助金比率	12.5%	23.8%	Δ	19.2%	22.7%	15.9%	20.0%	24.1%
経常補助金比率		\times	X	19.3%	17.9%	15.9%	20.1%	24. 2%
基本金組入率	16.0%	12.1%	Δ	1.8%	13.9%	1.6%	1.1%	2.0%
減価償却額比率	11.1%	9.7%	~	16.9%	17.6%	18.9%	19.3%	18.9%
経常収支差額比			\bigvee	△71.1%	△64.8%	△102.4%	△80.2%	△73.0%
率			\bigwedge	Δ/1.170	<u> </u>	△ 102.4%	△ 00. Z%	△ 73.0%
教育活動収支差			\bigvee	△71.4%	△ 64. 7%	△ 105.3%	△82.2%	△74.8%
額比率			\bigwedge	△ / I . I /0	△ ∪4. 7 /0	△100.0/0	△ 02. 2/0	△ / 4. 0 /0

医療法人以外大学法人全国平均及び短大法人全国平均は平成14年度版日本私立学校振興・共済事業団の平成13年度の値で、同様に評は「 ▼ 低い値が良い △ 高い値がよい ~ どちらとも言えない」を示している。

⑨教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)も適切の執行している。

⑩公認会計士等の監査意見への対応は適切である。

公認会計士の監査意見は特に指摘がないが学生募集に係るアドバイスなどへの対応 は適切である。

⑪寄付金の募集及び学校債等の発行は適正である。

寄付金の募集は適切に行っている。また学校債は発行していない。

⑫入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

入学定員充足率、収容定員充足率は先述した通り非常に厳しい。

⑬収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

収容定員充足率に相応した財務体質も悪化している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

①大学設置法人及び大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

関係部門からの意向を採り入れることができる予算編成の体制については、経営改善計画を実施していることから、この改善計画に基づき、年度末に次年度の事業計画及び予算について評議員会に諮り理事会において決定しているので、関係部門の意向は集約していないのが現状であるが、予算計画以外の関係部門からの意向が期中に生じた場合は理事長の決裁により執行する。関係部門からの意向を採り入れることもできる予算編成の体制を確立させるためにも経営改善を早期に実現させなければならない。

②決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

また、本学は小規模校であるため、理事会で決定された事業計画に基づいた予算は事務部経理課で作成しており、特に関係部門への指示は行っていない。

③年度予算を適正に執行している。

経営改善プロジェクトチームにより作成された経営改善計画の実施のためには当面は事業計画に基づく予算編成が重要と考えている。もちろん経営改善プロジェクトチームには事務及び教学部門のそれぞれの長が加わり計画を推進しているので本学の教育研究に係る予算編成の手続きは十分に図れている。

本学の経常的業務に係る予算執行については経理課が必要見積を収集し、理事長の 決裁を経て発注、支払いについては理事長の最終決裁となる。ただし軽微な予算執行に ついては事後報告もある。当該年度の各科目毎の予算をもとに適正に執行しているの で特に課題はない。

④日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て大学設置法人の長に報告している。

日常的な出納業務を学校法人会計基準に基づき円滑に実施しており、支払い業務は 理事長を経て行っているので課題は特にない。

⑤資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等 に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

資産は固定資産台帳及び備品台帳にて管理し、資金については、月別残高明細表により預金残高を管理している。譲渡性預金等大口の定期預金証書は理事長が金庫で保管している。固定資産は固定資産台帳及び備品台帳への記帳及び整理番号を記入したラベルを貼付している。計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を学

校法人会計基準に基づき適正に表示しているので課題は特にない。

⑥月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て大学設置法人の長に報告している。

月次試算表は極力当月分を翌月までには作成し理事長へ報告している。

基準Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

(1) 大学の将来像が明確になっている。

本学は昭和 26 年 4 月、文化国家建設のためには、特に一般女性の学識教養の向上を図り、女性の地位を世界的標準に引き上げ、一般の学術文化に関する研究と家政特に被服の専門職業に関する教育を施すことを目的とし、また、大学教育を広く地方に普及させ、地域社会の要求である地域の成人教育の充実を使命として開学し、教育理念として教育三綱領「信念貫徹、自律創生、共存共栄」を掲げた。

この教育三綱領は本学の前身である大正 13 年開学の生石高等女学校から継承するもので、信念貫徹:深き瞑想思索と不断の体験とにより道徳的信念強く実践力豊かな人間たること 即ち自我の真諦に透徹せよ。

自律創生:道徳的理想に向かって人間の本務を体得(自律)し以って価値としての自我の 創造につとめ以って校風の発展に努力せよ。

共存共栄:広く世界の趨勢に鑑み挙国一体共存共栄の精神を以って国家社会に対する責任 を自覚し進んで人類の平和に貢献せよ。

となるが、学生に対して分りやすく「人は信念を持って生きるものであり、信念のない人は舵のない船のようなものである。信念とは人生の道であり、道は道路と同じで、必ず人が踏み行かなければならず、道を行かなければ怪我をし、過ちをする。信念をもって如何なることがあろうとも道をはずさず生きるとの信念を徹底しなければならない。そして、この道は人により拓かれ、道徳的理想に向かって人の本務を体得するもので、価値としての自我の創造につとめるとともに校風の発展に努力し、更にはその道によって世界の人と交流し、世界の平和に貢献せよ。」と説いている。

建学の精神は、本学の創設者・設置者の教育理念・理想を源にする経営の自主性を示すものであり、本学の教育の目的・目標と学習成果を達成するための基礎となるものである。 そのため本学はこれを明確にして学内外に示すとともに、学内において共有している。また、建学の精神は、本学の継続的な発展を遂げるために本学の個性・特色として継承するべきであるが、時代や社会のニーズと結び付いているか、定期的に点検しなければならない。

平成22年度の見直しでは、更に分かり易くするために表現を以下のようにした。

自律創生:物事をしっかりと見極め、継続的な体験と努力とにより人間としての品格を備 え、実践的な行動力のある人間として成長せよ。

信念貫徹:人間として成長することを自らの人生の目標として定め、本学での継続的な学びと努力で目標の達成を実現せよ。

共存共栄:グローバルな視点で、日本人として共存共栄の精神をもち、社会人として果た

すべき役割を自覚し、自ら進んで世界の平和に貢献せよ。

また、平成24年度の見直しでは、一層分かり易くするために表現を以下のようにした。

自律創生:道徳心を備えた実践的な行動力を修得する。

信念貫徹:目標を達成する継続的な学びと努力を実践する。

共存共栄:社会人の基礎力を修得し進んで世界の平和に貢献する。

(2) 大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

令和 4 年度入試広報戦略会議で岡山学院大学・岡山短期大学の SWOT 分析を実施した。岡山学院大学の SWOT 分析は、今まで学科教員が入試広報を考えてこなかったため、SWOT 分析を十分に出来ていなかった。そこで、学科からのもらった資料を基に副理事長・副学長が整理し下記の通りにまとめた。

【岡山学院大学】

(岡山学院大学の強み)

学費が安い(1)

単科大学であるため、栄養学のことがしっかり学べる (2)

教員・職員 (3)

専門性の高い教員・職員がいる

個性豊かな教員・職員がいる

学生(4)

管理栄養士になりたいという目標意識の高い

明るい

スマート OKAGAKU アクション (5)

ベストスタートプログラム

キャンパスライフプログラム

キャリアコネクトプログラム

原因不明の退学者減少

ミスマッチによる退学者減少

(岡山学院大学の弱み)

機能の充実を図ることが困難(1)

専門性以外のことを学ぶことが困難 (2)

目標意識・向上意識を持っている教員・職員が少ない(3)

組織化が十分機能していない

公務分掌の体制が整っていない

人材・リソースが不足

研究機関として、企業・行政とのコラボ的調査・研究が少ない

外部資金の獲得等の強化が必要である

学生(4)

2年生になると意欲が低下する

人間関係で意欲が低下する

スマート OKAGAKU アクション (5)

教職員の認識不足

メンターを超えての情報共有ができていない

(岡山学院大学の機会)

地元志向の若者が一定数存在する(6)

様々な分野で管理栄養士の重要性が増大する (7)

学びなおしのニーズが増加(8)

食育・健康・医療・理系・スポーツ分野から管理栄養士に関心がある (9)

オリンピックやワールドカップなどで日本人選手の活躍

香川県の栄養士養成施設が少ない(10)

高等教育の無償化(11)

新型コロナの 5 類移行 (12)

健康寿命の延伸(13)

Society 5.0 社会・Z 世代の活躍 (14)

(岡山学院大学の脅威)

東京一極集中により 18 歳人口の流出増加 (6)

様々な分野で活躍しているため、管理栄養士での未来がみにくい (7)

学びなおしで管理栄養士のニーズがみえない(8)

食育・健康・医療・理系・スポーツ分野から管理栄養士に関心がある (9)

栄養系のニーズが低い

香川県の学生の取り合いが始まる(10)

社会の平均所得の格差が広がり、家庭の教育費・学費負担である(11)

コロナ禍の期間 (12)

景気回復が不透明

イベントがない

少子化 (13)

18歳人口の減少

高齢者のデジタルディバイド (14)

(クロス分析【強み×機会】)

強み	機会	戦略
(2)	(6)	地方で活躍する管理栄養士・栄養士・一般職特集の実施
(3) (4)	(7)	オープンキャンパスで活用している管理栄養士の活躍図の更新 (学生のエピソードを含む)
	(8)	栄養学×Society5.0の確立 公式YOUTUBEチャンネルで大学講座を発信(学生が登場)
	(9)	スポーツ栄養の実践(教職員・学生が実験台)
	(10)	坂出第一高等学校と包括協定を結び、おかがくファンづくりを意識した講 座を実施
	(13)	健康寿命延伸教室の質的向上とイベント出店
	(14)	栄養学×Society5.0の確立 フロムページ企画で大学教育の楽しさを発信

(クロス分析【弱み×機会】)

弱み	機会	戦略
(2) (3) (4)	(6) (7) (8) (9)	教員・職員・学生で情報共有を図る 各教員がスポーツ栄養についての研究を実施すること で強みに代わる
	(13)	全年齢になるので、意欲向上に向けたイベントを実施することで強みに代 わる
	(14)	学生が興味のある栄養学最新ニュースを随時発信

弱み	機会	戦略
(5)	(6) (7) (8)	「おかがくファンづくり」の方法が確立できれば、 v 字 回復することができる。
	(9) (13)	地域貢献を意識したイベントに学生と共に参加して、他大学等から良いイベントを参考する(情報共有を必ず意識する) 朝市などに出店できれば最も良い
	(14)	学生が興味のある栄養学最新ニュースを随時発信と管理栄養士になってや りたいことの意識づけに活用する。

強みを最大限活かすために、「おかがくファンづくり」が、学生確保するために一番重要であることがわかる。また、「栄養学×Society5.0の確立」するための行動計画、「地域貢献イベントの積極的企画・参加」など岡山学院大学が V 字回復を図るポイントが多数存在する。

経営改善計画で「おかがくファンづくり」「栄養学×Society5.0の確立」「地域貢献イベントの積極的企画・参加」を重点に実施する。また、毎年 SWOT 分析を実施する予定である

ため、重点事項を随時点検・改良する。さらに、追加項目があれば実施管理表に反映する。

(3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。

①学生募集対策と学納金計画が明確である。

経営改善計画(令和5年度から令和9年度)では、下記のように計画している。

岡山学院大学の令和7年度募集において入学定員の確保及び令和10年度募集までに入学定員50名増員を目指す。学生の継続的確保するために、総合型選抜及び学校推薦型選抜に力を入れつつ、一般選抜の強化を図る必要がある。また、スマートOKAGAKUアクションを実施することで学生が満足して卒業することが出来ると考える。

岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科入試戦略の KPI

令和 6 年度募集: 40 名 (総合型 10 名 学校推薦型 20 名 一般 10 名)

令和7年度募集:40名(総合型10名 学校推薦型20名 一般10名)

令和 8 年度募集: 44 名 (総合型 12 名 学校推薦型 22 名 一般 10 名)

令和 9 年度募集: 44 名 (総合型 12 名 学校推薦型 22 名 一般 10 名)

令和 10 年度募集: 50 名 (総合型 14 名 学校推薦型 24 名 一般 12 名)

②人事計画が適切である。

経営改善計画(令和5年度から令和9年度)では、下記のように計画している。

5年後を見据えた中長期的な経営方針として、大学・短大で共通していることは「異次元の人件費の改善」である。本学の基本給は、平成20年の5か年計画の俸給表を使用しており、年度を追う毎に経験年数として必ず1俸給上がる仕組みをとっていた。そのため、メリハリが欠けており、若手が活躍できる人事考課につながっていないと考える。そこで、2、3年かけて昇給規定の改善を図りたい。例えば、俸給表の上昇を経験年数の俸給上げ幅を0.7として、それをベースに学科業務及び学生募集における貢献度-0.2から+0.5の貢献度の増減を次年度の基本給にするなど検討する。

また、中堅後半及び高齢教員から学科業務を免除してほしいという要請が増えてきた。 55歳から65歳定年までの教員は、マンネリ業務を好むことが多くなっているため昇給 停止となっているが、学科業務の減少など仕事量と質の乖離が生じている。そこで、2、 3年かけて人事考課法を策定し実施したい。例えば、現在の俸給をベースに学科業務及 び学生募集における貢献度から-0.5から+0.2の貢献度の増減を次年度の基本給の号俸 にするなどを検討する。

さらに、理事長・学長が認める教育運営上必要教員を除いた定年で再雇用した特別専任教員は、次の教員が見つかるまでのカバーの要素が強い。また、再雇用であるため、安く教授を雇うことができる。授業担当教員から探すよう要請があるまで探さないようにしていた。定年で再雇用した特別専任教員は余生を意識している教員が多く、それが他の教員と温度差が生じやすい状態になって学生募集にも影響でている。最悪の場合、学科業務及び学生募集を一切せず、給料泥棒になっていることも生じている。勿論、特別専任教員として本学の学校運営に尽力している教員もいるので、特別専任教員の評価を実施しなければならない。そこで、2、3年かけて特別専任教員の人事考課法の確立と働き方改革を実施したい。例えば、専任教員と同様の全日勤務をしている大学の

特別専任教員の場合の基本給は 300,000 円としているが、学科業務及び学生募集の貢献度から±25,000 円の範囲内で基本給の増減を実施することなど検討する。その際は本学の最低賃金より低くならないように気を付ける。

③施設設備の将来計画が明瞭である。

経営改善計画(令和5年度から令和9年度)では、下記のように計画している。

学生生活アンケートにおいて、「トイレが古い、汚い」という答えが多い事実がある。 今後トイレ改修を図るようにするが、物価高などにより、全工事合わせて 5000 万以上 の支出があると考える。状況を見据えて計画に盛り込んでいく予定である。

④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

経営改善計画(令和5年度から令和9年度)では、下記のように計画している。 外部資金の獲得

GPの獲得数を増やし、教育の質の向上を図る。

科学研究費補助金学内説明会の回数を増やすとともに、受託研究実施者による学内研究発表を実施し、教員の研究費獲得意識の向上を図る。

寄附の充実

同窓会寄附、後援会助成金、卒業寄附の充実を図る。

特に、同窓生に対しては、母校の発展及び後輩の育成に興味をもってもらえるようホームカミングデーの更なる充実を図る。

遊休資産処分等

遊休資産処分計画は、里庄校地及び幸寮校地を売却したので終了する。

(4)大学全体及び学部・研究科等ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。

本学では、入学者の減少に伴い、定年及び自己都合の退職教職員の無補充策による人員削減、入学者数の収容定員比率を支給率に乗じた賞与の定率カット、派遣職員の活用などの策を講じて人件費を抑制しているが、一概に経常収入の増加が見込める状況ではないので、更に、人員の合理化及び抑制する賃金体系化により、令和2年度までに、人件費依存率を80%以下にすることを目指したが達成できなかった。。

事業活動収支計算書 関係比率	27 年度 決算	28 年度 決算	29 年度 決算	30 年度 決算	元年度 決算	2 年度 決算	3 年度 決算	4 年度 決算
人件費比率	66.3%	60.6%	75.9%	82.8%	87.3%	98.8%	84.2%	79.2%
人件費依存率	96.3%	110.1%	107.2%	120.1%	132.7%	142.5%	119.8%	122.1%

令和 4 年度決算において、人件費比率 79.2%、人件費依存率 122.1%と高く、人事 政策は、効果的に削減できていないのが現状である。

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

情報公開

本学の現況を現実のものとして正確に認識し、危機意識を教職員が共有できる体制を作るために本学は学内の教職員に対して財務等の情報を公開すると同時に、本学はその公共性と社会的責任から、社会や地域に対して積極的に情報を発信し、ステークホルダー(受験生、在学生、卒業生、保護者及び高等学校進路指導教員をはじめ法人の関係者)の理解と支援を得るために財務情報及び教育情報等の公開をWEBで積極的に行う。現在も本学はホームページでそれらを公開している。また、認証評価と評価結果も合わせて積極的に公表する。

危機意識の共有

本学は建学の精神・ミッション、学園の目指す将来像を提示して、それに沿った経営戦略を立てていく。今後は特に社会の様々なニーズに応じて、多様な人材育成と質の高い教育研究を提供することが必要であり、時代に即応した教育研究の活性化及び組織の改組転換など、柔軟で機敏な対応を可能とする経営戦略を立てる。そのためには、広報活動などを通じた積極的な情報発信により、本学の建学の精神・ミッション、学園の目指す将来像を社会に示し、それに対するステークホルダーの反応に真摯に耳を傾ける必要がある。平成22年3月11日付で学校法人原田学園組織倫理規則を制定しその中で情報公開と危機意識の共有を明確にした。

経営危機時代の人的資源の確保

現在のような経営が悪化する時期にあっては、経営者の姿勢や責任体制が特に重要であることは当然であるが、教職員においても危機意識を持って職務を全うしなければ、教育の質の評価を受けられないまま、学校法人としての存続そのものが危ぶまれることとなる。「教育は人なり」と言われるように、優秀な教職員を確保し、FD及びSD等による人材の育成も図りながら、安定的に経営することは本学にとってとりわけ重要な課題であり、優れた教職員は人的な資源として重要となる。特に社会や受験生からの学校の評価は、いかに魅力ある教育を提供できるかにかかる部分が多く、教員が教育研究内容の充実を図らなければ志願者の増加や企業の協力は望めない。経営上の危機を乗り越えるために経営者と教職員の資質向上と協力体制を充実させる。

教学の充実と経営

経営基盤の強化と教学の充実は車の両輪であり、学生にとって魅力的な教育を提供するという教学の充実は、経営基盤の強化に直結する。経営者と教職員が一丸となって、教育内容を不断に見直し、新しい時代のニーズに応えた人材を育成する学部・学科へと変容を図る。

財的資源の課題

経営改善計画の目標が達成できていない。

財的資源の特記事項

特になし。

教育的資源と財的資源の課題についての改善計画

経営改善計画(令和5年度~令和9年度(5ヵ年))に従い経営改善を図る。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス-

大学の設置者の長のリーダーシップ

本学の設置者は学校法人であるの設置者の長は理事長である。

理事長は、昭和 52 年 3 月法政大学大学院修士課程を修了と同時に同 52 年 4 月から 7 年間の会社勤務を経て同 59 年 4 月に学校法人原田学園主事及び英語科設置認可に係る一般教育科目「コンピュータ概論、コンピュータ演習、コンピュータ演習 II 」及び専門教育科目「英文タイプ II (ワープロ)」担当の教員組織審査を受けた岡山女子短期大学専任講師に就任した。

同 61 年 4 月からは学校法人原田学園評議員、副理事長に就任し、平成 14 年からは理事長に就任して現在に至っている。また、同 62 年 4 月から平成 2 年 3 月まで法人本部長を務め、同 61 年以降の教員歴は、同 63 年 4 月助教授、平成元年教授、同 2 年副学長、同 10 年学長また同 14 年 4 月に併設で新設した岡山学院大学の学長及び人間生活学部の学部長に就任して現在にいたっている。

理事長は、学長として入学式の式辞において、本学公式ウェブサイトや学校案内で表明している本学の建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を述べ、学生及び保護者は入学と同時に改めて本学の建学の精神を意識下に置く。また、式後のオリエンテーションで配付される学生便覧には、内表紙に教育三綱領を明記し、学則施行細則第 1 条においても明確に示し、後ページの岡山学院大学校歌の歌詞にも織り込まれ学生は常日頃から教育三綱領に触れることになる。

この他学内に対して、事務部や主要教室にも教育三綱領を掲示し、日常的な啓発にも 徹している。また、年頭および年度初めの全教職員が集合する会議など機会あるごとに 理事長・学長からの講話等で歴史・経緯を含めて説明がある。全学行事の際には常に校 歌の合唱を行っている。

以上の通り理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。

本学の最高意思決定機関は理事会である。理事会は、岡山学院大学の学長、評議員の 互選による2人(定数2)及び理事会が選任した理事3人(定数2~4)を合わせて6人(定数5~7)で構成している。

理事長は、理事の互選(寄附行為の規定)により岡山学院大学の学長が掌り、法人を代表し、その業務を総理している。また、寄附行為では、理事長は職務の執行を補佐させるため副理事長を指名することができることとしているが小規模の法人であることから指名をしていない。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときに理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う理事(寄附行為の規定)を1人指名している。以上の通り理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

平成 29 年 4 月 1 日から「組合等登記令」(昭和 39 年政令第 29 号)の一部が改正に伴い、寄附行為の資産総額の変更にかかる登記の期限を会計年度終了後 3 月以内に変更したが、現在も決算及び事業の実績報告は、毎年 5 月の定例理事会で監事の監査報告書と伴に理事会で審議決定し、同じく 5 月の定例評議員会に理事長が報告し、諮問

している。また、資産総額の変更登記においても、5月末日までに行い、更に、本学M棟1階事務室において寄附行為に規定する財産目録等の備付及び閲覧を可能とし、情報公開規程に従って財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書等の閲覧等を可能としている。尚、これらの書類は本学公式ウェブサイトで速やかに公開している。

理事会は、組織倫理規則及び経営改善計画(平成30年度~令和4年度(5ヵ年))の 中に次の教育の使命を掲げ、学園の管理運営を図っている。

- 1. 本学は、自主性とも言える建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念貫徹、共存共栄」を有し、教職員、学生及び卒業生が一体となって建学の精神を継承し高揚させるとともに、絶えず創設の理想について共通の理解を図り、学園全体を統一した教育実践の場とする。
- 2. 本学は、法令遵守に基づく学校運営の統治を強化し、経営の健全性・透明性を確保し、教育の公共的性格から、教育の永続性、堅実性を保証する。
- 3. 本学は、常に自己点検・評価に基づく教育内容の充実向上を図り、文部科学大臣の 認証した評価機関の認証を受け、国際的に通用する教育の質の保証を図る。
- 4. 本学は、受入れた学生が質の高い学習成果を修得する教育を行い卒業させるとともに、卒業後社会から高い評価を獲得することを最も重要な社会的責務とする。

理事会の会議は、寄附行為の規定及び理事会で制定施行した理事会会議規則により開催運営している。理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、理事会の議長を掌る。理事会は理事の職務の執行を監督し、随時理事長が招集する。また、理事長は、理事総数の3分の2以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から10日以内に理事会を招集しなければならないことになっているが、現在までその事例はない。

理事会は、毎年3月5月10月の定例会及び臨時会とし、寄附行為に別段の定めがある場合をのぞき、理事総数の過半数の理事の出席がなければ会議を開き、議決することはできない。

理事会は、岡山学院大学教育研究活動推進委員会規程に定めるとおり、岡山学院大学の教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するために理事会に教育研究活動推進委員会及び教育研究活動充実会議を置いている。この教育研究活動推進委員会は、認証評価を受審するためのもではなく本学独自の自己点検・評価を行う委員会であり、建学の精神に基づく教育研究上の理念、目的、学校教育法に定める大学の目的、我が国の高等教育の目指すべき基本方向に照らし、本学教育研究活動の充実改善に資する点検・評価を行うものである。

認証評価の受審を申し込む際には、理事会の議決を経て申し込む。申し込みが受理されたら認証評価に係る短期大学評価基準に基づく自己点検・評価を学科教員及び事務職員に指示し、提出期限までに理事長の最終点検を経て提出する。

私立学校法に従い理事会は、評議員会及び監事によってガバナンスを確保した業務執行を図っている。また、小規模の法人であることから事務組織においても法人本部等の事務部署を設けず、議事録の作成等の事務処理は学内理事及び学内評議員によって処理している。その他、学則の変更や学園の諸規程の制定・改正などは理事会の議決をもって実施している。

理事会は、次に掲げる事項については理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならないこととしている。

- 1. 予算及び事業計画の編成及び重要な変更、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)、基本財産の処分、運用財産の中不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
- 2. 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- 3. 私立学校法第50条第1項第3号に掲げる事由による解散
- 4. 目的たる事業の成功の不能となった場合の解散
- 5. 残余財産の帰属者に関する事項
- 6. 合併
- 7. 寄附行為の変更

当初予算及び事業計画については、毎年 3 月の定例評議員会に理事長が諮問し了承を得た後、同じく 3 月の定例理事会で審議し決定している。また予算の補正についても同様に評議員会に諮った後理事会で議決している。

決算及び事業の実績報告は、毎年 5 月の定例理事会で監事の監査報告書と伴に理事会で審議決定し、同じく 5 月の定例評議員会に報告し、諮問している。理事会は、岡山学院大学の学長、評議員の互選による 2 人(定数 2)及び理事会が選任した理事 3 人(定数 2~4)を合わせて 6 人(定数 5~7)で構成している。

以上の通り理事長は、私立学校法に則って決算の理事会議決及び評議員会への報告を各年度に滞りなく行い同時に本学公式ウェブサイトにより財務情報を公開しているので特段の課題はない。理事会は、理事長のリーダーシップのもと、私立学校法、学校教育法、短期大学設置基準等の法改正に対して敏感に対応を図っている。特に理事長が短期大学の学長であることから学則変更等においても教授会との連携を十分に図っている。

財務情報の公開、寄附行為、役員名簿、役員報酬規程は、本学M棟1階事務室において寄附行為に規定する財産目録等の備付及び情報公開規程に従って閲覧等を可能としている。尚、財務情報の公開(財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書等)は本学公式ウェブサイトでも公開している。

現在、学校法人運営及び大学・短期大学運営に必要な規程の整備の状況は以下の通りである。

1	学校法人原田学園事務組織規程
2	学校法人原田学園文書取扱規程
3	学校法人原田学園文書保存規程
4	学校法人原田学園公印取扱規程
5	岡山学院大学教授会規程

6	岡山短期大学教授会規程
7	岡山学院大学岡山短期大学合同教授会規程
8	学校法人原田学園岡山学院大学入学者選抜規程
9	学校法人原田学園岡山短期大学入学者選抜規程
10	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学合同入学者選抜管理規程
11	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学図書館委員会規程
12	学校法人原田学園岡山学院大学奨学生選考委員会規程
13	学校法人原田学園岡山短期大学奨学生選考委員会規程
14	岡山学院大学学長選考規程
15	岡山短期大学学長選考規程
16	岡山学院大学学部長選考規程
17	学校法人原田学園教職員選考規程
	学校法人原田学園就業規則
18	学校法人原田学園任期付専任教員の任用に関する規程
	学校法人原田学園服務ハンドブック
19	学校法人原田学園特別専任教員就業規則
20	学校法人原田学園非常勤教員に関する規程
21	学校法人原田学園給与規程
22	学校法人原田学園退職手当支給規程
23	学校法人原田学園旅費規程
24	学校法人原田学園経理規程
25	学校法人原田学園経理規程施行細則
26	学校法人原田学園固定資産及び物品管理規程
27	学校法人原田学園役員等報酬規程
28	学校法人原田学園役員等退職手当規程
29	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学情報処理教育センター規程
30	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学情報処理教育システム利用規程
31	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学情報処理教育推進委員会規程
32	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程
33	学校法人原田学園岡山学院大学教育研究活動推進委員会規程
34	学校法人原田学園岡山短期大学教育研究活動推進委員会規程
35	学校法人原田学園防災管理規程
36	学校法人原田学園育児・介護休業等に関する規程
37	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 FD (ファカルティ・ディベロプメント) 委員会規程
38	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 SD (スタッフ・ディベロプメント) 委員会規程
39	岡山学院大学における動物実験ポリシー、学校法人原田学園岡山学院大学動物実験規則
	岡山学院大学動物飼育施設利用のてびき―飼養保管マニュアル―
40	学校法人原田学園岡山学院大学受託研究取扱規程
41	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程
42	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学キャンパス・ハラスメント防止規程の運用について
43	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学ハラスメント調査会に関する細則
44	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学ハラスメント相談体制に関する細則
45	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学紀要投稿執筆規程
46	紀要編集委員会の編集方針
47	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学学生相談室規程
48	岡山学院大学・岡山短期大学情報セキュリティポリシー
49	岡山学院大学岡山短期大学個人情報保護に関する基本方針
50	岡山学院大学岡山短期大学学生個人情報保護規則
51	岡山学院大学学位規程
52	岡山短期大学学位規程
53	学校法人原田学園監査基準
54	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学研究倫理規程

55	岡山短期大学幼児教育学科指定保育士養成施設規程
56	学校法人原田学園情報公開規程
57	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の使用に関する行動規範
58	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いに関する規程
59	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費補助金取扱いの不正防止に関する規則
60	岡山学院大学岡山短期大学研究活動の不正行為防止に関する取扱規程
61	岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止対策の基本方針
62	岡山学院大学岡山短期大学公的研究費補助金の不正防止計画
63	岡山学院大学岡山短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱いについて
64	岡山学院大学岡山短期大学における公的研究費の内部監査マニュアル
65	学校法人原田学園公益通報者保護規程
66	学校法人原田学園教員の研究費に関する規程
67	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科高大接続連携校規程
68	学校法人原田学園岡山学院大学優待制度規程
69	岡山短期大学幼児教育学科高大接続連携校規程
70	学校法人原田学園岡山短期大学優待制度規程
71	学校法人原田学園学生納付特例の申請に関する事務取扱規程
72	学校法人原田学園資産運用規則
73	学校法人原田学園教職員兼職規則
74	学校法人原田学園専任教育職員の勤務時間の変更と自宅研究日の規則
75	経営改善プロジェクトチーム設置規則
76	学校法人原田学園 評議員会会議規則
77	学校法人原田学園 理事会会議規則
78	岡山学院大学学習評価・試験規程
79	岡山短期大学学習評価・試験規程
80	岡山学院大学科目等履修生及び聴講生規程
81	岡山学院大学休学・復学に関する規程
82	岡山学院大学退学・再入学に関する規程
83	岡山学院大学編入学等に関する規程
84	岡山短期大学科目等履修生及び聴講生規程
85	岡山短期大学休学・復学に関する規程
86	岡山短期大学退学・再入学に関する規程
87	単位当たり平均 GPA の算出規則
88	岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針
89	岡山短期大学幼児教育学科の教育方針
90	岡山学院大学入試問題作成委員会規程
91	岡山短期大学入試問題作成委員会規程 岡山学院大学他大学等において修得した単位の取扱いに関する規程
93	岡山短期大学他大学等において修得した単位の取扱いに関する規程
93	両田思期人子他人子寺において修行した単位の取扱いに関する規程 「幼稚園教育実習」履修に関する規則
95	「保育実習 I · II 」履修に関する規則
96	岡山学院大学岡山短期大学省エネルギー推進委員会規程
97	回山子院八子回山起朔八子自ニイルヤー推進安員云規程 学則第10条(4)による規程
98	学校法人原田学園組織倫理規則
99	学校法人原田学園危機管理規則
100	震災対策マニュアル
101	岡山学院大学および岡山短期大学のクラスおよびクラスメンターに関する規程
101	「臨地実習」履修に関する規則
103	「栄養教育実習」履修に関する規則
104	岡山学院大学・岡山短期大学シラバス作成規則
105	岡山学院大学・岡山短期大学シラバスチェック規則
106	岡山学院大学・岡山短期大学 S-T シャトル・カード使用規則

107	岡山学院大学管理栄養士国家試験受験対策ゼミに関する規程
108	岡山学院大学管理栄養士国家試験対策ゼミ受講に関する規則
109	岡山学院大学岡山短期大学懲戒に関する規程
110	岡山学院大学・岡山短期大学入試事務室(アドミッション・オフィス)運営規程
111	学校法人原田学園個人情報の保護に関する規程
112	学校法人原田学園個人番号及び特定個人情報取扱い規程
113	学校法人原田学園特定個人情報の取扱いに関する基本方針
114	学校法人原田学園岡山学院大学岡山短期大学 IR & EM 規程
115	岡山学院大学岡山短期大学「ヒトを対象とする研究」に関する研究倫理審査委員会規則
116	岡山学院大学岡山短期大学アセスメント・ポリシー
117	岡山学院大学岡山短期大学スマートフォン使用規則
118	学校法人原田学園岡山学院大学・岡山短期大学ガバナンス・コード
119	原田学園ガバナンス・コード確認項目遵守状況点検規則

理事は、「岡山学院大学人間生活学部食物栄養学科の教育方針」を理事会で制定施行したので、建学の精神、岡山学院大学及び人間生活学部食物栄養学科の教育目標、学習成果、学位授与の方針と卒業認定、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針の共通認識を図っている。

また理事は、理事会において組織倫理規則及び経営改善計画の中に教育の使命を掲げ、学園の管理運営を図っている。

理事は、寄附行為第 12 条第 5 項の規定に従い、昭和 25 年 4 月 1 日から起算して 4 年 ごとに任期満了し 4 月 1 日付けで改選している。従って、現在の理事は平成 30 年 3 月 28 日開催の旧定例理事会及び定例評議員会において選任された理事である。尚、寄附行為附第 5 条に定めるとおり、理事は、私立学校法第 38 条 (役員の選任)の規定に基づき選任されている。

理事長は、理事のうち1人は理事の互選により選任する。(寄附行為第6条)

監事の定数は2人(寄附行為第5条)と規定しており、理事、職員(学長、教員その他の職員を含む)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任する。

次の寄附行為第 12 条第 4 項第 1 号の役員の解任の規定は、学校教育法第 9 条 (校長及び教員の欠格事由)の規定に抵触しないよう、理事就任時にこれについて該当しないことを誓約書にして文部科学省に届け出でているが、在任時の欠格事由にも寄附行為に準用して次の様に定めている。

4 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、理事総数の3分の2以上出席した理事会において、理事総数3分の2以上の議決及び評議員会に諮問してこれを解任し新たなる役員を選出し、これに充当することができる。

- 1. 法令の規定または寄附行為に著しく違反したとき
- 2. 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 3. 職務上の義務に著しく違反したとき
- 4. 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

大学の設置者の長のリーダーシップの課題 特になし。

大学の設置者の長のリーダーシップの特記事項

理事長は米国のアクレディテーションシステムを手本にして岡山学院大学の教育の 質保証に取り組んできた。

平成3年7月の設置基準の大綱化により大学及び短期大学に自己点検・評価が義務化された。自己点検・評価は、米国の大学の教育の質保証で重要な役割を担うアクレディテーションにおいて大学が行うセルフスタディーのことである。理事長は、これからの大学の管理運営には、教育の質保証が重要になってくると考え、平成4年から米国のアクレディテーションシステムとセルフスタディーを学び本学の教育の質保証に取り入れてきた。

米国の大学の教育の質保証は、大学がアクレディテーションという独自の私的仕組みにより自発的かつ継続的にセルフスタディーを実施し、自らの質的水準の維持を図っている。米国のアクレディテーションには、100年以上の歴史があり、大学が、高等教育機関としての使命や適格性を担保した教育の質保証を報告書にしたセルフスタディーレポートを大学の関係者が相互に評価することで、大学の教育内容の充実・向上を図る自主的な活動であり連邦政府の関与はなかった。しかし近年は、奨学金の支給に関する米国の高等教育法の規定にアクレディテーション委員会または専門分野の認定団体の認定を受けている高等教育機関の学生であることが条件となり、アクレディテーションは連邦政府の制度とも紹介されるようになっている。

我が国において平成 16 年から法制化された認証評価はこの米国のアクレディテーションシステムがモデルになっており、理事長は、平成 6 年設立の短期大学基準協会が認証評価機関として認証を受けるための準備委員会に平成 14 年から加わりアクレディテーションシステムを参考にして短期大学評価基準の策定や第三者評価の仕組の構築に携わった。短期大学基準協会は平成 17 年度から認証評価を開始し、当時は第三者評価そのものの文化のない折で、理事長は事前に実施した研究交流会においてアクレディテーションシステムを例に挙げてピアレビューについて詳しく説明した。

現在理事長は、平成 26 年度から (一財) 大学・短期大学基準協会 (令和 2 年度から 短期大学基準協会を名称変更の短期大学認証評価委員会の委員長として評価校の認証 評価および短期大学教育の質保証の向上充実に取り組んでおり、さらに、令和 2 年度 から大学認証お評価委員会の副院長を務め大学教育の質保証の向上充実にも取り組んでおり、その説明責任を果たすためにも岡山学院大学の教育の質保証に真摯に取り組んでいる。

学長のリーダーシップ

学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。

学校教育法の一部改正が平成27年4月1日から施行されることを受けて、本学の教授会規程において、改正の趣旨である『教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしたこと。(第93条第2項)』及び『教授会は、学長等がつかさどる教育研究に関する事項

について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができることとしたこと。(第 93 条第 3 項)』について本学の教授会規程及び学則を改正し、学長は法令に則って教学運営を司っている。

学長は、理事長が兼務している。学長の人格及び大学運営に関する内容は、如上の理事長のリーダーシップ及び同特記事項に述べた通りである。

学長は入学式の式辞において、本学の建学の精神である教育三綱領「自律創生、信念 貫徹、共存共栄」を述べており、学生及び保護者は入学と同時に本学の建学の精神を意 識下に置く。また、式後の入学生と保護者合同のオリエンテーションで配付される学生 便覧には、内表紙に教育三綱領を明記し、学則施行細則第1条においても明確に示し、 後ページの岡山学院大学校歌の歌詞にも織り込まれていることを学長が講話する。こ の他学内に対して、事務部局や主要教室にも教育三綱領とその解説を掲示し、日常的な 啓発にも徹している。また、年頭および年度初めの全教職員が集合する会議など機会あ るごとに学長からの講話等で歴史・経緯を含めて説明がある。

更に、「建学の精神と教育理念」、そして「教育の目的・目標」、「学生の学習成果」それぞれの相互の関係を明確にして表明し、「学生の学習成果」を獲得するための「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」(三つの方針)を明解に示しているかを点検する学習成果を焦点にした向上・充実のための査定の仕組の流れについて全教職員に対して日常的に認識を促し実践を求めている。

以上の通り学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

理事会によって平成27年4月1日に制定施行された岡山学院大学岡山短期大学懲戒に関する規程及び懲戒の運用に関する基準を学生便覧に示し、岡山学院大学学則の第45条及び第46条に規定する次の事項

第45条 学生にして、学校の内外を問わず学校の秩序を乱し、学生としての本分に反した者には、 その軽重により、訓告、停学、退学処分に付することがある。

(2)前項の手続は学長が別に定める。

岡山学院大学学則の第46条

第46条 前条の規定のほか、次の一に該当する者は学長が別に定める手続を経て退学に処する。

- 1. 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- 2. 学業劣等で成績の見込みがないと認められた者
- 3. 正当の事由なく出席常でない者
- 4. 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

について手続きを定めている。

学長(任期 4 年)の選考は岡山学院大学学長選考規程により理事会において選任する。

学長は理事会において理事定員の3分の2以上の議決により任命される。学長に事故があるとき又は学長が欠けたときは、理事長が学長代行となり、1ケ月以内に理事会を招集し、新しい学長を任命しなければならない。

岡山学院大学学長選考規程

学長となる者は、岡山学院大学建学の精神を継承し、学園創立者の教育理念を理解尊重し、学園及び大学の伝統と特色とを重んじ、私立学校教育の特性を理解できる教育者でなければならない。また、教育基本法と私立学校法の精神を体し、経営基盤の健全性と公共性を尊重できる者でなければならない。その他、次の各項に抵触する者であってはならない。

- 1. 法律で定める刑罰を受けた者
- 2. 非合法的政治活動に従事した者
- 3. 経済的破綻者
- 4. 心身に著しく障害のある者
- 5. その他理事会において不適当と認めた者

以上の通り学長は学長選考規程に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

大学の管理運営体制は、学長の下に食物栄養学科と事務部で体制を整えている。

理事長が任命する学科長が学科の管理を行っている。主として学科の教学運営は学 長が統括している。

学長は、本学の教育研究活動全般についての諸事項の決定は、法令に規定されるものは決定を行うに当たり意見を求め、それ以外のものは学長の専決事項として決定し、後の教授会でその旨を報告している。教授会は毎月第1木曜日を定例とし、年間行事予定表にも新年度開始時から組み込まれている。予定に変更がある場合は、速やかに全教授に対する掲示によりその旨連絡をする。また、緊急を要する場合は、電話にて全教授に対して開催を通知し、過半数の出席者が確保できる最も早い時間に開催し、審議により議決を図る。

岡山学院大学学則に規定する教授会

教授会は、本学の教授をもって組織し、准教授、その他の教員を加えることができる。 教授会は次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 1. 学生の入学及び卒業に関すること
- 2.学位の授与に関すること
- 3.教育課程の編成に関すること
- 4. 学生の懲戒に関すること
- 5. その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めること

教授会は学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

であるので、本学の教授会規程との整合性も図られている。

本学の教授会は、岡山学院大学教授会規程に則って学長及び専任の教授をもって構成し、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる。

- (1) 学生の入学に関すること
- (2) 卒業認定に関すること
- (3) 学位の授与に関すること
- (4) 教育課程の編成に関すること
- (5) 学生の懲戒に関すること
- (6) 教育職員の資格審査についてのこと
- (7) 学則その他関係の規程の制定・改廃についてのこと
- (8) 諸施設の新設・改廃についてのこと
- (9) 学生の退学・休学・再入学・復学・転学・編入学・科目等履修生及び聴講生についてのこと
- (10) 大学の行事に関すること
- (11) その他教育研究に関する重要なる事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めたこと

また、教授会は、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができることになっているが、現在のところ事例はない。

大学短大の合同教授会は、岡山学院大学岡山短期大学合同教授会規程に即して学長及び大学及び短大の専任の教授をもって構成し、学生の生活指導に関することや学園全体の教育及び行事に関することを審議議決する。

教授会の議事録は総務課が作成し総務課において整備してある。

教授会は、理事会で制定された「岡山学院大学人間生活学部の教育方針」及び学習成果を獲得させるために、三つの方針のもとに「学習成果を基にした教育の方法、実践」を行い、成績評価など学習の結果について量的・質的データをもとにして学習成果の獲得状況について分析を行うアセスメント・ポリシーを共有している。また、学生の学習成果、三つの方針の点検、教育の方法・実践、および学生のニーズの点検などにおいてPDCAサイクルを用いて本学の教育の質保証の向上・充実を図ることをFDをとおして進めている。

学長の下に次の委員会を設置し、大学の管理運営に努めている。

大学短大 FD 委員会(岡山学院大学岡山短期大学 FD(ファカルティ・ディベロプメント)委員会規程)

教員の大学教育に対する教育研究の使命及び教育意識の改革を含めて、大学の教育、研究、社会サービスの機能の充実を図るための教員の資質開発を目的として、岡山学院大学及び岡山短期大学の全ての教員組織でもって岡山学院大学 FD 委員会及び岡山短期大学 FD 委員会(以下「FD 委員会」という。)を組織し、教育課程や特に授業に関する資質開発を最重要とし、大学の教育課程にある授業の構成要素への理解を深め、教育課程を改善することを目的とし、それらと関わる教員自らの資質開発を目指している。ま

た、大学の教育理念及び目標の認識、各学科の教育目標とカリキュラム構成の原理、担 当授業科目の授業設計、教授法、成績評価の原理等を毎年 12 月にワークショップ形式 で、関係教員相互の意見交換及び討論を通じて、岡山学院大学及び岡山短期大学の教育 の在り方を具体にしている。

学生相談室運営委員会(岡山学院大学岡山短期大学学生相談室規程)

本学の学生生活を営む上で、学生の修学及び学生生活の相談に適切に対応するため、 岡山学院大学及び岡山短期大学学生相談室を置き、委員会は、相談室が診療及び治療を 行うものではなく、学生生活を営む学生に対する学生サービスの一環として、学生の個 人的諸問題について相談に応じ、援助を行うことを前提とする相談室の運営について 審議する。

大学奨学生選考委員会 (岡山学院大学奨学生選考委員会規程)

日本学生支援機構及び各種公的奨学金の奨学生候補者を選考するため、奨学生選考 委員会を置き、奨学生候補者を面接及び選考、奨学生の指導等を行っている。

図書館委員会 (岡山学院大学岡山短期大学図書館委員会規程)

岡山学院大学及び岡山短期大学の教育方針に即した効果的な図書館運営を行うため本学に図書館委員会を置き、図書館の運営及び図書の購入の方針、その他図書館の閲覧規則及び運営規則等に関する事項について審議する。

学長のリーダーシップの課題 特になし。

学長のリーダーシップの特記事項 特になし。

ガバナンス

監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

監事は、評議員会の同意を得て理事会において選出した学外の者 2 人(定数 2)がその任に当たっている。平成 17 年 4 月から私立学校法の改正を受けて、文部科学省が開催した監事研修会に毎年出席しガバナンスの強化を図っている。

学校法人の業務及び財産の状況について理事会及び評議員会に出席して理事の業務執行状況及び議題によっては予算の執行状況を監査する。

議事録

理事会及び評議員会に出席しての監事の意見は、主として経営改善計画についてである。文部科学省に経営改善計画の実施報告を提出する際に、監事の所見を提出するので、理事会において所見を述べている。

監事は学校法人監査基準の基に次の職務を遂行している。

- 一、この法人の業務を監査すること
- 二、この法人の財産の状況を監査すること
- 三、この法人の理事の業務執行の状況を監査すること

四、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること

五、第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産の 状況又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大 な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評 議員会に報告すること

六、前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること

七、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会 に出席して意見を述べること

また、第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができることになっているがこのような事例はない。

更に、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができることになっているが同様に事例はない。

評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。

評議員会は、理事長の諮問機関として 15 人の評議員(定数 15~20)で構成している。 15 人の評議員は、本学の教職員 4 人(定数 3~5)、25 才以上の卒業生 2 人(定数 2)、理事から選任された理事 2 人(定数 2)、学長 1 人(定数 1)、在学生の保護者 3 人(3~5)及び学校法人に関係ある学識経験者 3 人(定数 2~5)となっている。評議員会の会議は、寄附行為の規定及び理事会で制定施行した評議員会会議規則により開催運営している。

評議員会の会議

評議員会の議長は会議のつど評議員の互選で定める。評議員会の会議は定例及び臨時会とし、定例会は毎年3月及び5月に招集する。臨時会は理事長が必要と認めたとき又は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合に、その請求のあった日から20日以内に招集しなければならないことになっているが、現在までその事例はない。

理事長は、理事会で審議する前に、次に掲げる諮問事項についてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないことになっており、評議員会の会議で了承を得た後、理事会を開催している。

- 一、予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。) 基本財産の処分、及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに 関する事項。
 - 二、事業計画及び事業に関する中期的な計画に関する事項。
 - 三、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項。
 - 四、合併。
 - 五、寄附行為の変更に関する事項。
- 六、理事の三分の二以上の同意による事由及び目的たる事業の成功不能の事由による解散。

七、残余財産の処分に関する事項。

八、役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の 利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準

九、その他学校法人の業務に関する重要事項。

また、理事会において議決された決算及び実績の報告は、理事長が監事の意見を付して評議員会に報告し意見を求めることとなっている。

大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任 を果たしている。

学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表し、私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。それらは本学公式ウェブサイトの「情報の公開等」で掲載している。また、財務情報は経理課の所在するM棟1階の事務室に備え置き、本学に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供することとしている。

ガバナンスの課題

特になし。

ガバナンスの特記事項

特になし。

リーダーシップとガバナンスの改善計画

特にないが、法令遵守に一層努める。